

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 2 7 年 6 月

島根大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準1	大学の目的	4
基準2	教育研究組織	8
基準3	教員及び教育支援者	23
基準4	学生の受入	39
基準5	教育内容及び方法	51
基準6	学習成果	90
基準7	施設・設備及び学生支援	98
基準8	教育の内部質保証システム	121
基準9	財務基盤及び管理運営	130
基準10	教育情報等の公表	152

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 島根大学

(2) 所在地 島根県松江市

(3) 学部等の構成

学部：法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部

研究科：人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、生物資源科学研究科、法務研究科

関連施設：教育・学生支援機構（教学企画IR室、教育開発センター、外国語教育センター、生涯教育推進センター、入学センター、キャリアセンター、保健管理センター、学生支援センター）、研究機構（戦略的研究推進センター、汽水域研究センター、産学連携センター、総合科学研究支援センター）、国際交流機構（国際交流センター、島根大学・寧夏大学国際共同研究所）、学術情報機構（附属図書館、総合情報処理センター、ミュージアム）、地域課題学習支援センター、山陰法実務教育研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部5,402人、大学院723人

専任教員数：548人

助手数：6人

2 特徴

本学は、平成15年10月、旧島根大学と旧島根医科大学の統合により新生島根大学として誕生した。旧島根大学には、汽水域、中山間地域、古代文化等、地域の特色を活かした教育と研究の蓄積があり、旧島根医科大学には、がん等の難病医療や高齢者医療を推進するなど地域の医療課題に積極的に取り組んできた歴史がある。

統合・国立大学法人化後は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進することを目標に掲げ、本学の目指す方向を広く内外に示している。

(1) 教育に関する特徴

本学は、学士課程、大学院課程において21世紀の教育改革を担う学校教員、夢と使命感を持ち地域医療に貢献

する医療人、専門的基礎学力と総合的視野を持ち、国際的に通用する技術者、社会の要請に応え得る豊かな教養と高い倫理観を備え、科学的探究心に富む人材育成等を重点的に推進している。また、学生が主体的な学びを通じて幅広い知識、広い視野、総合的な判断力を身につけ、人間への理解を深めるとともに豊かな世界観を育むことを目的として、①講義だけではない学びを通して自己の向上を目指す「ソーシャルラーニング（地域社会体験）プログラム」②自らのキャリアを切り開く力をつける「就業力育成特別教育プログラム」③高度な英語力を伸ばしつつ、グローバル社会に必要な資質を養成する「英語高度化プログラム」等の特色あるプログラムを展開している。

(2) 研究に関する特徴

本学は、統合前の両大学の実績を踏まえ、医と理工農、社会科学など融合分野の研究を重点的に推進し、地域に貢献できる新発想に基づく新領域の研究の推進に力を入れている。産業基盤が脆弱な地域に立地しているため、地域産業の振興・育成を重点政策としてきた自治体等と協力し、安価で簡易な先端技術を企業へ導入可能にする島根型のナノテクノロジーの開発、自然と人間が共生する循環型社会の構築のための環境技術の開発、地域産品を活用した健康食品等の開発を中心に産学連携による基礎研究を推進している。

(3) 地域貢献に関する特徴

本学は、松江市と出雲市に位置する両キャンパスを本拠とし多様な分野の教員を配置している。高等教育機関が極度に少ない島根県にとっては貴重な知の拠点となり、司法・行政・教育界・産業界へ知財を提供することによる貢献度は大きい。このことを自覚しつつ地域のさまざまな知的要求に応える体制づくりを推進するとともに、実践を通じて地域再生に向け活躍する人材を育成する取組に力点を置いている。

(4) 国際交流に関する特徴

本学は、過疎・高齢化の先進地域が抱える社会、経済、自然、文化にわたるさまざまな課題に取り組んできた。この研究実績を生かして世界的視野に立ち、アジア諸国を中心に平和な国際社会の発展と社会の進歩のために貢献する人材を育成し、特色ある地域課題に立脚した国際水準の研究を展開し、その成果を世界に発信することを目標に掲げ、学術・文化・人材の交流を推進している。

Ⅱ 目的

本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため、「島根大学憲章」を定めている。

「島根大学憲章」

島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与する。

4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は、地域における国際的な拠点大学として、アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け、価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって、国際社会の平和と発展に貢献する。

5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

【学部】の目的

法文学部

高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに、基礎的専門知識を有し、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材、地域社会の中核を担いうる人材を育成することを目的とする。

教育学部

幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践力を有する教師の育成を目的とする。

医学部

国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

総合理工学部

理学・工学の分野間の連携を図って理工融合型の教育・研究を推進し、総合的視野をもった活力ある人材の育成を目指すとともに、新たな科学技術の開拓を通して、社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

生物資源科学部

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養すると共に、自ら主体的に学び、問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

【大学院の目的】

人文社会科学研究科

広い視野と深く精緻な学識を培い、人文社会科学分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

教育学研究科

専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。

医学系研究科

医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。大学院教育を通して、自立して研究活動を行うのに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えた研究者の育成を図るとともに、医療や看護に求められる高度な専門知識、技術ならびに研究能力と優れた人間性を兼ね備えた専門職業人の育成を目指す。

総合理工学研究科

次に掲げる課程において、高度の専門的知識と総合的視野を持った高度技術者・研究者の育成を目的とする。

博士前期課程では、専攻する分野の体系的知識・技術や研究方法を修得し、応用力、課題探求能力とともに関連する分野の基礎的素養を持った人材を育成する。

博士後期課程では、専攻する分野の高度な知識・技術をさらに深め、これを活用する能力、独立して高度な技術開発や研究を遂行できる基礎的能力とともに、幅広い視野と後進を指導・助言できる基礎的能力を持った人材を育成する。

生物資源科学研究科

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、専門分野に関する高度の専門知識と応用能力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を担う人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学が制定した島根大学憲章において「学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究する」、「自然と共生する豊かな社会の発展に努める」、「世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成する」を使命とし、管理運営上の基本方針及び養成する人材等とともに掲げている。(資料 1-1-1-A)。この使命を実現するために、本学は「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進している。

大学の目的は、島根大学学則(以下「学則」という。)第 1 条において、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを定めている(資料 1-1-1-B)。

各学部は、教育の理念、目標等を掲げ、人材の養成に関する目的その他、教育上の目的をそれぞれの学部規則において定めている(資料 1-1-1-C)。

資料 1-1-1-A 島根大学の使命、基本方針

島根大学は、学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成
2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進
3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進
4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進
5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

(出典: 島根大学憲章 <http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/mission/>)

資料 1-1-1-B 島根大学の目的

(目的)

第 1 条 島根大学(以下「本学」という。)は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(出典: 島根大学学則 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-02.pdf)

資料 1-1-1-C 各学部在教育上の目的

島根大学法文学部規則 (教育上の目的) 第1条の2	本学部は、高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに、基礎的専門知識を有し、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材、地域社会の中核を担う人材を育成することを目的とする。 (参照： http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-01.pdf)
島根大学教育学部規則 (教育上の目的) 第1条の2	本学部は、幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践能力を有する教師の育成を目的とする。 (参照： http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/2_kyouiku/2-2-01.pdf)
島根大学医学部規則 (教育上の目的) 第1条の2	医学部は、国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。 (参照： http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/3_igaku/2-3-001.pdf)
島根大学総合理工学部規則 (教育上の目的) 第1条の2	本学部は、専門的基礎学力と総合的視野をもった活力ある人材の育成を目的とする。 (参照： http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/4_sougou-rikou/2-4-01.pdf)
島根大学生物資源科学部規則 (教育上の目的) 第1条の2	本学部は、生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養すると共に、自ら主体的に学び、問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。 (参照： http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/5_seibutsu-sigen/2-5-01.pdf)

(出典：各学部規則)

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的は学則に、また、学則を踏まえて各学部在教育上の目的はそれぞれの学部規則に定めている。学則に定める目的は、学校教育法第 83 条と合致している。

また、「大学設置基準」第 2 条（教育研究上の目的）に基づき、各学部在教育研究上の目的をそれぞれの教育研究上の基本単位ごとに学部規則の中で明確に定めている。それらの目的は、大学一般に求められる目的に適合している。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

島根大学憲章に定める本学の使命に沿って、本学大学院の目的を島根大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 1 条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを定めている（資料 1-1-2-A）。

また、各研究科は、この大学院の目的に則り、それぞれの特性に応じて理念、目標等を掲げ、人材の養成に関

する目的その他、教育研究上の目的をそれぞれの研究科規則に定めている（資料 1-1-2-B）。

資料 1-1-2-A 大学院の目的

（目的） 第 1 条 島根大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（出典：島根大学大学院学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-03.pdf）

資料 1-1-2-B 各研究科の教育上の目的

島根大学大学院人文社会科学研究科規則 （目的） 第 2 条	研究科は、広い視野と深く精緻な学識を培い、人文社会科学分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。 （参照：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-02.pdf）
島根大学大学院教育学研究科規則 （教育上の目的） 第 1 条の 2	研究科は、専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。 （参照：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/2_kyouiku/2-2-02.pdf）
島根大学大学院医学系研究科規則 （教育上の目的） 第 1 条の 2	研究科は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。大学院教育を通して、自立して研究活動を行うのに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えた研究者の育成を図るとともに、医療や看護に求められる高度な専門知識技術ならびに研究能力と優れた人間性を兼ね備えた専門職業人の育成を目指す。 （参照：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/3_igaku/2-3-002.pdf）
島根大学大学院総合理工学研究科規則 （教育上の目的） 第 1 条の 2	研究科は、次の各号に掲げる課程において、高度の専門的知識と総合的視野を持った高度技術者・研究者の育成を目的とする。 一 博士前期課程では、専攻する分野の体系的知識・技術や研究方法を修得し、応用力、課題探求能力とともに関連する分野の基礎的素養を持った人材を育成する。 二 博士後期課程では、専攻する分野の高度な知識・技術をさらに深め、これを活用する能力、独立して高度な技術開発や研究を遂行できる基礎的能力とともに、幅広い視野と後進を指導・助言できる基礎的能力を持った人材を育成する。 （参照：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/4_sougou-rikou/2-4-02.pdf）
島根大学大学院生物資源科学研究科規則 （教育上の目的） 第 1 条の 2	研究科は、生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、専門分野に関する高度の専門知識と応用能力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を担う人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。 （参考：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/5_seibutsu-sigen/2-5-02.pdf）

（出典：各研究科規則）

【分析結果とその根拠理由】

大学院の目的は大学院学則に、各研究科の教育研究上の目的はそれぞれの研究科規則に定めている。大学院学則に定める目的は、学校教育法第 99 条に合致している。

また、「大学院設置基準」第 1 条の 2（教育研究上の目的）に基づき、各研究科の教育研究上の目的を各研究科規程等の中で明確に定めている。それらの目的は、大学一般に求められる目的に適合している。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

該当なし

【改善を要する点】

該当なし

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

基準1で記述した「目的」を達成するため、学士課程の教育研究上の基本組織として、法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部及び生物資源科学部の5学部を設置している。各学部の教育研究上の目的を達成するため、それぞれ学科・課程を設け、総合大学として人文・社会科学分野、自然科学分野、工学分野、医療学分野を網羅した14学科1課程で学士課程を構成している（資料2-1-1-A）。

社会からの要請に応えるため、組織の見直しを継続的にを行い、次のように教育組織の見直しを図っている。

生物資源科学部は、平成24年4月に、地域・社会が抱える課題の変化に対応し、生態的視野を備え、生産全体を実学的かつ総合的・俯瞰的に捉えることができる専門的生産技術と経営感覚を身に付けた人材や、生態工学的視野を持ちつつ生産基盤となる地域環境資源を総合的・俯瞰的に保全・管理していく専門的技術を身に付けた人材を育成するため、これまでの「生態環境科学科」、「農業生産学科」、「地域開発科学科」を「農林生産学科」及び「地域環境科学科」に再編し、5学科を4学科に改組した（別添資料2-1-1-1）。

また、総合理工学部においても、平成24年4月に、社会からの要請に応え、学科の教育課程の内容をより正確に表し、より分かりやすい学科名称として「電子制御システム工学科」を「機械・電気電子工学科」に、「材料プロセス工学科」を「建築・生産設計工学科」にそれぞれ改称するとともに、3年次編入学定員の見直しを行った（別添資料2-1-1-2）。

資料2-1-1-A 学部・学科（課程）の構成

学 部	学 科 （ 課 程 ）
法文学部	法経学科、社会文化学科、言語文化学科
教育学部	学校教育課程
医学部	医学科、看護学科
総合理工学部	物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科、機械・電気電子工学科、建築・生産設計工学科
生物資源科学部	生物科学科、生命工学科、農林生産学科、地域環境科学科

（出典：島根大学管理学則 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-01.pdf）

別添資料2-1-1-1 生物資源科学部の改組の概要

別添資料2-1-1-2 総合理工学部の名称変更の概要

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるという目的のもとで、法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部の5学部を設置し、各学部の教育研究上の目的を踏まえ学科・課程を編成している。

また、社会のニーズの変化に柔軟に対応し、その改組を継続的に行っている。これらのことから、本学の学部及び学科（課程）の構成は、学士課程における教育研究の目的を達成する上で総合大学として適切であると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の全学共通教育（教養教育）は、特定の学部教員が担当するのではなく、各部局等に所属する教員の全学出動体制のもとで実施されており、開講される科目が特定の学問分野に偏らないよう工夫されている（別添資料 2-1-2-1）。全学共通教育のマネジメントにあたるのは全学共通教育管理委員会であり、学部・研究科代表、各科目群の担当者会議・代表者会議の代表、事務担当者、教育・学生支援機構教育開発センター教員からなり、委員長は教育学生支援機構の機構長（理事（教育・学生支援担当））が務めている（資料 2-1-2-A）。

科目群ごとに設置された担当者会議・代表者会議は、授業科目の担当教員・担当部局の代表教員によって構成され、既存科目・新規開講科目の点検や、開講科目の調整を連携してあたっている。平成 26 年度から、学生の教学データに基づきこれまでの内容を点検・評価し、改善する PDCA のサイクルを進めている（資料 2-1-2-B）。

外国語（英語・初修外国語）科目については、教育・学生支援機構外国語教育センターが担当し、当該センターが主体となって統一的な実施・評価を行っている。また、語学担当教員は当該センター専任教員に加えて、特別嘱託講師制度を設けて、ネイティブスピーカーや日本人教員を確保し、組織的教育を行っている（資料 2-1-2-C、別添資料 2-1-2-1～2-1-2-3）。

また、本学の 4 学部が位置する松江キャンパスの学生に加え、約 35km 離れた医学部のある出雲キャンパスの学生も対象とした共通の教養教育を実施するため、金曜日を全学共通教育科目を集中的に開講する曜日とし、両キャンパスを結ぶバスを運行することにより、物理的にも履修可能な教養教育体制を整備している。

さらに、全学の F D、カリキュラム改革など教育改善の取組については、教育学生支援機構教育開発センターが中心となって実施しており、上記の組織等と連携しながら全学共通教育のマネジメントを推進している（資料 2-1-2-D）。

資料 2-1-2-A 全学共通教育管理委員会の体制

（設置）

第 1 条 島根大学（以下「本学」という。）の各学士課程において、その基盤の形成のため共通して行われる教育（以下「全学共通教育」という。）の実施・運営及び管理体制を構築するため、本学に島根大学全学共通教育管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本学の全学共通教育に係る基本方針に関すること。
- 二 本学の全学共通教育に係るカリキュラムに関すること。
- 三 本学の全学共通教育に係る実施・運営に関すること。
- 四 本学の全学共通教育に係る管理体制に関すること。
- 五 その他全学共通教育に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 教育・学生支援機構長
- 二 教育・学生支援機構教育開発センター長
- 三 各学部（総合理工学部を除く。）教員代表 各1名
- 四 総合理工学研究科教員代表 1名
- 五 地域課題学習支援センター教員代表 1名
- 六 教育・学生支援機構教育開発センターに配置する専任教員
- 七 第5条第1項で規定する各担当学会議の代表 各1名
- 八 第6条第1項で規定する各代表者会議の代表 各1名
- 九 教育・学生支援部教育・入試企画課長
- 十 教育・学生支援部学務課長
- 十一 医学部学務課長

～（省略）～

(担当学会議)

第5条 委員会に基礎科目の科目区分ごとに、カリキュラム及び実施・運営に関する事項を検討する組織として次の担当学会議を置く。

- 一 外国語科目担当学会議
- 二 健康・スポーツ科目担当学会議
- 三 文化・芸術科目担当学会議
- 四 情報科学科目担当学会議

2 各担当学会議は、委員長の指名する者で構成する。

(代表者会議)

第6条 委員会に教養育成科目の科目区分ごとに、カリキュラム及び実施・運営に関する事項を検討する組織として次の代表者会議を置く。

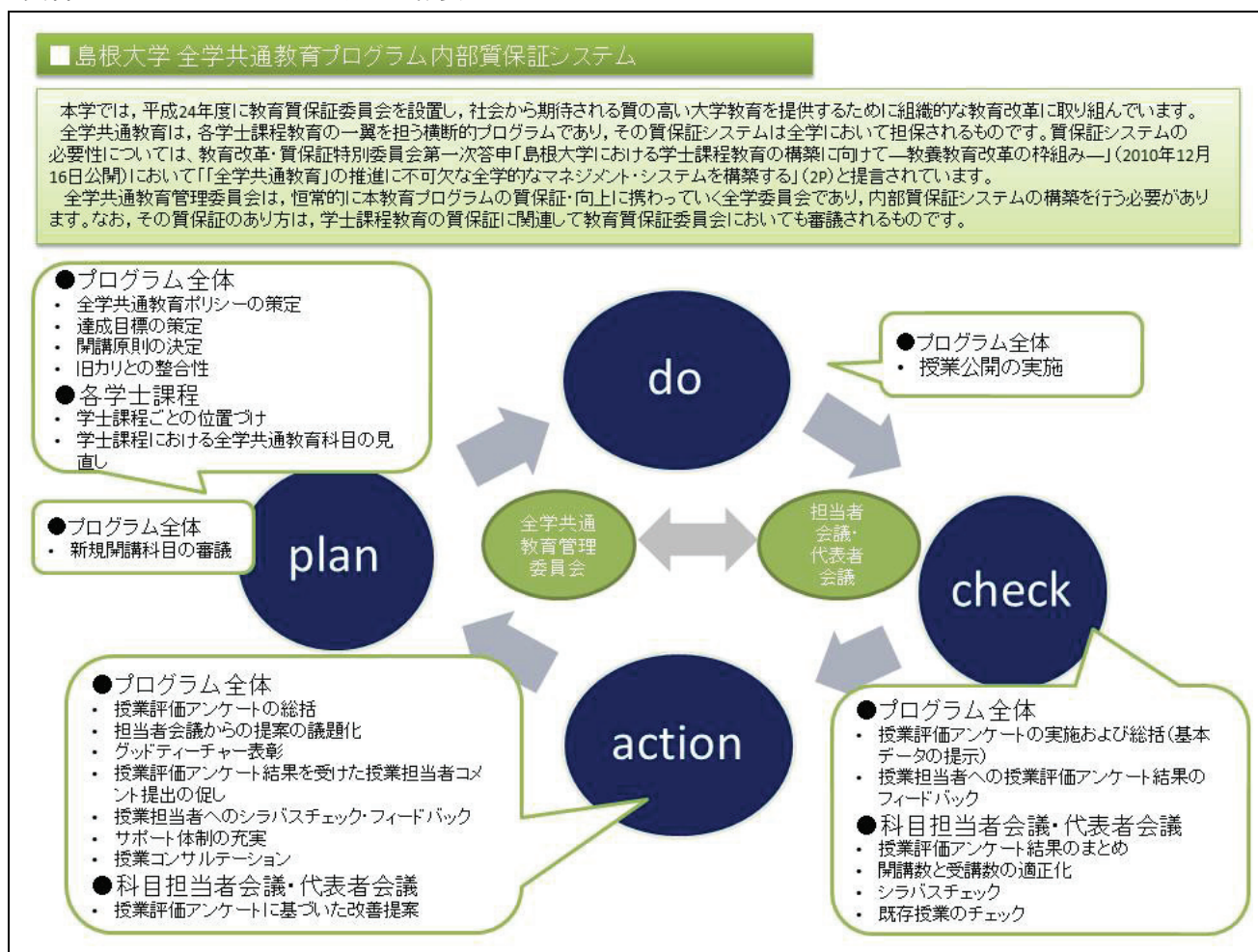
- 一 入門・発展科目代表者会議
- 二 社会人力養成科目代表者会議

2 各代表者会議は、委員長の指名する者で構成する。

(出典：島根大学全学共通教育管理委員会規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-26.pdf)

資料 2-1-2-B PDCAサイクルの概要



(出典：教育開発センター作成資料)

資料 2-1-2-C 外国語教育センターの専門別人員

	英語	ドイツ語	フランス語	中国語	韓国・朝鮮語	日本語	計
専任教員	7	2	1	1	0	1	12
特別嘱託講師	4	1	1	3	3	0	12
嘱託講師	7	1	0	0	0	4	12
計	18	4	2	4	3	5	36

(出典：企画・地域連携推進課作成資料)

資料 2-1-2-D 教育開発センターの業務

(目的)

第2条 センターは、島根大学（以下「本学」という。）の教育目標を達成するため、大学教育に関する研究・開発及び企画並びに評価を行うとともに、全学に共通する教育の適正な実施運営を統括し、もって本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大学教育に係る研究・開発及び企画に関すること。
- 二 大学教育に係るFDに関すること。
- 三 全学共通教育と専門教育の有機的連携に関すること。
- 四 全学共通教育の適正な実施に関すること。
- 五 大学教育の改善等に係る他大学等との連携に関すること。
- 六 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(出典：島根大学教育・学生支援機構教育開発センター規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/7_kyouiku-kikou/3_kyouiku-kaihatsu/2-7-3-01.pdf)

別添資料 2-1-2-1 全学共通教育科目所属別一覧

別添資料 2-1-2-2 国立大学法人島根大学嘱託講師の委託等に関する規程

別添資料 2-1-2-3 島根大学教育・学生支援機構外国語教育センターにおける特別嘱託講師の委託等に関する要項

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育（教養教育）は、全学共通教育管理委員会を中心にマネジメントを行っており、全学出動体制のもとで実施されている。また、本学の4学部が位置する松江キャンパスの学生に加え、約35km離れた医学部のある出雲キャンパスの学生も対象とした共通の教養教育を実施するため、金曜日を全学共通教育科目を集中的に開講する曜日とし、両キャンパスを結ぶバスを運行することにより、物理的にも履修可能な教養教育体制を整備している。さらに平成26年度から、学生の教学データに基づきこれまでの内容を点検・評価し、改善するPDCAサイクルを進めている。これらのことから、本学では教養教育の実施体制が適切に整備されていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

基準1で記述した「目的」を達成するため、大学院課程は、人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、生物資源科学研究科及び法務研究科の6研究科13専攻で構成しており（資料 2-1-3-A）、幅広い学問分野において高度に専門化した諸分野の研究と専門性を身に付けた人材の養成を行っている。

総合理工学研究科（博士前期課程）は、高度化、深化した専門知識・技術と隣接する関連領域まで俯瞰できる学際的知識・技術を修得させることを目的に、平成24年度に5専攻（物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻、材料プロセス工学専攻）を1専攻に統合し「総合理工学専攻」に改組した（別添資料 2-1-3-1）。

また、総合理工学研究科（博士後期課程）は、博士前期課程教育において修得した高度な理工学分野の専門知識・技術をさらに深め、これらを実社会において活用し、社会の科学・技術的發展に寄与貢献できる総合的視野を持った創造性豊かな高度技術者・研究者を養成するため、平成26年度に2専攻（マテリアル創成工学専攻及び電子機能システム工学専攻）を1専攻に統合し「総合理工学専攻」に改組した（別添資料 2-1-3-1）。

なお、法務研究科については、平成27年度から学生募集を停止している。

資料 2-1-3-A 研究科・専攻の構成

研 究 科	専 攻
人文社会科学研究科（修士課程）	法経専攻、言語・社会文化専攻
教育学研究科（修士課程）	教育実践開発専攻、教育内容開発専攻
医学系研究科（修士課程）	医科学専攻、看護学専攻
医学系研究科（博士課程）	医科学専攻
総合理工学研究科（博士前期課程）	総合理工学専攻
総合理工学研究科（博士後期課程）	総合理工学専攻
生物資源科学研究科（修士課程）	生物生命科学専攻、農林生産科学専攻、環境資源科学専攻
法務研究科（専門職課程）	法曹養成専攻
鳥取大学大学院連合農学研究科（博士課程）	生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻、国際乾燥地科学専攻

(出典：島根大学概要)

別添資料 2-1-3-1 総合理工学研究科の組織再編・改組等の状況

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、それぞれの専門分野に関する高度な知識を有する人材の育成を実施する課程で構成しており、また、組織改編によって教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応している。

本学の研究科及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切である。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

教育研究に必要な附属施設及びセンター等については、管理学則にその設置を定めている（資料 2-1-5-A）。

教育研究に係る全学的な業務を円滑かつ効果的に実施する組織として平成 25 年度に 4 つの機構を設置し、各機構の下に全学センター等を置き、それぞれ教育又は研究の目的をもって組織を運営している（資料 2-1-5-B、2-1-5-C）。各機構においては、ガバナンスを効かせるために理事を機構長とし、各機構の管理委員会において管理運営の基本方針等を審議し、それぞれの活動を推進している。今後は、高等教育の国際化の中で教育の質保証に向け、学部及び全学センターの緊密な連携をさらに高める必要がある。

また、大学設置基準第 39 条に基づき、教育学部には附属幼稚園、附属小学校、附属中学校を、医学部には附属病院を、生物資源科学部には附属生物資源教育研究センター（本庄農場、隠岐臨海実験所、三瓶演習林、匹見

演習林)を設置している。これらの施設においては、学生に対し、学校教育実習、臨床医学実習、農場フィールド科学実習など、教育課程に不可欠な実習を実施しているほか、施設の目的に沿って、教育研究に資する取組を行っている(資料2-1-5-D)。その他の全学センターにおいても、それぞれの役割に基づき授業の開講やセミナー等の企画・実施を通じて、教育活動を行っている。なお、附属生物資源教育研究センター(隠岐臨海実験所)は、平成26年7月に文部科学省認定教育関係共同利用拠点「日本海島嶼生物のフィールド資源教育共同利用拠点」に認定されている。

資料 2-1-5-A 教育研究に係る附属施設

施設区分	施設等名称
学部附属の教育研究施設	(法文学部) 山陰研究センター (教育学部) 教育支援センター 教師教育研究センター F D戦略センター (医学部) 教育企画開発室 (生物資源科学部) 生物資源教育研究センター
全学センター等	地域課題学習支援センター 山陰法実務教育研究センター (教育・学生支援機構) 教学企画IR室 教育開発センター 外国語教育センター 生涯教育推進センター 入学センター キャリアセンター 保健管理センター 学生支援センター (研究機構) 戦略的研究推進センター 汽水域研究センター 産学連携センター 総合科学研究支援センター (国際交流機構) 国際交流センター 島根大学・寧夏大学国際共同研究所 (学術情報機構) 附属図書館 総合情報処理センター ミュージアム

(出典：島根大学管理学則 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-01.pdf)

資料 2-1-5-B 各機構の組織と目的

名称	機構の目的
教育・学生支援機構	機構は、島根大学(以下「本学」という。)の教育及び学生支援に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の教育及び学生支援活動の充実発展に寄与することを目的とする。(島根大学教育・学生支援機構規則第2条 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/7_kyouiku-kikou/1_kanri-unnei/2-7-1-01.pdf)
研究機構	機構は、島根大学(以下「本学」という。)の全学的・学際的な研究に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の研究の推進及び産学官連携の推進に寄与することを目的とする。(島根大学研究機構規則第2条 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/8_kenkyu-kikou/1_kanri-unnei/2-8-1-01.pdf)
国際交流機構	機構は、島根大学(以下「本学」という。)の国際化及び国際交流に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の国際化・国際交流の推進に寄与することを目的とする。(島根大学国際交流機構規則第2条 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/9_kokusai-koryu-kikou/1_kanri-unnei/2-9-1-01.pdf)
学術情報機構	機構は、島根大学(以下「本学」という。)の学術情報に関する企画・立案・実施・検証等を行い、もって本学の学術情報を通じた教育研究活動の支援及び地域社会に向けた情報発信を行うことを目的とする。(島根大学学術情報機構規則第2条 http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/10_gaku-jutsu-joho-kikou/1_kanri-unnei/2-10-1-01.pdf)

(出典：各機構規則より作成)

資料 2-1-5-C 全学的な教育研究施設の目的・活動

施設名		施設の目的	主な教育研究活動
教育・学生支援機構	教学企画IR室	教育目標を達成するため、本学の教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と情報提供・助言等を行い、島根大学教育・学生支援機構の各センターの機能の向上を図り、本学の教育活動の充実発展に寄与する。	・教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と情報提供のための「教学IRシステム」の構築
	教育開発センター	教育目標を達成するため、大学教育に関する研究・開発及び企画並びに評価を行うとともに、全学に共通する教育の適正な実施運営を統括し、もって本学の教育活動の充実発展に寄与する。	・各種FDの企画・実施 ・全学共通教育のマネジメント ・特別副専攻等全学教育プログラムの開発・実施 ・各種学習支援プログラムの企画・実施 ・教育の質保証評価書の編集
	外国語教育センター	外国語教育の知的拠点として、言語的コミュニケーション能力を培う教育を行うことのほか、外国語教育を通じて総合的な知性・教養・人格を形成し、異文化理解と共生文化の創造に資する教育を行う。	・学生ニーズ・社会的ニーズに即した外国語教育プログラムを企画・実施 ・「外国語教育センター・ワークステーション」を設け、日常的に学生を支援 ・外国人留学生及び日本人派遣留学生のためのサポートプログラムを企画・実施
	生涯教育推進センター	生涯学習に関する教育及び研究を行うとともに、本学における教育研究の成果を広く社会に開放し、よりよい生涯学習社会の実現に資する。	・公開講座・公開授業の全学的統合運用、社会人受講者の学習活動支援及び松江市民大学との連携講座の実施 ・生涯学習の推進に係る市町村教育委員会職員・施設職員等の社会教育指導者の養成研修の実施 ・団塊世代層に対する講座カリキュラムの研究・開発
	入学センター	入学者選抜及び高大接続の改善・開発を行い、もって主体的に学び自らを高めようとする学生を確保する。	・入学者選抜方法の企画・改善・調査分析 ・入学前教育の企画・実施 ・高大接続事業
	キャリアセンター	学生のキャリア形成及び就職活動をより円滑に推進するため、全学的立場から支援する。	・キャリア形成・就職支援 ・キャリア・就職ガイダンス ・進路・就職相談 ・インターンシップの推進 ・就業力育成特別教育プログラムの実施
	保健管理センター	保健管理に関する専門的業務を一体的に行い、学生及び職員の健康の保持増進を図る。	・学生の健康保持活動
	学生支援センター	学生支援業務を総括的に取り扱い、もって学生生活の充実に寄与する。	・学生の課外活動支援、学生生活支援等
研究機構	戦略的研究推進センター	島根大学が有する知的資産と知的創造力を活用し、地域に密着した個性的な研究及び国際水準の独創的な研究を集中的かつ戦略的に推進し、その成果を教育に反映するとともに広く社会に還元する。	・プロジェクトセンターを立ち上げ、部局を超えた特徴的な研究活動の実施
	汽水域研究センター	汽水域の自然・人文・社会環境の研究等、汽水域に関する総合的、かつ、学際的な研究を推進し、本学の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資する。	・島根大学重点研究プロジェクトへ汽水域環境再生グループとして参加 ・汽水域研究発表会の開催と専門誌「ラグナ」の編集・発行 ・公開授業「汽水域の科学」の実施

	産学連携センター	本学と企業、地方公共団体等外部の機関との研究や知的財産などの活用面における連携を推進し、本学の教育研究の進展に資するとともに地域社会における産業技術の振興及び発展に寄与する。	・総合理工学研究科・生物資源科学研究科講義において「研究開発マネージメント (MOT) 基礎概論」及び主に社会人を対象に「MOT セミナー」を実施 ・高校生を対象に高大連携事業として医学部・附属病院を中心に「産学連携による実用化体験」を実施 ・教員・学生を対象に「知的財産セミナー」を開催
	総合科学研究支援センター	生命、環境、物質・材料創成及びその融合領域に関する総合的な科学研究の深化を図るとともに、各学部等における研究を支援する。	・4 専門分野毎に独自及び共同研究セミナー・技術指導セミナーの定期的実施 ・研究機器の集中整備・中央管理化・共同利用の促進・学外共同利用施設の利用促進の実施 ・学内外共同研究の実施ならびに推進
国際交流機構	国際交流センター	国際化及び国際交流の推進に向けて、各種事業の企画・立案をするとともに、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び海外留学を希望する学生（以下「派遣留学生」という。）に対し、積極的な支援等を行うことにより、本学の国際交流の推進に寄与する。	・「留学のための英語による教養基礎」「欧米の現代留学事情」などの海外留学を促進する授業の開講
	島根大学・寧夏大学国際共同研究所	都市と農村との地域間格差問題、中山間地域（条件不利地域）の活性化、開発と環境問題などを主要なテーマとして両大学において共同研究を行い、研究成果をアジアをはじめとする世界に発信するとともに、人材の育成・交流の積極的な展開、国内外の研究者に開かれた中国・西部地域研究の拠点づくりを進める。	・共同研究の継続実施と成果を発信する日中国際学術セミナーの開催及び出版活動の実施 ・若手研究者の派遣・招聘及び調査・セミナー参加による育成・交流の実施 ・本研究所を拠点とする中国西北部の大学・研究機関による学術ネットワーク形成を目指す活動展開
学術情報機構	附属図書館	図書、学術雑誌その他必要な資料を収集、組織、保管し、これを利用者の教育・研究・学習等の要求に対して提供し、併せて学術情報システム活用場として機能することにより、島根大学における教育研究活動を支援するとともに、地域社会の知的情報拠点としての役割を果たす。	
	総合情報処理センター	情報処理システムを整備運用し、学内外の情報ネットワークとの連携を図り、本学における教育、研究その他の情報処理のための利用に供するとともに、学術情報システム等の開発を行い、あわせて人材の育成を支援し、本学における情報処理の進展に資する。	・全学の教育・研究推進のための情報基盤の整備・運用 ・情報に関する現代的な課題を扱う「総合科目」の開設 ・実社会と結びついた研究教育実践の場としての実務的システム開発ラボラトリーの設置
	ミュージアム	本学における標本資料類などを大学所有の有形知的財産として位置づけ、それらを収集、整理・保管及び調査研究をした上で、展示公開などによる教育、普及啓発、情報発信の促進及び地域貢献などを行う。	・博物館関連教育・公開講座などの実施 ・標本資料類などの収集・整理・保管・調査研究・展示・普及啓発・情報発信 ・島根大学構内遺跡・島根大学出雲キャンパス構内遺跡の調査研究・報告書刊行
地域課題学習支援センター		島根大学が実施する地（知）の拠点整備事業において、地域協創型人材の育成に資するための地域課題解決型教育を推進するとともに、自治体と連携し地	・OOC 人材育成コースにおける教育プログラムの設定 ・地域学習支援 IT システムの構築・運用

	域課題の解決に貢献する。	
山陰法実務教育研究センター	島根大学が有する知的資産を有効に活用し山陰地域における法実務教育を行うとともに、そのための教育プログラム及び教育研究体制に関する調査研究を行い、もって山陰地域における法学教育の充実発展に寄与する。	・履修証明プログラムとしての、「法実務スキルアップのための特別教育プログラム」を開講

(出典：企画・地域連携推進課作成資料)

資料 2-1-5-D 学部附属の教育研究施設及び役割

施設名		目的	主な教育研究活動
法 文 学 部	山陰研究センター	法文学部を中心とした、山陰・環日本海地域の特性を踏まえた特色ある研究を推進し、その研究成果を公表することにより、地域の産業経済及び文化の発展に寄与する。	・山陰研究報告会の開催 ・山陰研究シリーズの発行
教 育 学 部	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校	島根大学教育学部の附属学校として、学び続ける子どもの育成を目的として、豊かな『社会生活』を創造する幼小中一貫教育の実現を目指している。	学校教育法に基づいて、幼稚園教育、小学校教育、中学校教育を行うほか、教育学部の計画にしたがって大学生に対する学校教育実習の指導を行うとともに、教育の理論と実践についての研究並びにその実証を行う。
	教育支援センター	教育学部の教育と研究を支援する施設として教材開発や教育用ビデオなど効果的に利用する事が出来るほか、社会に開かれた幅広く総合的な教育活動を行う。	・全国初の1,000時間におよぶ体験学修の必修化に伴う多様な体験学習プログラム履修サポート ・基礎体験活動の振り返りや教職に関わる学生相談、情報交換などの学びの場「だんだん塾」を開設 ・基礎体験活動の振り返り(2年生対象：充実期セミナー)、総括(4年生対象：発展期セミナー)を実施
	教師教育研究センター	全学の教職課程を担当し、教職科目の改善を図り、教職課程関連カリキュラムを一元的に管理・運営するとともに、教員免許更新制に対応する。	・他学部・学科の教職課程(教職科目)の一元管理、学生の主体的な勉強会のサポート ・中国地方の国立5大学間の連携による多様かつ高度な教員免許状更新講習の実施 ・宇宙航空研究開発機構と宇宙教育に関する連携協定の締結(連携して教員免許状更新講習を開講)
	F D戦略センター	教育学部における教員養成教育の改善、充実に資する教育課程の再編、授業の改善及び事業の企画・実施等のF Dの活動を企画・立案、実施することを通して山陰地域における教員養成基幹学部としての使	・学部教育活動評価委員会による実習前外部評価の実施 ・実習前外部評価のための基礎資料(プロフィールシート)の作成

		命を達成する。	・学部FD研修会の継続開催及び面接道場の実施
医学部	附属病院	病院は、診療を通じて医学の教育及び研究に資することを目的とする。	・人間性豊かな思いやりのある医療人の育成 ・地域社会に還元できる臨床研究の推進
	教育企画開発室	医学部における医学・看護学教育の向上に資するための方策を総合的に企画・立案し、その充実を図る。	・医学科及び看護学科のカリキュラム改革 ・CBT及びOSCEの実施 ・チュートリアル学習及びクリニカルワークシップの充実 ・現代GP「地域医療教育遠隔支援eラーニングの開発」の推進及びFDの開催
生物資源科学部	生物資源教育研究センター	農学・農業、林学・林業及び日本海における生物・海洋に関する教育・研究並びに森林・耕地・海洋を結ぶ生態系をめぐる物質循環の解明などを学際的に科学する教育・研究を行うとともに、これらの研究成果等を通して、広く地域社会の発展に寄与する。	・三瓶演習林、匹見演習林において演習林実習の実施 ・本庄総合農場を拠点にして農場実習の実施 ・隠岐臨海実験所を拠点にして臨海実習の実施

(出典：企画・地域連携推進課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学のセンター等は、それぞれ独自の教育研究活動目的を明確に定め、かつ、その目的に応じて従来の学部・研究科の枠を越えて全学的な教育研究を推進するうえで重要な役割を果たしている。また、学部附属施設はそれぞれの学部の教育研究に必須の役割を担っている。これらの附属施設・センター等は、本学が定める教育研究の目的を達成する上で不可欠のものであり、適切に機能していると言える。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は、教育活動に係る重要事項を審議するため、国立大学法人法に基づき、学長、理事、副学長、学部長、研究科長をはじめとする評議員で構成する教育研究評議会を置き、原則として毎月1回開催している。教育研究評議会では、中期目標、中期計画及び年度計画、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃、教員人事、教育課程の編成に関する方針、学生の在籍及び学位の授与に関する方針、教育研究の状況に関する自己点検・評価などの重要事項について審議している。教育研究評議会では、審議事項や報告事項とは別に平成24年度より協議事項を設け、実質的な議論ができる工夫を行っている（資料2-2-1-A、別添資料2-2-1-1）。

また、管理学則に基づき、総合理工学部を除く各学部及び総合理工学研究科に教授会を置き（資料2-2-1-B）、

学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（資料 2-2-1-C）について、学長の決定にあたり意見を述べるものとしている。また、各学部等の教授会規則においても、教授会の意見を述べるものとその他の審議事項を明確に定め、原則として毎月 1 回以上開催している（資料 2-2-1-D、別添資料 2-2-1-2）。

研究科においても、教育研究に関する重要事項について研究科委員会で審議することを各研究科委員会規則で定め、原則として毎月 1 回開催し審議している（資料 2-2-1-E、別添資料 2-2-1-3）。

各学部等には、上記のほか、教育委員会（法文学部、生物資源科学部）、教務・学生支援委員会（教育学部）、教務委員会（医学部、総合理工学部）などを置き、教育課程や教育方法の検討などの学部教育全般について月 1 回程度審議している（別添資料 2-2-1-4）。

資料 2-2-1-A 教育研究評議会の組織と審議事項

国立大学法人島根大学管理学則（抜粋）

（参照：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-01.pdf）

（教育研究評議会）

第 7 条 法人に、法人法第 2 1 条に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

国立大学法人島根大学教育研究評議会規則（抜粋）

（参照：http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-03.pdf）

（組織）

第 2 条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- 一 学長
- 二 常勤の理事
- 三 副学長
- 四 各学部長（総合理工学部長を除く。）
- 五 総合理工学研究科長及び法務研究科長
- 六 医学部附属病院長
- 七 機構に置くセンター等の長又は教授のうちから 2 名
- 八 各学部（総合理工学部を除く。）から選出された教授 各 2 名
- 九 総合理工学研究科から選出された教授 2 名
- 十 事務局長

～省略～

（審議事項）

第 4 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人島根大学経営協議会規則（平成 1 6 年島大規則第 2 号。以下「経営協議会規則」という。）第 4 条第 1 号に掲げる事項を除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（経営協議会規則第 4 条第 2 号に掲げる事項を除く。）
- 三 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員人事に関する事項
- 五 教育課程の編成に関する方針に係る事項

- 六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- 八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 九 その他本学の教育研究に関する重要事項

(出典：島根大学規則集)

資料 2-2-1-B 教授会の審議事項

(教授会等)

第40条 本学の各学部、総合理工学研究科及び法務研究科（以下「学部等」という。）に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 本学の各機構については、機構管理委員会を置く。

5 教授会及び機構管理委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(出典：国立大学法人島根大学管理学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-01.pdf)

資料 2-2-1-C 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」について

国立大学法人島根大学管理学則（平成16年島根大学則第1号）第40条第2項第3号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」については、次の各号に掲げるものとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 三 休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項
- 四 組織再編等に関する事項
- 五 部局長候補者の選考に関する事項
- 六 島根大学名誉教授の推薦に関する事項

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から実施する。

(出典：島根大学規則集)

資料 2-2-1-D 教授会の審議事項例（法文学部）

(組織)

第2条 教授会は、法文学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に掲げる事項の他、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 副学部長の選考並びに学内及び学部内各種委員会委員等の選出に関する事項
- 二 授業及び試験等学業に関する事項
- 三 学生団体及び学生生活に関する事項
- 四 学部教育又は研究に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項
- 五 予算に関する事項
- 六 その他学部等の教育、研究及び運営に関する事項

(出典：島根大学法文学部教授会規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-03.pdf)

資料 2-2-1-E 研究科委員会の審議事項 (例)

(審議事項)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の選考に関する事項
- 二 教育課程及び試験に関する事項
- 三 入学、休学、退学、懲戒その他学生の身分に関する事項
- 四 学位に関する事項
- 五 その他研究科の教育、研究及び運営に関する事項

(組織)

第3条 研究科委員会は、研究科長並びに研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師を委員として組織する。

(出典：島根大学大学院教育学研究科委員会規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/2_kyouiku/2-2-04.pdf)

別添資料 2-2-1-1 教育研究評議会審議状況一覧及び議事要録例

別添資料 2-2-1-2 生物資源科学部教授会議事録

別添資料 2-2-1-3 人文社会科学研究科委員会議事要旨

別添資料 2-2-1-4 教務委員会等の審議状況

【分析結果とその根拠理由】

教育研究評議会は原則として毎月定期的に行われ、教育研究活動に係る重要事項を審議している。また、学部・研究科を単位とする教育活動に関わる重要な審議事項は、学部等教授会・研究科委員会の議を経て決定し、その審議内容を議事録に記録するなど、教育活動に係る重要事項を審議するため必要な措置を講じ、かつ、適正に運営され、必要な活動を行っている判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学生の教学データに基づきこれまでの内容を点検・評価し、改善する PDCA のサイクルを進めるなど、全学教育の改善・充実を図っている。
- 教育研究に係る全学的な業務を円滑かつ効果的に実施する組織として、平成 25 年度に理事を機構長とする 4 つの機構を設置し、各機構の下に全学センター等を置き、それぞれガバナンスを効かせた形で教育または研究の目的をもって組織を運営している。
- 教育研究評議会において、審議事項や報告事項とは別に協議事項を設けるなど実質的な議論ができる工夫を行っている。

【改善を要する点】

- 高等教育の国際化の中で教育の質保証に向け、学部及び全学センターの緊密な連携をさらに高める必要がある。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、島根大学管理学則において、学部・学科又は課程を、学科又は課程の下に系又は講座を置くことを定め、大学院に研究科を、研究科の下に専攻を置くことを定めており、総合理工学研究科においては領域を置くことを定めている（資料 3-1-1-A、資料 3-1-1-B）。総合理工学部においては、教員は大学院総合理工学研究科に所属し学部を兼務しているが、その他の学部においては学部を本務として大学院を兼務している。

それぞれの教員組織における責任体制については、各学部・学科に学部長及び副学部長を配置している（資料 3-1-1-C、資料 3-1-1-D）。学部長は、その学部に関する校務をつかさどり、教授会等を招集し、議長となり教授会を主宰する役割を担っている。各学部内においては、各学科に学科長を配置しており、学科間の教育研究業務を調整するため各学科代表等の構成による学科代表者会議により、日常の教育研究業務の基本事項を処理している。

学部では、副学部長、学生委員長、教務委員長等による教育研究に必要な執行部、各種委員会体制を確立しており、これらの委員会は、各学科等から選出した委員で組織編制しており、組織的な連携・責任体制を確立して教育研究業務の執行に当たっている（別添資料 3-1-1-1）。

研究科は、学部と同様に、研究科長の下に研究科委員会又は研究科委員会に代わる企画運営委員会を組織し、研究科長の下で、副研究科長を含む専攻代表等で構成される執行部等によって責任体制を構築している。総合理工学研究科については、研究科長と副研究科長の他に領域長を置き、各領域内及び領域間の調整を行っている（資料 3-1-1-E）。

資料 3-1-1-A 学部の教育研究組織編成

学 部	学 科 (課 程)	講 座 等 名
法文学部	法経学科	法経
	社会文化学科	社会文化
	言語文化学科	言語文化
教育学部	学校教育課程	初等教育開発、心理・発達臨床、言語文化教育、共生社会教育、数理基礎教育、自然環境教育、人間生活環境教育、健康・スポーツ教育、芸術表現教育
医学部	医学科	◇基礎医学系 解剖学、生理学、生化学、生命科学 ◇臨床基礎医学系 薬理学、病理学、微生物・免疫学 ◇社会医学系 法医学、環境保健医学、医療情報学、医療社会文化学 ◇臨床医学系 内科学、皮膚科学、小児科学、外科学、整形外科学、脳神経外科学、泌尿器科学、精神医学、産科婦人科学、耳鼻咽喉科学、眼科学、放射線医学、麻酔科学、緩和ケア、歯科口腔外科学、臨床検査医学、救急医学、地域医療教育学、地域医療政策学
	看護学科	基礎看護学、臨床看護学、地域・老年看護学
総合理工学部	物質科学科	物質構造、物質設計、物質機能、量子物理、物質化学
	地球資源環境学科	地球物質システム学、環境地質学、自然災害工学
	数理・情報システム学科	数理構造、数理解析、応用情報学、計算機科学
	機械・電気電子工学科	制御システム工学、計測システム工学、電気電子システム工学、電子デバイス工学
	建築・生産設計工学科	材料工学、機械加工システム学
生物資源科学部	生物科学科	生物科学教育コース
	生命工学科	生命工学教育コース
	農林生産学科	農業生産学教育コース、森林学教育コース、農林生態科学教育コース、農林経済学教育コース
	地域環境科学科	生態環境学教育コース、環境資源工学教育コース、地域工学教育コース

(出典：国立大学法人島根大学管理学則より作成)

資料 3-1-1-B 大学院の組織編成

研 究 科	専 攻	課 程	領 域
人文社会科学研究科	法経	修士課程	
	言語・社会文化		
教育学研究科	教育実践開発専攻	修士課程	
	教育内容開発専攻		
医学系研究科	医科学専攻	修士課程	
	看護学専攻		
	医科学専攻	医学博士課程	
総合理工学研究科	総合理工学専攻	博士前期課程	物理・材料科学、物質化学、地球資源環境学、数理科学、情報システム学、機械・電気電子工学、建築・生産設計工学
	総合理工学専攻	博士後期課程	
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	修士課程	
	農林生産科学専攻		
	環境資源科学専攻		
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	

(出典：国立大学法人島根大学管理学則より作成)

資料 3-1-1-C 教員組織の責任体制

(学部長)
第24条 本学の各学部、各研究科に学部長を置く。ただし、総合理工学部長は、総合理工学研究科長をもって充てる。
2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。
(副学部長)
第25条 本学の各学部、各研究科に副学部長を置く。ただし、総合理工学部副学部長は、総合理工学研究科副研究科長をもって充てる。
2 副学部長は、学部長の職務を助け、学部長の職務のうちあらかじめ定める範囲内の業務を処理する。
(学科長)
第26条 学科に学科長を置く。
2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(出典：国立大学法人島根大学管理学則)

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-01.pdf

資料 3-1-1-D 副学部長の設置状況

学 部	人数	担 当
法文学部	3	研究・企画担当、評価担当、教育担当
教育学部	4	企画・総務担当、教育戦略担当、教育改善担当、研究・国際交流担当
医学部	2	人事管理及び財務担当、学部評価及び研究企画担当
総合理工学部	4	企画・総務担当、評価・教育戦略担当、教育・学生支援担当、研究戦略・広報担当 (それぞれ副研究科長が兼ねる)
生物資源科学部	3	研究・企画担当、教育・学生支援担当、地域連携担当

(出典：各学部規則等より作成)

資料 3-1-1-E 教員組織の責任体制

(研究科長)

第49条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長（総合理工学研究科及び法務研究科の研究科長を除く。）は、基礎となる学部の学部長をもって充てる。

(副研究科長)

第49条の2 総合理工学研究科に副研究科長を置く。

2 研究科（総合理工学研究科を除く。）に副研究科長を置くことができる。

(領域長)

第49条の3 領域に領域長を置く。

2 領域長は、その領域に関する事項を整理する。

(出典：国立大学法人島根大学管理学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-01.pdf)

別添資料 3-1-1-1 教育学部管理運営組織図（例示）

【分析結果とその根拠理由】

学部においては法文学部、医学部、総合理工学部及び生物資源科学部の4学部に学科制、教育学部では教員養成に適した課程制を採用し、また、研究科においては各分野に応じた専攻を組織している。また、責任体制については、学部長・研究科長を中心として教育研究に係る責任の所在を明確にした教員組織編制となっている。

観点3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程教育を担当している専任教員数は548人であり、各学部においても、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している（別紙様式「大学現況票」）。なお、法文学部の法経学科及び生物資源科学部の生物科学科においては、大学設置基準上必要な教員数は確保されているが、必要とされる教授数が足りていないため、今後欠員補充や昇任等により補充が求められる。また、教員一人当たりの学生数は平均9.1人であり、各学部別の教員一人当たりの学生数は、法文学部13.7人、教育学部6.9人、医学部5.2人、総合理工学部13.2人、生物資源科学部9.7人である（資料3-1-2-A）。

教育上の主要な授業科目は72%の専任の教授又は准教授が担当している。また、その他の科目についても専任の教授、准教授、講師又は助教が担当し、嘱託講師による主要科目の担当は、各授業の特性に従い、学外の有識者による講義・演習とすることが教育上有益であると判断される場合など、例外的で一時的なものとしている（資料3-1-2-B）。

資料 3-1-2-A 学士課程における専任教員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学 部	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	合 計	学 生 収容定員	教員一人 当たりの 学生数
法文学部	30 人	32 人	5 人	0 人	0 人	67 人	920 人	13.7 人
教育学部	47 人	33 人	17 人	1 人	0 人	98 人	680 人	6.9 人
医学部	56 人	28 人	8 人	77 人	4 人	173 人	910 人	5.3 人
総合理工学部	50 人	43 人	9 人	20 人	1 人	123 人	1,624 人	13.2 人
生物資源科学部	30 人	37 人	2 人	18 人	0 人	87 人	840 人	9.7 人
合計	213 人	173 人	41 人	116 人	5 人	548 人	4,974 人	9.1 人

（出典：大学現況票より作成）

資料 3-1-2-B 必修・選択必修科目における専任教員の担当状況（平成 26 年度）

学部等	開講科目数				教授・准教授が 担当した割合	専任教員が担 当した割合
	専任教員		嘱託講師が 担当	合計		
	教授・准教授が 担当	講師・助教が担 当				
全学共通科目	985	69	495	1549	64%	68%
法文学部専門科目	113	1	10	124	91%	92%
教育学部専門科目	277	47	39	363	76%	89%
医学部専門科目	139	16	5	160	87%	97%
総合理工学部専門科目	194	19	8	221	88%	96%
生物資源科学部専門科目	182	14	4	200	91%	98%
専門科目計	905	97	66	1,068	85%	94%
合計	1,890	166	561	2,617	72%	79%

（出典：各学部等からの報告に基づき作成）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程教育を担当している専任教員数は、大学設置基準上必要とされる教授数が満たされていない学科があるものの、全ての学部において大学設置基準で定めている必要数を上回っている。また、教育上主要と認める授業科目のうち72%の科目において、専任の教授・准教授が担当している。

観点 3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程を担当している研究指導教員数は387人であり、研究指導補助教員数は354人である（資料 3-1-3-A）。大学現況票のとおり、教育学研究科教育内容開発専攻を除く全ての研究科で大学院設置基準第9条に定める研究指導教員、研究指導補助教員数を満たしている。教育学研究科については、平成28年度に教職大学院に改組を予

定しており、改組に合わせて当該専攻の教員定数基準に準拠するよう改組計画を立案している（別添資料 3-1-3-1）。

専門職学位課程である法務研究科の教育を担当する専任教員数は13人で、うち実務家専任教員は6人、また、みなし専任教員数は3人である（資料3-1-3-B）。

資料 3-1-3-A 大学院課程における研究指導教員等数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

研 究 科	課 程	研究指導教員		研究指導補助教員	合 計	学 生 収容定員
			うち教授数			
人文社会科学研究科	修士課程	61	29	0	61	24
教育学研究科	修士課程	40	40	48	88	80
医学系研究科	修士課程	66	50	134	200	54
	博士課程	41	41	138	179	120
総合理工学研究科	博士前期課程	83	42	4	87	248
	博士後期課程	24	15	28	52	36
生物資源科学研究科	修士課程	72	31	2	74	120
合計		387	248	354	741	682

（出典：大学現況票より作成）

資料 3-1-3-B 専門職学位課程における専任教員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

研究科		専任教員			合計	学生収容定員	教員一人あたりの学生数
		うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数			
法務研究科	13	9	6	3	13	40	3.1

（出典：大学現況票より作成）

別添資料 3-1-3-1 教職大学院改組計画概要

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程を担当している専任の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、教育学研究科教育内容開発専攻において大学院設置基準で必要とされる専任教員数を満たしていないものの、平成 28 年度の改組計画において解消予定である。その他の研究科においては大学院設置基準で定められている必要数を上回っており、教育活動を展開するために必要な教員数を確保している。

観点3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員の年齢構成は、特定の年齢層に偏らず、バランスがとれている（資料3-1-4-A）。また、平成26年度の大学の女性教員比率は17.6%、外国人教員の割合は2.0%となっている（資料3-1-4-B）。

教員組織の活動を活性化するために、公募制・任期制、サバティカル研修制度、女性教員支援制度、若手教員支援制度、優秀教員表彰制度、業績連動型年俸制等を実施している。

（1）公募制・任期制

「島根大学における教員人事の指針」に基づき、教員の採用に当たっては、原則公募により選考が実施されている（資料3-1-4-C、別添資料3-1-4-1）。また、特色ある教育研究の充実を図るため、「国立大学法人島根大学教育職員の任期に関する規程」において、任期を定めて任用する教員について定め、各学部等において幅広く採用を進めている（資料3-1-4-D、別添資料3-1-4-2）。

（2）サバティカル研修制度

研究能力及び資質向上を図るため、国立大学法人島根大学教員のサバティカル研修に関する規則（http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/03_jinji/1-3-21.pdf）を定め、各学部においてこの制度を活用している（資料3-1-4-E、別添資料3-1-4-3）。

（3）女性教員等の支援制度

本学における男女共同参画事業を推進するため設置している男女共同参画推進室において、基本理念・基本方針のもと、女性研究者の裾野の拡大、全学的な女性支援体制の強化、仕事と家庭の両立支援のための学内環境整備等の取組により、男女共同参画を推進している（別添資料3-1-4-4）。育児や介護等により、研究時間の確保が困難な研究者に対して大学が雇用した研究サポーターを配置し研究の補助業務を行う「研究サポーター配置制度」を設けている（資料：3-1-4-F、別添資料3-1-4-5）。また、医学部附属病院は、「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けており、医学部附属病院ワークライフバランス支援室において、ワークライフバランスを重視した働きやすい病院を目指して、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利支援事業の拡充を行っている（資料3-1-4-G）。これらの仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める取組が評価され、平成23年12月2日付けで島根県より、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業として「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」認定された。また、平成25年1月15日付けで、島根労働局より『子育てサポート企業』（国が認定する子育て支援に取り組む企業・団体）として認定されている。

（4）若手教員支援制度

若手教員に対しては、研究を鼓舞奨励し、将来を担う優れた教員を育成するため常勤の教員を対象にした研究支援制度を整備し、公募の中から20件～30件を選定のうえ、研究を遂行するのに必要な経費として1件あたり35万円の研究経費の支援を実施している（別添資料3-1-4-6）。

（5）優秀教員表彰制度

優れた研究実践を顕彰する「研究功労賞」として教員に対する学内表彰制度を設けている（別添資料3-1-4-7）。また、優れた教育実践を顕彰することにより、教員の教育面での実績に対する功労を大学として評価すること、優れた教育実践を周知すること、教員の教育方法及び教育技術の向上を図ること等を目的として、教育活動及び教育改善に多大な貢献を行った教員を表彰する「優良教育実践表彰」を行っている（別添資料3-1-4-8）。

（6）プロジェクトセンター

部局を超えた特徴的な教育研究プロジェクトに参加する研究グループをプロジェクトセンターとして位置づけて見える化することにより、研究活動の一層の活性化と推進を目指すものとして、15のプロジェクトセンターを立ち上げ、学部を超えた共同教育研究を行っている（別添資料3-1-4-9）。

（7）業績連動型年俸制

研究活動の活性化を図るため、平成26年度より、プロジェクトセンターのリーダー・サブリーダーのうち同意が得られた者や若手教員に業績連動型年俸制を導入している（資料3-1-4-H）。

資料3-1-4-A 専任教員の年齢構成（平成27年5月1日現在（機構等の教員を含む））

年齢区分	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上
構成人数	11	65	119	129	125	93	102	90
構成割合	1%	9%	16%	18%	17%	13%	14%	12%

（出典：人事労務課作成資料）

資料3-1-4-B 女性教員・外国人教員の比率（平成27年5月1日現在（機構等の教員を含む））

区分	人数	女性教員数	女性教員の割合	外国人教員数	外国人教員の割合
教授	238	17	7.1%	2	0.8%
准教授	208	36	17.3%	7	3.4%
講師	79	24	30.4%	1	1.3%
助教	203	48	23.6%	5	2.5%
助手	6	4	66.7%	0	0%
合計	734	129	17.6%	15	2.0%

（出典：人事労務課作成資料）

資料3-1-4-C 島根大学における教員人事の指針

島根大学（以下「本学」という。）の教員人事に関しては、次に掲げる事項をもってその指針とする。

1. 教員の人事については、本学並びに学部（総合理工学部を除く。）、総合理工学研究科、法務研究科、機構、評価室、男女共同参画推進室、地域課題学習支援センター及び山陰法実務教育研究センター（以下「学部等」という。）における理念・目標に沿って行う。
2. 本学及び学部等の将来計画を踏まえつつ、社会的又は学問的な要請から必要とされる教育研究分野を担当する教員の確保に配慮する。
3. 教員の選考に当たっては、教育・研究能力及び人物等を総合的に評価して判断する。
4. 人材の多様化を図るため、次に掲げる事項について配慮する。
 - （1）出身大学・大学院の多様化
 - （2）いわゆる社会人出身教員の構成比
 - （3）女性教員の構成比
 - （4）外国人（在日外国人を含む。）教員の構成比
5. 教員の配置においては、次に掲げる事項について配慮する。
 - （1）役割の分担と連携の下で組織的に職務が遂行できるよう配慮すること。

(2) 専門教育体制と教養教育体制の双方に配慮すること。

6. 教員の採用に当たっては公募を原則とし、広く適任者が得られるよう努力する。

(出典：島根大学における教員人事の指針)

資料 3-1-4-D 任期制適用職員の構成 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

所属	任期制適用	適用なし	計
法文学部	0	67	67
教育学部	19	79	98
医学部	135	38	173
医学部附属病院	121	3	124
大学院総合理工学研究科	1	122	123
生物資源科学部	0	87	87
大学院法務研究科	0	11	11
教育・学生支援機構	9	15	24
研究機構	12	11	23
学術情報機構	1	0	1
地域課題学習支援センター	2	0	2
評価室	1	0	1
合計	301	433	734

(出典：人事労務課作成資料)

資料 3-1-4-E サバティカル研修制度活用状況

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 数	1	0	3	3	4

(出典：研究協力課作成資料)

資料 3-1-4-F 研究サポーター（研究支援員配置）制度活用実績

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用教員数	13	4		4	6
研究サポーター（支援員）数	23	4		7	6

(出典：男女共同参画推進室作成資料)

資料 3-1-4-G ワークライフバランス支援室の取組概要

島根大学医学部
附属病院

ワークライフバランス支援室

HOME
医学部TOP
附属病院TOP
お問合せ

●仕事と家庭(育児)の両立支援のための支援制度を活用しましょう！

女性が結婚・出産を経て職場に復帰するときは、誰しも大きな不安を感じるものです。
 そんな不安を少しでも軽減するために、利用できる支援制度を事前にしっかりと調べておくことが肝心です。
 結婚したら、妊娠したら、まずはパートナーと一緒に情報収集をしましょう。
 島根大学医学部の教職員・学部生・大学院生の皆さんが利用できる制度をまとめてみました。

産休・育休を取りたい
復帰後の働き方を検討したい

子どもを保育園に預けたい

子どもが病気の時でも預けたい

保育園の時間外に子供を預けたい
子供の送迎をして欲しい

家事を手伝ってほしい

仕事や子育ての悩みを相談したい

両立支援制度
パンフレット

両立ママ
インタビュー

女性職員休憩室
(臨床研究棟)

女性休憩室
(基礎研究棟)

←←← 結婚・妊娠・出産・復職などのライフイベントに併せたワークライフバランスを支援する本学の制度・手続きを、職種別にわかりやすくまとめたパンフレットを作成しました。どうぞご利用ください。

←←← 大学や地域の育児支援制度を活用し、上手に両立を図っている「両立の達人」の体験談も要チェック！！

←←← 臨床研究棟2Fに職員休憩室(女性用、兼搾乳室)が整備されました。女性職員の休憩場所としての利用はもとより、搾乳場所や更衣室として使用できるような環境も整えてあります。ぜひ、ご利用ください。

←←← 基礎研究棟6Fに女性休憩室が新設されました。女性であれば職員・大学院生・留学生どなたでもご利用できます。事前届出は不要です。ぜひ、ご利用ください。

(出典：島根大学ウェブサイト <http://www.med.shimane-u.ac.jp/hospital/wlb/report1/info3.html>)

- 32 -

資料 3-1-4-H 業績連動型年俸制適用職員配置状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学部等名	法文学部	医学部	総合理工学研究科	生物資源科学部	その他	合計
人数	1	4	3	2	4	14

（出典：人事労務課作成資料）

別添資料 3-1-4-1	教員の公募状況
別添資料 3-1-4-2	国立大学法人島根大学教育職員の任期に関する規程
別添資料 3-1-4-3	教員のサバティカル研修制度の概要
別添資料 3-1-4-4	男女共同参画推進室事業実施報告
別添資料 3-1-4-5	研究サポーター配置希望者募集要項
別添資料 3-1-4-6	平成 26 年度若手教員支援制度採択者一覧
別添資料 3-1-4-7	研修表彰に関する要項及び研究表彰該当者
別添資料 3-1-4-8	教員の教育表彰に関する取扱要項
別添資料 3-1-4-9	プロジェクトセンター一覧

【分析結果とその根拠理由】

教員組織は、年齢の構成にバランスが図られており、女性教員及び外国人教員数について一定程度は確保しているものの、一層の充実を図るための措置を講じる必要がある。教育研究活動の活性化を図るため、教員の公募制や研修制度を設けているほか、教育研究における方法及び意欲の向上を図るための支援制度、表彰制度を設けるなど、教員組織の活動を活性化するための措置を適切に講じている。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の人事は、それぞれの組織の理念・目標に沿って行い、採用にあたっては、研究・教育能力及び人物等を総合的に判断すること、人材の多様化を図るため女性教員の構成比、外国人教員の構成比等に配慮することを教員人事の指針としている（前掲資料 3-1-4-C）。

教員の採用及び昇任の基準については、島根大学教員選考基準により教授、准教授、講師、助教及び助手の資格をそれぞれ定めており（資料 3-2-1-A）、採用及び昇任の手続きは国立大学法人島根大学教員の採用手続等に関する規則（http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/03_jinji/1-3-06.pdf）に基づき適正に行われている（別添資料 3-2-1-1）。

学士課程における教育上の指導能力を評価するため、公募採用候補者には、必要に応じて模擬授業やプレゼンテーション等を実施させ、複数の人事審査委員による審査を実施している（別添資料 3-2-1-2）。

大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行うため、各研究科において定める資格基準に従い、資格審査委員会等により資格審査を行っている。また、大学院課程を担当する教員の再審査制度を整備している（別添資料 3-2-1-3、別添資料 3-2-1-4）。

資料3-2-1-A 教員選考基準

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（出典：島根大学教員選考基準

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/03_jinji/1-3-05.pdf）

別添資料 3-2-1-1	教員の採用、昇任の手続の流れ
別添資料 3-2-1-2	教員公募例（応募者への模擬授業の実施義務明記）
別添資料 3-2-1-3	大学院課程教員の審査基準
別添資料 3-2-1-4	大学院課程教員の再審査基準及び実施状況

【分析結果とその根拠理由】

教員選考基準によって教授、准教授、講師、助教及び助手の採用・昇任の資格を定めている。また、教員の確保に当たっては研究能力、教育能力及び人物等を総合的に評価すること並びに人材の多様化を図るため教員人事の指針を定めている。教員の採用及び昇任の手続きは、人事委員会等を置いて円滑に進めており、組織として適切に運用している。

観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、国立大学法人島根大学における教員個人評価に関する規則に基づき（資料 3-2-2-A、資料 3-2-2-B）、国立大学法人島根大学教員個人評価基準に沿って、医学部を除く学部等においては、毎年「教育」、「学術・研究」、「社会貢献」及び「組織運営」の 4 領域を対象に教員の個人評価を実施している。なお、医学部については、前述の 4 領域に加え、「医療」の領域を加えた 5 領域を対象としている（別添資料 3-2-2-1）。各教員は、本学で開発した大学評価情報データベースシステムにこれらの領域の活動実績を入力した上で自己評価を行い、部局長は各教員が作成した自己評価書を確認のうえそれぞれに対して評価案を作成し、組織内に立ち上げた評価委員会の委員と調整のうえ評価を実施している。

また、観点 3-1-④に記載した業績連動型年俸制適用職員については、年俸制の趣旨に沿って業績評価と上記の個人評価を組み合わせるウエイト付けを行った上で総合評価を行うよう定めている（別添資料 3-2-2-2）。

評価結果の概要は、教育研究評議会において各評価者の意見を添えて報告を行い、必要に応じて評価制度の改善を行っている。また、「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン（別添資料 3-2-2-3）」に基づき、評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させている。

資料 3-2-2-A 教員個人評価の概要

（個人評価の実施及び目的）

第 2 条 個人評価は、評価実施年度の前 1 年度分（以下「評価対象年度」という。）の評価を毎年度実施する。ただし、評価対象年度の 1 年間の実績では客観的な評価が困難な場合は、評価対象年度を含む過去 3 年分（以下「過去 3 年分」という。）を通じた活動実績を考慮して評価を行うことができる。

2 前項の評価は、教員の教育・研究活動等の質的向上を図り、評価後の必要な改善を目的として実施する。

（被評価者及び評価者）

第 3 条 個人評価の対象（以下「被評価者」という。）は、常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。ただし、評価対象年度において、在職期間が 1 年未満の者又は本務地での勤務期間が 6 月に満たない者を除く。

2 個人評価は、原則として被評価者の所属する各学部（総合理工学部を除く。）、総合理工学研究科、法務研究科、各機構、評価室、

男女共同参画推進室、地域課題学習支援センター及び山陰法実務教育研究センター（以下「部局等」という。）の長が行う。

3 部局等の長（以下「評価者」という。）、副学長（理事が兼ねる副学長を除く。）、国立大学法人島根大学年俸制適用職員給与規程（平成26年島大規則第72号）が適用される者及び助手の評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（個人評価の方法）

第4条 個人評価は、被評価者が作成する自己評価報告書及び諸活動の実績データ（以下「根拠データ」という。）に基づき、別に定める評価基準により行う。

（出典：国立大学法人島根大学における教員個人評価に関する規則

http://www.shimane-u.ac.jp/common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-09.pdf）

資料 3-2-2-B 教員個人評価の流れ

評価の流れ：



（出典：評価室作成資料）

別添資料 3-2-2-1 島根大学教員個人評価基準及び実施状況

別添資料 3-2-2-2 国立大学法人島根大学教員個人評価における国立大学法人島根大学年俸制適用職員給与規程適用職員の評価基準

別添資料 3-2-2-3 教員個人評価処遇反映のためのガイドライン

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育・研究活動等の質的向上を図る目的で教員の個人評価を実施し、評価結果の概要を教育研究評議会に各評価者の意見を添えて報告を行っている。また、その評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させている。

観点 3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

全学の教育活動を支援する事務部門として松江キャンパスに教育・学生支援部（教育・入試企画課、学務課、学生支援課の3課で構成）を置き、また、出雲キャンパスには、医学部の教育支援に直接関わる学務課を置き、それぞれ職員を配置している（資料 3-3-1-A）。

演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手は、医学部に3人、総合理工学部に1人配置しているほか、常勤の教務職員を医学部に2人配置している。

附属図書館の業務は、図書情報課の職員が担当しており、常勤、有期契約職員を含め、12人の職員が司書資格を持つ者や司書補、図書業務に関する専門的研修を受講した者等の専門的知識を有する職員である。

主に学部学生に対する教育指導の補助者として、授業、演習、実験及び定期試験実施等の補助に充てるためTA制度を活用し大学院学生を採用している（資料 3-3-1-B）。

資料 3-3-1-A 教務担当課職員の配置状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

所 属 名 称	事務職員	事務補佐員	教務補佐員	臨時用務員	合 計
教育・入試企画課	8	9	1	0	18
学務課	24	6	0	0	30
学生支援課	12	9	0	1	22
医学部学務課	12	8	0	0	20
合 計	56	32	1	1	90

（出典：所属別在職者一覧）

資料 3-3-1-B TA等の配置実績（平成 26 年度）

教養・専門の区分	対象科目（又は学部等名）	TA等配置実人数（人）	TA等従事延人数（人）	従事総時間数（時間）
教養教育	基礎科目	2	2	20
	教養育成科目	25	67	430
専門教育	法文学部	14	100	1,316
	教育学部	29	189	814
	医学部	30	266	7,686
	総合理工学部	150	714	6,867
	生物資源科学部	81	375	4,741

（出典：各学部等からの報告）

【分析結果とその根拠理由】

入学試験、学生の履修指導、成績の管理、試験の実施、修学の支援、進路・就職の支援、学生相談等多岐にわたる業務に対応するため、必要な事務組織を置いて教育活動を組織的かつ効率的に支援する体制を構築している。

また、授業等において教員を補助するため教務職員や助手、TAの教育補助者も必要に応じて配置している。

以上のことから、教育活動を展開するため必要な事務職員等が配置され、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める取組が評価され、島根県より、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業として「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」認定されている。また、島根労働局より『子育てサポート企業』（国が認定する子育て支援に取り組む企業・団体）として認定されている。

さらに、医学部附属病院については、「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受け、ワークライフバランスを重視した働きやすい病院を目指して、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利支援事業の拡充が行われている。

- 部局を超えた特徴的な教育研究の活性化を図るため、15 のプロジェクトセンターを立ち上げ、学部を超えた共同教育研究を行っている。

【改善を要する点】

- 教員組織の活動の活性化を図るため、女性教員や外国人教員などの多様な人材を一層充実させる措置を講ずるなど、さらなる改善を行う必要がある。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

島根大学憲章に基づき、すべての入学者受入方針の基盤として、大学全体として求める学生像を明らかにして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定めている（資料4-1-1-A）。

学士課程教育においては、学科・課程単位でアドミッション・ポリシーを定めている（資料4-1-1-B、別添資料4-1-1-1）。

これらアドミッション・ポリシーの構成要素である「求める学生像」については、すべての学科で多面的に人物像を記述・説明し、入学に際して必要な学力についても具体例を示している。

また「入学者選抜の基本方針」については、教育学部・総合理工学部の全学科及び生物資源科学部の農林生産学科・地域環境科学科では、入試種別ごとに求める学生像のうちのいかなる資質・能力に主眼を置いて受け入れるのかを明記している。法文学部及び生物資源科学部の生物科学科・生命工学科は、平成26年度にアドミッション・ポリシーの見直しを行い、平成27年度から、入試種別ごとに求める学生像の資質・能力を明記することとしている。

一方、大学院においてもすべての研究科で、専攻ごと、あるいは専攻内のコースごとにアドミッション・ポリシーを定め（資料4-1-1-C、別添資料4-1-1-2）、各研究科の「求める学生像」を具体的に示している。

総合理工学研究科の一部のコースでは、「入学者選抜の基本方針」をアドミッション・ポリシーに明記しており、総合理工学研究科のその他のコース及び生物資源科学研究科では、入試における「評価の基準」として記載している（別添資料4-1-1-3）。

資料 4-1-1-A 本学の入学者受入方針

学生受入方針

島根大学が目指す教育は、次のとおりです。

- 自然のしくみ、社会の歴史と構造、豊かな学術文化、人間への理解を深める教育
- 幅広い知識、広い視野、総合的な判断力を身に付け、豊かな世界観をはぐくむ教育
- 自らの社会的役割に対する自覚を深め、現代社会を担う専門的力量を高める教育

島根大学は、主体的に学び、自らを高めようとする人を求めます。

- 自然、社会とその歴史、学術文化、人間への理解を深めようとする知的好奇心が旺盛な人
- 人と社会へのつながりを大切にし、専門的力量を高めようとする人
- 地域及び現代社会の諸課題に目を向け、積極的に関わろうとする人
- 高等学校段階の基礎的な学力を十分に身につけ、入学する学部・学科で必要とする教科・科目で優れた学力を有する人

（出典：島根大学学生受入方針：http://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/admission_policy/accept_policy/）

資料4-1-1-B 学士課程の入学受入方針（例：生物資源科学部）

アドミッションポリシー	
生物 科学 科	生物科学科では、多岐にわたる生命現象を、生物集団から個体、細胞、さらには分子に至る種々のレベルから捉え、理解する能力を育むことを目標としています。そのために、学生の皆さんが、（１）様々な生物科学の知識を統合し、自ら設定したテーマを実験・観察を通して主体的、多面的に探究すること、（２）研究成果を発表し、互いに議論を交わすこと、（３）生命現象を科学的に学び、探究する者として果たすべき社会的責任について考え身につけること、ができるようなカリキュラムを編成し、教育を行っています。このカリキュラムにおいて十分な学習成果をあげるために、生物科学科では高校までに習得すべき基礎学力を備え、生物科学を学ぼうとする強い意欲を持ち、生命現象を深く探求しようとする科学的な好奇心に富んだ人を受け入れます。
生命 工学 科	生命工学科では、動物、植物、微生物など多様な生物が持つさまざまな生命現象を分子・細胞・生体のレベルで解明し、その成果を社会に広く還元し、生物産業や化学産業等に応用発展させるために必要な素養を備えた人物の育成を目標としています。そのために、生物学と化学の知識を基盤に、ライフサイエンスとバイオテクノロジーの基礎から応用までを学び自ら洞察する力を養うためのカリキュラムを編成しています。このような観点から生命工学科では、高等学校における理科を中心とした基礎学力を十分に備え、ライフサイエンスとバイオテクノロジーに強い関心を持ち、熱意と意欲を持って学習・研究し、将来この分野の知識と経験を生かして活躍したい人を受け入れます。
農林 生産 学科	自然、生物、食に関して興味があり、農林業に関する知識・技術・研究・普及に対して熱心に取り組もうとする意欲を持ち、他者を大事にする誠実な人を求めています。農林生産学科で学んでいくためには、高等学校卒業程度の基礎的な学力を十分に身につけ、優れた能力を有していることが必要です。このような方針に基づき、一般入試では高等学校における基礎学力を十分に備えた人を、推薦入試では学業とともに人物が優秀な人を受け入れます。
地域 環境 科学 科	資源と環境を適切に保全・管理しながら持続的に利用する環境調和社会の創造に関心を持ち、その実践のために必要となる専門的知識や技術を学ぼうとする意欲のある人を求めています。一般入試の前日程では数学や理科をはじめとする基礎学力を十分に備えた人を、また後日程では基礎学力と目的意識を兼ね備えた人を受け入れます。推薦入試では学業成績と人物がともに優秀で、旺盛な学習意欲と明確な目的意識を持った人を受け入れます。

（出典：平成27年度入試要項（1～2ページ））

資料4-1-1-C 大学院課程の入学受入方針（例：総合理工学研究科（博士前期課程））

アドミッションポリシー	
理工・医連携コース	本コースは理工分野の高度な専門知識と、その知識を医学、医療に応用する視点とを兼ね備えた人材の育成を目指しています。従って本研究科の他の7つのコースの何れかに対応する学問分野の基礎を身につけた学生で、理工学の医学・医療応用に関心のある学生を求めます。
物理・材料科学コース	物理学、材料学の基礎を身に付けた学生で、自然科学を基礎から探求・理解することを志向する学生、基礎科学・応用科学技術に興味を持ち、物質を微視的な視点から研究し、新しい物質の開発を目指す学生、現代の物質観を身に付けたい学生を求めます。 そのため、一般入試では博士前期課程の教育を受けるのにふさわしい物理学、材料科学の基礎知識と応用力及び英語の基礎学力とプレゼンテーション能力を備えた学生を、推薦入試では大学における成績が上位であり、人物が優秀で意欲のある学生を受け入れます。
物質化学コース	人類に有用な物質の創製や高効率で環境負荷の少ない物質・エネルギー変換技術を開発するため、物質の性質や機能を原子・分子レベルから合理的に理解し、それらの知見を統合的に活用することに興味を持つ学生を求めます。

	博士前期課程で授業を履修し、研究を行うためには、しっかりと化学の専門知識と応用力及び語学力が必要です。 このような方針に基づき、一般入試では大学の化学に関する基礎学力及び英語力を十分に備えた学生を、推薦入試では大学の成績が優れており、人物が優秀で意欲のある学生を受け入れます。
地球資源環境学コース	地質学を基礎とした学際的見地から地球資源環境学の分野を研究することについて興味を有し、より深い知識、高度な技術を身につけ、それを将来、技術者、教育者として社会のために役立てたいと考えている学生、研究を自主的に進める意欲のある学生を求めます。 博士前期課程で研究に取り組み、課程を修了するためには、研究内容を理解し、適切に表現する能力、主体的に研究に取り組む強い意欲、及び英語の学力が必要です。 このような方針に基づき、特に地球物質システム学・環境地質学・自然災害工学などに対する秀でた理解力と科学的思考能力を備え、かつ積極的に学修に取り組む意欲のある学生を受け入れます。
数理科学コース	代数学・幾何学・位相数学などの構造論的抽象数学や自然・社会現象を理解するための数理解析に興味を持ち、本コースで習得した数学や数理科学の専門的知識を背景に数学や自然科学における新たな見識を得たい、よりよい社会づくりに役立ちたい、高い見識を持つ教員として次世代に数学を伝えたいとの意欲を持つ学生を求めます。 博士前期課程では、大学の学部教育に相当する課程を通じて得られる学力を基礎にして専門性の高い学問領域での教育が行われます。そのため、それぞれの専門領域に応じて、代数学、幾何学、位相数学、解析学や統計学などに関する基礎的知識が必要です。 このような方針に基づき、大学の数学教育の課程を履修して習得される学力、あるいは同程度の学力を備えていることが認められ、かつ数学に対する強い情熱と学習意欲を持つ学生を受け入れます。
情報システム学コース	ソフトウェア・ハードウェアのものづくりを実践したい人やそのための理論的背景を学び、新たな方法論を提案したい人を求めます。 博士前期課程を修了するためには、研究を主体的に推し進めることができる基礎学力・熱意、研究構想力を備えている必要があります。 このような方針に基づき、一般入試では物事を自ら整理し、発展させることのできる能力を持つ学生を、推薦入試では大学の成績が上位で、人物が優秀で情報工学に熱意を持つ学生を受け入れます。
機械・電気電子工学コース	機械工学又は電気・電子工学分野に関する専門知識と思考力を有し、探究心が旺盛でかつその分野の学修に熱意を持つ学生を求めます。 そして、一般入試では専攻分野の専門知識を備えた学生を、推薦入試では学部における成績が上位である学生を受け入れます。
建築・生産設計工学コース	本専攻では、都市計画、建築計画、建築構造などの分野並びに天然資源の有効利用と資源・材料の変換技術や諸物性解明及びその材料利用に関わる分野に興味を有する学生を求めます。 特に、専攻する専門分野における内外の文献情報、調査・実験などの計画立案及び解析に対する基礎知識と対応意欲を有していることが要求されます。そのためには、一般入試では主に文章表現能力とプレゼンテーション能力を求め、推薦入試では主にプレゼンテーション能力を求めます。
英語による「地球」教育研究特別プログラム	地球科学、地球環境、エネルギー・資源、大規模自然災害などに興味があり、より深い知識、高度な技術そして国際性を身につけ、それを将来、研究者、技術者、教育者として国際社会のために役立てたいと考えている学生を求めます。 地球資源環境学コース、物質化学コース、機械・電気電子工学コース及び建築・生産設計工学コースの入学者

	のうち、本プログラムへの編入希望者の中から規程に従って受け入れます。 本プログラムの博士前期課程で研究に取り組み、課程を修了するためには、研究内容を理解し、適切に表現する能力、主体的に研究に取り組む強い意欲とともに、英語でのコミュニケーション能力が必要です。
--	---

(出典：学生受け入れ方針 http://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/admission_policy/accept_policy/)

別添資料4-1-1-1	各学部の入学者受入方針
別添資料4-1-1-2	各研究科の入学者受入方針
別添資料4-1-1-3	「評価の基準」の記載例

【分析結果とその根拠理由】

学士課程において、アドミッション・ポリシーは全学科で定められており、その構成要素である「求める学生像」については、全学科で明確である。「入学者選抜の基本方針」が明記されていなかった学部・学科のうち、法文学部及び生物資源科学部生物科学科・生命工学科では、「入学者選抜の基本方針」を明記したアドミッション・ポリシーを平成28年度入試要項に掲載することとしている。

大学院におけるアドミッション・ポリシーは、専攻あるいはコースごとに定められ、「求める学生像」が明記されている。

今後の課題としては、すべての学部・研究科が、アドミッション・ポリシーに「求める学生像」と併せて「入学者選抜の基本方針」を明確に記載することである。

観点 4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点到係る状況】

本学は、「求める学生像」に沿った学生を受け入れるため、入学者選抜において、受験生の能力・適性等の多面的な判定、受験機会の複数化などに配慮した多様な選抜方法を採用している（資料 4-1-2-A）。

学部的一般入試では、大学入試センター試験の科目とその配点、個別学力試験の科目とその配点等を考慮し、小論文・面接等を組み合わせて学生を選抜している（別添資料 4-1-2-1）。

また、学力試験だけでは測れない多面的な能力や適性を判断するものとして教育学部及び総合理工学部において面接や小論文試験等を採用したアドミッション・オフィス（AO）入試を実施している。

学部では、一般入試、AO入試のほか、当該専門分野に対する強い興味・関心や適性、多様な経験等を持った人物を受け入れるため、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入試Ⅰ）、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入試Ⅱ）、社会人入試、帰国生入試、3年次編入学入試、私費外国人留学生入試を実施している（資料4-1-2-1）。例えば、帰国生入試においては、我が国と異なる環境の中で教育を受け、国際的視野を持つ学生を受け入れるという趣旨を踏まえ、評価基準を定めて小論文・面接により入学者選抜試験を実施している。また、医学部看護学科における3年次編入学入試の場合は、看護系短期大学・看護系専門学校の卒業者を対象に、資質の高い看護専門職の養成するという趣旨を踏まえて英語・総合問題・面接により入学者選抜を実施している。私費外国人留学生入試を実施している法文学部・総合理工学部・生物資源科学部では渡日前入学を実施している。

医学部医学科では「地域枠推薦入試、緊急医師確保対策枠推薦入試」を、看護学科では推薦入試に「地域枠」を設けて実施し、へき地医療への強い使命感を持った学生を発掘している（別添資料 4-1-2-2）。また、平成28年度入試からは他の4学部においても、地域のリーダーとして地域に貢献できる人材育成を目的とした「地域貢

献人材育成入試」を開設し、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法により実施することとしている（別添資料 4-1-2-3）。

大学院では、研究科ごとに学生募集要項を作成し、それぞれの専攻・コースごとに定めたアドミッション・ポリシーに沿って、外国語・専門科目の筆記試験、小論文、口頭試問、面接等により一般入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試を実施している（再掲資料 4-1-2-A）。また、アドミッション・ポリシーに沿って多様な人材の受け入れを目指し、総合理工研究科博士前期課程・後期課程及び生物資源科学研究科においては、秋季入学や渡日前入学を実施し、留学生を含む海外からの受験者に便宜を図っている。

資料 4-1-2-A 入学者選抜試験実施方法(平成 27 年度)

学 部	実施方法	渡日前 入学許 可	研究科	実施方法	渡日前 入学許 可
法文学部	一般入試 推薦入試 I 社会人入試 私費外国人留学生入試 帰国生入試 3年次編入学入試(一般入試、社会人入試)	○	人文社会科学研究科	一般入試 推薦入試 社会人入試 私費外国人留学生入試	
教育学部	一般入試 推薦入試 I AO入試 II		教育学研究科	一般入試 社会人入試 現職教員 1 年短期履修コース 入試 私費外国人留学生入試	
医学部 医学科	一般入試 推薦入試 II 地域枠推薦入試 緊急医師確保対策枠推薦入試 3 年次学士編入学入試		医学系研究科 【博士課程】	一般入試 社会人入試	
			医学系研究科 医科学専攻 【修士課程】	推薦入試 一般入試 社会人入試	
医学部 看護学科	一般入試 推薦入試 II 専門高校・総合学科卒業生入試 3 年次編入学入試		医学系研究科 看護学専攻 【修士課程】	一般入試 社会人入試 社会人推薦入試	
総 合 理 工 学部	一般入試 推薦入試 I 推薦入試 II AO入試 I (地球資源環境学科) AO入試 II (理工特別コース) 私費外国人留学生入試 3年次編入学入試(一般入試、推薦入試)	○	総合理工学研究科 【博士後期課程】	一般入試(社会人・外国人留 生選抜を含む) 外国人留学生特別プログラム	○ ○
			総合理工学研究科 【博士前期課程】	一般入試 推薦入試 社会人入試 私費外国人留学生入試 外国人留学生特別プログラム	 ○ ○
生物資源科 学部	一般入試 推薦入試 I 私費外国人留学生入試 帰国生入試 3年次編入学入試(一般入試、推薦入試)	○	生物資源科学研究科 【修士課程】	一般入試 推薦入試 社会人入試 私費外国人留学生入試 留学生のための生物資源科学特別プログラム(私費外国人留学生)	 ○ ○

(出典：平成 27 年度学生募集要項)

別添資料 4-1-2-1 平成 27 年度入試要項（抜粋）

別添資料 4-1-2-2 平成 28 年度地域枠推薦入試、緊急医師確保対策枠推薦入試学生募集要項（抜粋）

別添資料 4-1-2-3 島根大学地域貢献人材育成入試面談会パンフレット

【分析結果とその根拠理由】

学士課程では、アドミッション・ポリシーに沿った各入学者選抜試験（学力検査、面接等）を試験科目や配点等に配慮して実施している。特に、推薦入試やAO入試では、学力試験では測れない多面的な能力や適性を判断するために、面接や小論文試験の採用等を行っている。また、帰国生入試や3年次編入学入試においてもアドミッション・ポリシーを踏まえて入試方法を定めており、意欲と適性のある多様な学生を受け入れている。

大学院課程の入学者選抜では、研究科ごとに学生募集要項を作成し、アドミッション・ポリシーに沿って科目筆記試験、小論文、口頭試問、面接等による選抜を実施している。一般入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試、秋季入学を実施しており、多様な人材を広く国内外から受け入れる方法を採用している。

以上のことから、入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

観点 4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点到係る状況】

入学者選抜の実施体制、入学者選抜方法、個別学力試験実施教科・科目等に関する事項は、各学部を代表する委員等で組織する入学センター運営会議で審議している（資料 4-1-3-A、別添資料 4-1-3-1）。

個別学力試験の問題作成・問題推敲・答案採点については、入学センター運営会議の下に設置する各教科・科目等の問題作成委員会、問題推敲委員会（全教科・科目等推敲委員会を含む。）及び採点委員会を組織して実施している。各委員会では、入試問題作成要領、予備問題作成要領、問題作成・推敲点検表、答案採点要領に基づき、厳格な関係書類の管理の下で任務を遂行し、公正さを担保している。

入学者選抜試験の実施組織及び所掌事項については、全学部を統括する試験実施本部の下に各学部試験場で組織する試験場本部を置き、最終責任者を試験実施本部長の学長として各部門別に責任者（部門長）を定め、試験実施本部と試験場本部が相互に連携する体制としている（別添資料 4-1-3-2）。試験の実施に関しては、試験実施要領、監督要領等を作成し、事前に試験関係者及び警備等外部機関に対しても説明会を開催している。

入試業務従事者については、2親等以内の親族等に本学入試の受験予定者がいる場合には、入試業務に従事できない等の取扱いを定め、試験問題の漏洩等に対する危機管理体制を整えている。

試験の実施体制では、試験場周辺における関係者以外の立入制限・禁止区域を設定し、全ての受験生に安全・安心かつ公平な受験環境を保障するため、試験前日は、警察の協力のもと、試験場・試験室の施錠、封印シールにより、試験場の管理においても万全な体制で実施している。

平成 24 年度に実施した大学入試センター試験、一般入試（前期日程、後期日程）から入試における危機管理体制について全面的に見直しを行い、危機事象の未然防止、不測の事態の即応体制など全学で取組を行っている。

なお、学部によって入試日程が異なっていた特別入試については、高校からのニーズ及び危機管理を考慮し、平成 27 年度入試から全学的に日程を統一した。

大学院課程の入学者選抜試験は、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等に沿って、学部入試に準じた実施体制で各研究科長が実施本部長として統括・実施している（別添資料 4-1-3-3）。

資料 4-1-3-A 入学センター運営会議

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則（平成25年島大規則第15号。以下「機構規則」という。）第4条第2項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構入学センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、島根大学における入学者選抜及び高大接続の改善・開発を行い、もって主体的に学び自らを高めようとする学生を確保することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 入学者選抜方法等の企画に関すること。
- 二 入学者選抜の改善方策に係る調査・分析等に関すること。
- 三 入学者選抜に係る広報に関すること。
- 四 高大接続の企画・実施に関すること。
- 五 高大接続に係る調査・分析等に関すること。
- 六 その他センターの目的を達成するために必要な業務

第4条～第7条（省略）

(センター運営会議)

第8条 学部等との連携のもとに、センターの業務の円滑な実施を図るとともに、センターの運営に関する事項を審議するためセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条に規定する業務に関すること。
- 二 専門委員会等の設置に関すること。
- 三 その他島根大学教育・学生支援機構長から付託されたこと。

3 センター運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 各学部（総合理工学部を除く。）教員代表 各2名
- 三 総合理工学研究科教員代表 2名
- 四 機構規則第7条第1項の規定に基づき、センターに配置する専任教員
- 五 教育・学生支援部教育・入試企画課長
- 六 その他センター長の申出に基づき、島根大学教育・学生支援機構長が必要と認めた者

(出典：島根大学教育・学生支援機構入学センター規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/7_kyoiiku-kikou/6_nyugaku/2-7-6-01.pdf)

別添資料 4-1-3-1 島根大学入学センター運営会議委員名簿

別添資料 4-1-3-2 個別学力試験実施組織及び所掌事項

別添資料 4-1-3-3 大学院入学試験実施体制

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の入学者選抜は、入学センター運営会議及び入試問題作成要領等の実施要項に基づき公正に実施して

いる。大学院課程の入学選抜は、各研究科で定める入学選抜試験実施要項等の方針に従って適切に実施している。

試験の実施体制では、平成 24 年度に実施した大学入試センター試験、一般入試（前期日程、後期日程）から入試における危機管理体制について全面的に見直しを行い、危機事象の未然防止、不測の事態の即応体制など全学で取組を行っている。学部によって入試日程が異なっていた特別入試については、高校からのニーズ及び危機管理を考慮し、平成 27 年度入試から全学的に日程を統一している。

大学院課程の入学選抜においては、学部入試に準じた実施体制により、研究科ごとに警備や誘導等を含めた危機管理体制を取り、実施している。

以上のことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

観点 4-1-④： 入学受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

【観点到係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかを検証し、検証結果を入学選抜の改善につなげる取組として、本学では各学部の入試委員会・入学センター・教学企画 IR 室が連携して、入試種別ごとの標準修業年限内卒業率（観点 6-1-①参照）及び学業成績の推移等の指標を点検し、入試選抜制度の改善に活用している。

入試種別から見た過去 5 年分の標準修業年限内卒業率は、一般入試前期で 76.16%～81.98%、同じく後期で 72.04%～81.36%、推薦Ⅰで 70.75%～80.65%、推薦Ⅱで 68.42%～79.20%、AO で 20.00%～93.33%（平成 21 年度は母数が 5 名）と、母数の少ない AO では極端に数値の変動があるものの、その他の入試区分においては、大きな差がなく推移している。ただし、AO を除く 4 つの入試区分を詳細に見ると、一般入試前期・一般入試後期・推薦Ⅰ・推薦Ⅱの順に数値が低くなっている。また、卒業者の累積 GPA に関しても、平成 20 年度から平成 23 年度までの平均で一般入試前期で 2.55、同じく後期で 2.56、推薦Ⅰで 2.44、推薦Ⅱで 2.44、AO で 2.50 であり、一般入試に比して推薦入試の入学者が学力の面でやや低い状況である（資料 4-1-4-A、別添資料 4-1-4-1、別添資料 4-1-4-2）。

このほか、入試実施状況のデータ等を用いながら各学部の入試委員会において、入試実施状況を精査し、一部の学部・学科においては入学選抜方法の検証に基づいた入試改善を行っている。例えば、総合理工学部物質科学科物理コースでは、推薦入試Ⅱによる入学者の状況を踏まえて、平成 27 年度入試から、推薦入試Ⅱの募集人員を 10 人から 6 人に減じ、前期・後期に 2 名ずつ振り分けた。また、医学部以外の 4 学部では、地元からの人材育成の要請に応えるかたちで平成 28 年度から新たに導入する「地域貢献人材育成入試」に合わせて、「求める学生像」や「入学選抜の基本方針」の見直しを行い、一部改訂・改善をした。「地域貢献人材育成入試」は、各専門分野で習得した技能等を、将来、地域のために活かそうとする地域貢献に対する意欲の高い学生を育成する観点から実施することとした。

大学院については、研究科入試委員会がそれぞれの専攻やコースごとに受け入れ方針を定め、入学選抜を実施している。医学系研究科看護学専攻においては、アドミッション・ポリシーを踏まえるとともに、医療系専門職のリーダー養成を望む医療機関からの要望もあり、平成 27 年度から社会人推薦入試を導入した。また、生物資源科学研究科においては、外国人留学生入試についての留学生からの要望により、秋季入学だけでなく春季入学を実施することとし、留学生の便宜を図ることとした。

学部・学科、大学院において入試実施状況を精査し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れが進んでいるが、すべての学部・大学院で入試実施状況等を検証して入試改善をしているとは言えないところがある。

資料 4-1-4-A 入学年度別・入試区分別卒業率・累積 GPA

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
卒業率 標準修業年限内	前期	80.86%	76.16%	79.01%	79.61%	81.98%
	後期		72.04%	81.36%	77.00%	74.86%
	推薦Ⅰ	73.96%	70.75%	74.00%	80.65%	79.12%
	推薦Ⅱ		77.88%	79.20%	68.42%	72.41%
	ＡＯ		66.67%	20.00%	93.33%	72.97%
累積 GPA	前期	2.33	2.49	2.56	2.56	2.60
	後期		2.52	2.55	2.56	2.60
	推薦Ⅰ	2.25	2.35	2.42	2.51	2.46
	推薦Ⅱ		2.44	2.48	2.42	2.36
	ＡＯ		2.16	2.27	2.60	2.44

(出典：学務情報システムのデータをもとに作成)

別添資料 4-1-4-1 入試区分別標準修業年限卒業生数（対入学者数比）

別添資料 4-1-4-2 入試区分別 GPA

【分析結果とその根拠理由】

各学部の入試委員会・入学センター・教学企画ⅠＲ室が連携し入学者選抜の実施結果を検証するとともに、選抜方法ごとの入試状況や入学から卒業にわたる経年変化等について調査分析し、その結果を入学者選抜の改善に活用している。具体的には、推薦入試Ⅱ・一般入試前期・一般入試後期の各試験の募集人員を見直している。また、「地域貢献人材育成入試」は、地域の要望も踏まえ、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるためにはどのような入試種別が適切か等について検討し、平成 28 年度入試から実施する予定である。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。またその場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到係る状況】

平成 23 年度から平成 27 年度の学士課程の入学定員に対する入学者数は、大学現況票及び平均入学定員充足率計算表から分かるように、入学定員を大幅に超える（1.3 倍以上）又は大幅に下回る（0.7 倍未満）ことはほとんどなく、概ね適正な入学者数を確保している。

ただし、学士課程では、医学部看護学科 3 年次編入において過去 5 年間（平成 23 年度～27 年度）の平均が 0.48

であった。その背景には、近隣に看護系の新設校が設置されるなどして、志願者が伸びにくい状況がある。これに対し、医学部看護学科3年次編入では2次募集を行っているほか、県外の看護系予備校や県内の高等看護専門学校等への入試広報を行っている。

修士課程では、生物資源科学研究科の農林生産学専攻において過去5年間(平成23年度～27年度)の平均が0.57であった。生物資源科学研究科では、研究科のオープンキャンパス実施、学部在学学生を対象にした説明会や大学院進学を促すセミナー開催などを行っている。また、留学生のための特別プログラムについて、従前の秋季入学に加え春季入学の入試を実施し、魅力化を図るために講義科目を増やすといった取組をしている。

博士前期課程では、総合理工学研究科の総合理工学専攻は0.99で良好である。なお、総合理工学研究科博士前期課程は平成24年度秋に改組し、平成24年度秋季入試から1研究科1専攻体制として入学定員を112名から124名とした。総合理工学専攻の下に、既存の7専攻を7つのコースにし、理工・医連携プログラムを理工・医連携コースに格上げして、計8コースを設けた。入学確約者が募集人員に満たない場合は、2次募集を行って対処している。

総合理工学研究科博士課程後期は、平成26年度に改組しており、過去2年間(平成26年度～平成27年度)の平均は1.08で、良好である。

【分析結果とその根拠理由】

概ね適正な状態にあるが、一部の学科等で入学定員充足率が0.7倍未満となっている。新設の学校間との競合もあり、充足率が伸びにくい学科等があるが、各学科及び研究科で広報活動及び募集活動を行い、2次募集や教育の魅力化など、改善に向けた取組を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 医学部医学科では「地域枠推薦入試、緊急医師確保対策枠推薦入試」を、看護学科では推薦入試に「地域枠」を設けて実施し、へき地医療への強い使命感を持った学生を発掘している。また、平成28年度入試からは他の4学部においても、地域のリーダーとして地域に貢献できる人材育成を目的とした「地域貢献人材育成入試」を開設し、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法により実施することとしている。
- 法文学部、総合理工学部、生物資源科学部、総合理工学研究科及び生物資源科学研究科における私費外国人留学生の特別選抜において渡日前入学を可能にしている。
- 学部によって入試日程が異なっていた特別入試については、高校からのニーズ及び危機管理を考慮し、平成27年度入試から全学的に日程を統一した。
- 試験の実施体制では、平成24年度に実施した大学入試センター試験、一般入試(前期日程、後期日程)から入試における危機管理体制について全面的に見直しを行い、危機事象の未然防止、不測の事態の即応体制など全学で取組を行っている。
- 入試委員会・入学センター・教学企画IR室が連携して、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者類型(一般入試、推薦入試、AO入試等)ごとの入学者について、入学後の学業成績との相関関係の調査・検証作業を行い改善に活かしている。

【改善を要する点】

- 「求める学生像」に加えて「入学者選抜の基本方針」についてもアドミッション・ポリシーとして明記すべき学部・研究科がある。
- 学部・学科によってはアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ状況に対する検証及び入試改善をさらに推進する必要がある。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、島根大学憲章に謳われた理念に則して、再定義されたミッション、各学士課程で定められている学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を基に、すべての教育課程において教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針が定められている（資料 5-1-1-A、別添資料 5-1-1-1）。

学士課程の基盤形成のため、専門分野の枠を超えて共通して行われる全学共通教育カリキュラムを平成 24 年度は生物資源科学部に、他の学部には平成 25 年度に導入した。全学共通教育においては、全学共通教育管理委員会の運営・管理の下、本学の全学生に身に付けるべき能力・資質の達成目標を「知の探求者として育つ」、「市民社会の形成者として育つ」、「地域社会の創造者として育つ」、「国際社会の貢献者として育つ」、「自己の開拓者として育つ」の 5 つに定め、全学共通教育に含まれる全科目が 5 つの目標のいずれかの達成に寄与するかを明らかにしている（資料 5-1-1-B、別添資料 5-1-1-2）。さらに、科目区分の構成と全学学士課程が共通して修得すべき単位数、各科目区分の教育の目的が整備されている（別添資料 5-1-1-3、5-1-1-4）。

資料 5-1-1-A カリキュラム・ポリシーの例（法文学部法経学科）

法経学科カリキュラム・ポリシー

法経学科のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で掲げた知識や能力を養うため、次のような方針の下に設定されています。

1. 法経学科では、現代社会を体系的・総合的に理解するために不可欠な法学・経済学の知識を習得できるように、基礎から応用への積み上げ方式の教育体系を採用しています。種々の履修モデルを参考に問題関心や進路希望に応じて学生自身が選択し、独自の重点的学習プランを立てることができます。また、指導教員制とも関連付けた少人数教育により指導の徹底を図り、教育効果を高めることに努めています。
2. 法経学科のカリキュラムは、基礎領域（基礎科目）、総合教養領域（教養育成科目）、専門領域（専門教育科目）に区分されます。
3. 幅広い教養を身につけるため、外国語、健康・スポーツ/文化・芸術、情報科学からなる基礎科目と、人文社会科学分野・自然科学分野・学際分野の入門科目と発展科目および社会人力養成科目からなる教養育成科目を、専門教育科目と並行して 1 年次から 4 年間通して学べるようにしています。
4. 専門教育科目は、講義科目と演習科目とに区分されます。講義科目はさらに、学科共通科目、共通基礎科目、応用科目に区分されます。これは年次進行に合わせて、基礎的なものから応用へと比重を移していく「積み上げ方式」の教育体系です。現代社会を体系的・総合的に理解するために不可欠な法学・経済学の知識を習得できるように、このような体系を採用しています。
5. 学科共通科目である「法学入門」「経済学入門」および「政治・行政学入門」は、いずれも講義科目であり、必ず履修しなければなりません。これらの科目は、法学と経済学の専門科目を履修するための基礎的知識を身につけるためのものです。

6. 共通基礎科目は、法学と経済学の専門科目の履修に必要な専門分野の基礎的な知識を習得するために設定されています。この科目を通じて、1・2 年次には、法学（法律学・政治学）と経済学の基本的内容を精選した共通基礎科目で法経両分野の基礎を学びます。
7. 2 年次後期から始まる応用科目では、法経両分野の多様な側面・観点から現代社会の諸問題を分析・検討する授業によって、多様な検討課題と問題解明のためのアプローチについて学んでいきます。
8. 法経学科の一大特徴として、指導教員制に基づく少人数教育を代表する演習科目があります。これは 4 年間を通して実施されるもので、各学年に必修の入門演習（1 年生）、基礎演習（2 年生）、および専門演習（3・4 年生）があります。
9. 1 年生の入門演習は大学教育のスタートです。1 クラス 10 数名の小集団教育の中で大学での学習のみならず生活においても不可欠な種々の能力を身につけます。これには、文章を読む力・書く力、資料調査能力、コミュニケーション能力、学生生活全般についての問題解決能力などが含まれます。
10. 2 年生の基礎演習は、法学と経済学の複数の教員による両分野複合型の演習科目です。これは共通基礎科目同様に応用科目への橋渡しともなる科目です。学生はテーマ別に開講される演習科目の 1 つに所属（定員 15 名）し、入門演習よりも専門性が強められたテーマで、講読・調査・発表など多様な方法によって学んでいきます。
11. 3・4 年生は 2 年間にわたって専門演習を履修します（専門演習 I・II）。定員（10 名）の制約のもとで各学生が希望する演習（ゼミ）に所属し、それぞれの専門領域やテーマについて問題を探求し、ゼミでの発表・議論を通じて専門的な知識の深化を図ります。4 年終了時には、4 年間の学習の到達点をなす卒業研究（ゼミ論文）を提出することが義務付けられています。これは、これまでの大学生活での学習の集大成ともいえ、これまでに身につけてきたさまざまな知識・能力を発揮し、向上するためのものです。こうした学習を経て、ディプロマ・ポリシーに示された基準で学位を得ることができます。

（出典：法文学部「履修の手引き」）

資料 5-1-1-B 全学共通教育の達成目標

1. 知の探求者として育つ

現代社会の諸問題にたいして多面的に取り組むために、人文・社会・自然科学などを学修することにより幅広い学問知を追求し、問題の本質を捉えて批判的に思考する力と、主体的に問題を解決する力を身につけます。

2. 市民社会の形成者として育つ

社会の公共的課題を発見し、これを他者との連帯の中で解決していくために、課題発見のための学問的方法を習得するとともに、情報リテラシー、コミュニケーション能力や倫理性を備えた市民として現代社会に参加する力を身につけます。

3. 地域社会の創造者として育つ

山陰地域に特徴的な自然環境と人間活動を通して生活者・学習者の視点から地域や環境に関する諸問題の学びを深めるとともに、将来にわたって地域社会の可能性を開発するために、主体性やリーダーシップを身につけます。

4. 国際社会の貢献者として育つ

グローバル化の進展する 21 世紀にあって、多様な言語・文化・価値観が共存する国際社会の成員として活躍するために、異文化理解能力・外国語運用能力を培い、高度なコミュニケーション能力を身につけます。

5. 自己の開拓者として育つ

個々の思考と社会生活の基本となる豊かな美的感受性、健康な身体を生涯にわたって育成・維持し続けるために、自己の学びや生活を管理する能力と、その能力を探求し続ける姿勢を身につけます。

（出典：「全学共通教育」実施にむけての指針）

別添資料 5-1-1-1 各学部のカリキュラム・ポリシー

別添資料 5-1-1-2 全学共通教育カリキュラム・チェックリスト

別添資料 5-1-1-3 「全学共通教育」実施にむけての指針

別添資料 5-1-1-4 平成 26 年度全学共通教育の質保証報告書

【分析結果とその根拠理由】

学士課程ごとにカリキュラム・ポリシーが明確に定められており、全学共通教育においても達成目標に基づいたカリキュラムが構築され、教育の方針が明示されている。

観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学は、島根大学憲章に示す養成する人材像（再掲資料 1-1-1-A）に則して、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を目的とした全学共通教育と、現代社会を担う高度な専門性を身に付けた人材の養成を目的とした専門教育によって構成するバランスのとれた一貫した学士課程教育を編成し授業科目を配置している（資料 5-1-2-A、別添資料 5-1-2-1）。

全学共通教育は、本学の全ての学生が到達すべき 5 つの達成目標（再掲資料 5-1-1-B）を掲げ、現代社会を生きる上で必要な基礎的な知識・技能や、幅広い学問知、生涯にわたって自己を開拓する姿勢を身に付け、専門教育の学びへと発展していくことができる人間の育成を目指している。その科目は、語学・情報・健康スポーツなど全ての学士課程における基盤となる「基礎科目」、専門領域を超えて幅広い教養を身に付ける「教養育成科目」に大別され、科目群ごとに細分化された分野がある（再掲別添資料 5-1-1-3）。

各学士課程は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに鑑みて、全学共通教育の中から必要な分野を卒業要件に指定することで、全学共通教育と専門教育の一貫性を担保している。また、専門教育については、各学部において専門性・応用性の高い各専門科目を専門基礎科目や専門教育科目とし、必修科目、選択科目及び自由科目での履修形態として編成している（別添資料 5-1-2-2）。また、平成 26 年度には、全学士課程でディプロマ・ポリシーに対する授業科目の配置を示したカリキュラム・マップを作成し、体系的なカリキュラムの構築とその点検・改善にあたっている（別添資料 5-1-2-3）。

各ポリシーに則って、4 年、6 年一貫の学士課程教育が構築されており、学位名にふさわしい質の保証されたカリキュラムが構築されている（資料 5-1-2-B）。

資料 5-1-2-A 教育課程の枠組み

	科目区分	科目	分野
全学共通教育	基礎科目	外国語	英語
			初修外国語
		健康・スポーツ／文化・芸術	健康・スポーツ
			文化・芸術
		情報科学	
	教養育成科目	入門科目	人文社会科学分野
			自然科学分野
			学際分野
		発展科目	人文社会科学分野
			自然科学分野
			学際分野
		社会人力養成科目	
専門教育科目	学士課程ごとに定められた教育目標に応じて構築された教育		

(出典：大学案内)

資料 5-1-2-B 学位に付記する専攻分野の名称

学部	学科又は課程	専攻分野の名称
法文学部	法経学科	法経
	社会文化学科	社会科学
	言語文化学科	文学
教育学部	学校教育課程	教育学
医学部	医学科	医学
	看護学科	看護学
総合理工学部	各学科	総合理工学
生物資源科学部	各学科	生物資源科学

(出典：島根大学学位規則)

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/08_kyomu/1-8-01.pdf

別添資料 5-1-2-1 「学士課程教育の枠組み」

別添資料 5-1-2-2 各学士課程における卒業要件単位数

別添資料 5-1-2-3 学士課程のカリキュラム・マップ（例示）

【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程は全学共通教育と専門教育で編成されている。大学憲章に示した本学の人材育成目的に則して、全学共通教育と専門教育とで構成する一貫した学士教育課程をカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成している。また、それらの学士課程教育は、学位名にふさわしい質の保証されたカリキュラムが構築されている。以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準

が授与される学位名において適切なものであると判断する。

観点 5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学では、高等教育のユニバーサル化に伴う入学生の多様化に対応し、中等教育までの基礎学力不足を補う補完教育（数学・物理・化学・英語）（別添資料 5-1-3-1）や、正課授業の履修・単位修得を支援する正課ピアサポート・プログラム（別添資料 5-1-3-2）、大学での学習方法を身に付け、学習意欲を高めることを目的とした初年次教育プログラム（別添資料 5-1-3-3）を全学的に実施している。

また、卒業後を意識しながら、社会的自立のために求められる力（①キャリアデザイン力、②リフレクション力、③コミュニケーション力、④チームワーク力、⑤プレゼンテーション力、⑥外国語運用力、⑦地域貢献力）を、在学中の正課教育・正課外教育を通じて身に付けることを目的として、就業力育成特別教育プログラムを平成 22 年度から開設し、大学生のキャリア教育プログラムを整備している（別添資料 5-1-3-4）。

既存の専攻分野以外の学習機会については、全学共通教育を中心として体系的に授業科目を編成し、学生の多様な知的探究心と資質に即したプログラムを構築し、多元的理解力、複合的な専門知識、及び学際的な視野を身に付けさせ、柔軟な発想力や応用力、総合的理解力を育成することを目的として、「英語高度化プログラム」「中国語実用化プログラム」「環境教育プログラム」「ジオパーク学プログラム」「Ruby・OSS 履修プログラム」からなる特別副専攻プログラムを開設している（別添資料 5-1-3-5）。

さらに、地方国立大学として地域社会のステークホルダーと連携してそのニーズを汲み取り、地域の教育資源を再開発した学習の場を構築し、地域に貢献できる人材を供出することを目的として、平成 24 年度から大学間連携共同教育推進事業「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」(<http://www.solc-sanin.jp/>)を山陰地方の高等教育機関と連携しながら実施している（別添資料 5-1-3-6）。また、平成 25 年度には地域の自治体との連携により、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「課題解決型教育（PBL）による地域協創型人材養成」(<http://www.coc.shimane-u.ac.jp/>)を開始している。同事業においては、地域で学び、地域に貢献する地（知）の拠点の理念に特化した教育を行うことを目的として「COC人材育成コース」を開設し、平成 28 年度実施の地域貢献人材育成入試により受け入れる学生を中心に、課題解決型教育（PBL）をベースに地域課題に向き合い、様々な分野での地域活性化マネジメントを学ぶカリキュラムを全学的に展開することとしている（再掲別添資料 4-1-2-3、別添資料 5-1-3-7）。

上記の全学教育プログラムに加えて、学部ごとに教育GPや特色GP等に採択された現代社会のニーズに即した教育改革 (http://www.shimane-u.ac.jp/research/research_main/gp/) を実施している。

別添資料 5-1-3-1	2015 年度の補完教育（学生向けのチラシ）
別添資料 5-1-3-2	正課ピアサポート・プログラム実施要項
別添資料 5-1-3-3	初年次教育プログラム概要
別添資料 5-1-3-4	就業力育成特別教育プログラム概要
別添資料 5-1-3-5	特別副専攻プログラム規則・取扱要項
別添資料 5-1-3-6	大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング概要

別添資料 5-1-3-7 島根大学における COC 人材育成コースに関する取扱要項

【分析結果とその根拠理由】

高等教育を取り巻く社会的状況を踏まえ、大学入学から卒業後まで学生の学習を支援・促進するための全学的プログラムが整備されているほか、多様な学問知を探究する教育機会の提供、地域社会の要請を踏まえた人材育成に取り組んでいる。以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているものと判断する。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、授業の形態は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うと学則に定め（資料 5-2-1-A）、各学部においてそれぞれの分野の特性を考慮し、少人数の演習や実験、実習（フィールドワークを含む）等を組み合わせた形でバランスを図っている（資料 5-2-1-B）。

全学共通教育（平成 23 年度までは教養教育という。）については、受講者数 50 人以下のクラス編成の授業が過去 5 年間の間、全体の 8 割前後で推移しており、100 人を超える授業については全体の 1 割程度にとどまっており（資料 5-2-1-C）、専門教育では少人数教育を導入・実践している。また、大人数授業であっても、クラスを分割したり、ICT を用いた教育実践（クリッカーや e-Learning の活用）や TA の導入によって、学生参加型の授業が実施できるよう工夫しているものもある。

法文学部では、各学科・コースごとに基礎から応用へ至る体系的カリキュラムを構築（別添資料 5-2-1-1）するとともに、ゼミ・演習形式による少人数授業や、フィールド学習・調査実習などの体験型授業を配置し、学問分野や学生の多様な進路に対応した学習指導を実践している。

教育学部では、初年次教育である「学校教育実践研究Ⅰ」（演習）と「学校教育実習Ⅰ」（実習）で、大学での演習を踏まえ、附属学校での教育実習を行っている。また、それらを理論面から支える「教職ガイダンス」（講義）を同時に展開し、専門教育への動機づけを図っている。さらに「初等教育実践基礎Ⅱ」「同Ⅲ」では、事前学習として作成したレポートに基づく対話・討論型授業を行っている。「初等理科内容構成研究」では、フィールド型授業として地域の海岸での地層学習を行っている（別添資料 5-2-1-2）。

生物資源科学部は、各学科とも実験・実習・演習・セミナー科目の比率がと高く、実践的に学ぶことができるカリキュラムとなっている。また、多人数が受講する基盤科目では、学修効率を上げるために同じ科目名で複数回開講されるもの（生物学、化学、物理学、遺伝学）がある。さらに、反転授業を取り入れている科目（基礎水理学、生物統計学）もあり、学部 F D 活動の一環として授業公開されている（別添資料 5-2-1-3）。

総合理工学部の特色ある授業形態として、PBL 型授業、フィールド型授業、タブレット型端末を使った反転授業がある（別添資料 5-2-1-4）。また、数年前から実施している優秀な大学院生による初年次生への教育（メンター制度）が各学科・分野で行われているほか、先輩学生を TA として数理・情報システム学科（数理分野及び情報分野）と機械・電気電子学科の 1 年生を対象とする数学の自主勉強会（MathCom）も実施し、学習支援体制の拡充に努めている。

資料 5-2-1-A 授業の方法

(授業の方法)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(出典：島根大学学則)

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-02.pdf

資料 5-2-1-B 学士課程教育における授業形態の状況（平成 26 年度）

	講義	演習	実験・実技・実習	複数形態	総計
全学共通教育	415	450	43	163	1,071
法文学部	212	234	16	51	513
教育学部	229	201	94	194	718
医学部	121	38	29	11	199
総合理工学部	305	93	70	37	505
生物資源科学部	255	74	111	32	472
合計	1,416	1,052	334	477	3,279

※データの個数は、カリキュラム変更等により、学生の履修年次に応じて複数の授業科目コードを持つ場合はそれぞれ「1 科目」として算出

※「複数形態」は講義・演習・実験・実技・実習の複数の方法を併用して行っている授業数

(出典：教育開発センター作成資料)

資料 5-2-1-C 全学共通教育のクラス編成の推移

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開講科目数	740	738	675	861	905	914
50 人以下の科目数・割合	578 (78%)	582 (79%)	519 (77%)	703 (82%)	714 (79%)	759 (83%)
51～100 人の科目数・割合	70 (10%)	73 (10%)	77 (11%)	84 (10%)	120 (13%)	86 (9%)
101 人以上の科目数・割合	92 (12%)	83 (11%)	79 (12%)	74 (8%)	71 (8%)	69 (8%)

(出典：教育開発センター作成資料)

別添資料 5-2-1-1 法文学部履修モデル

別添資料 5-2-1-2 教育学部シラバス（抜粋）

別添資料 5-2-1-3 反転授業授業公開開催案内

別添資料 5-2-1-4 総合理工学部シラバス（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

授業の形態が講義だけに偏ることなく、指導方法に適した形態で演習、実験、実習をバランス良く配置してお

り、また、少人数教育の実施、フィールド型の授業などにより各学部の特徴に応じた学習指導法の工夫をそれぞれ図っている。以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、学則において1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として定めるとともに、授業の方法に応じて単位あたりの授業時間・授業外学修時間の基準を明示している。学修時間を担保するための履修登録科目の上限についても、学則上でその目的を示すとともに、各学部・学科等の履修細則において定め、履修の手引きで学生に周知しており、単位の実質化にあたっている（資料5-2-2-A、「大学現況表」）。また、毎年度の学年暦において各セメスター15週の授業時間を確保している（別添資料5-2-2-1）。

さらに、個別の授業においては、学修時間の実質化のために、シラバス上に授業形態を記すとともに、単位時間を満たすために必要な対面授業の内容と計画、授業時間外学修の必要性や方法も記載することとしている（別添資料5-2-2-2）。

また、授業時間外学修を促進するために、平成23年度からLMS（学習管理システム）としてMoodleを導入した。LMS上では授業時間外の予復習を促進するための教材掲載や小テストの実施、学生同士のディスカッションが行われており、Moodleの登録学生数、授業コース数ともに年々増加している（資料5-2-2-B）。また、LMSを使用した授業方法の工夫として、近年注目を集めている反転授業を平成25年度後期から試行的に導入し、授業時間外学修時間や学習成果の効果検証にあたるプロジェクトを実施している（資料5-2-2-C）。

なお、「学生による授業評価アンケートの結果」において、学修時間に関する調査を実施しており、単位の実質化に向けた指標を設けている（資料5-2-2-D）。その結果を見ると、授業時間外学修を「ほとんど行わなかった」と回答する学生は徐々に減少する傾向にあるが、単位あたりの学修時間の基準を満たす程度には達しておらず、今後も引き続き実質化に向けた取組を継続・開発することが必要がある。

資料 5-2-2-A 単位の計算方法等

（単位の計算方法）

第26条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第26条の2 本学が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条第1項各号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第 27 条 第 26 条の規定にかかわらず、医学部医学科の専門教育科目については、所定の授業時間の履修をもって単位の修得に代えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第 28 条 学生が、各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限については、各学部において別に定める。

2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(出典：島根大学学則)

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-02.pdf

資料 5-2-2-B : Moodle 利用者数の推移と授業コース上での活動内容

	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月
コース数 (うち正課外)	28 (6)	63 (4)	93 (9)
教員数	18	45	61
学生数	909	1,782	2,407

(出典：教育開発センター作成資料)

資料 5-2-2-C 反転授業プロジェクトの授業科目

授業科目名	科目分類	開講年度・期別
基礎化学ⅡA	専門教育科目	平成 25 年度・後期
ヒューマン・コンピュータ・インタラクション		
生物統計学		
基礎水理学		
大学で学ぶ世界史 B	教養育成科目	
大学で学ぶ教養古典		
英語学講義Ⅰ	専門教育科目	平成 26 年度・前期
基礎化学		
基礎化学 A		
農業生産基礎セミナー		
水理学Ⅰ		
教育研究のための統計法	教養育成科目	

(出典：教育開発センター作成資料)

資料 5-2-2-D 学修時間に関する調査結果

設問 2 (25 年度前期以降は設問 6) : 1 回の授業に対して、平均してどのくらいの授業外学習(予習、復習)を行いましたか。										
評 価 時 期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	24 年度 前期	24 年度 後期	25 年度 前期	25 年度 後期	26 年度 前期	26 年度 後期
①4 時間以上	3.1%	2.9%	2.8%	2.4%	2.6%	2.6%	2.4%	2.0%	2.0%	1.9%
②3 時間程度	3.1%	3.2%	3.4%	3.4%	3.4%	3.3%	3.6%	3.0%	2.7%	2.7%
③2 時間程度	8.7%	9.7%	10.0%	10.4%	9.2%	10.9%	10.6%	8.9%	20.3%	11.0%
④1 時間程度	21.6%	23.2%	23.4%	24.0%	21.6%	25.6%	23.6%	26.1%	24.3%	29.3%
⑤30 分程度	23.3%	24.0%	24.3%	23.9%	25.3%	26.3%	26.7%	25.9%	23.2%	25.5%
⑥ほとんど行わなかった	40.2%	37.0%	36.2%	35.8%	38.0%	31.2%	31.2%	31.1%	34.1%	26.9%

(出典：学生による授業評価アンケート結果)

別添資料 5-2-2-1 島根大学学年歴

別添資料 5-2-2-2 「学生の学びの質を高めるために—シラバスから始まる授業改善—」

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化に必要な規則や C A P 制度が組織的に整備されており、また個々の授業においても、学修時間を担保するために必要な方策がとられている。単位の実質化に向けた配慮はなされていると判断できる。ただし、学生による授業評価アンケートの結果からは、さらに学修時間増加の施策をとる必要がある。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学の授業シラバスについては、松江キャンパス開講授業についてはウェブシラバス (http://www.shimane-u.ac.jp/education/school_info/lectures_data/) として掲載されており、大学内外から閲覧可能である。医学部開講授業については、冊子にまとめて医学部学生に配布している。その項目については、授業の目標や計画、成績評価方法を含め、学生が準備学修を進めるために必要な項目が設定されている(資料 5-2-3-A)。

また、シラバスの作成にあたっては、次年度のシラバス登録開始前に「学生の学びの質を高めるために—シラバスから始まる授業改善—」を全教員に配布し、シラバスの各項目についてどのような記述をすべきか、FD の観点から指導を行っている(再掲別添資料 5-2-2-2)。

全学共通教育においては、基礎科目の英語・初修外国語・情報科学・健康スポーツなど科目名が同一の授業については、授業計画・シラバス記載事項も同一となるよう調整が図られているほか、教養育成科目の授業については平成 24 年度から全学共通教育管理委員会において全科目のシラバスチェックを実施し、改善点を担当教員にフィードバックしながらシラバスの内容充実に向けており、平成 25 年度及び 26 年度は前年度の点検結果よりも改善点の指摘が減少している(資料 5-2-3-B)。また、新規開講科目については、シラバスの書式に則って全学共通教育管理委員会に開講を申請することとしており、記載内容に不備がある場合は、申請の受理前に改善指導を行っている(別添資料 5-2-3-1)。

平成26年度の「学生による授業評価アンケート」の結果、設問「授業の選択にあたってシラバスの記述が参考になった」に対して、「強くそう思う」「そう思う」「少しそう思う」と回答した学生の割合は、前期は69.6%、後期は73.2%と約7割の学生が授業選択に際して参照し、シラバスの情報が役立ったと回答している（資料5-2-3-C）。

なお、シラバスの達成目標項目に対する学生の到達度についても「学生による授業評価アンケート」において学生の自己評価として検証している。シラバスと授業評価アンケートとを有機的に連動させることによって、学生自身が学習到達度を検証し、また、教員が授業改善・工夫、次年度シラバスの改善等を行うことにも活用している。授業評価アンケート結果が示すとおり、シラバスに明示した授業科目の達成目標に対して、これをクリアできたと自己分析する学生（①強くそう思う、②そう思う、③少しそう思うと回答した学生）の割合は6割から7割を占めており、平均得点も増加傾向にある（資料5-2-3-D）。

資料5-2-3-A シラバスの記載項目一覧と例（「スタートアップセミナー」全学共通教育）

項目	内容
授業形態	講義と演習
授業の目的	島根大学が位置し、今後の学習・生活の場となる松江市を学びのフィールドとしながら、高校までの受け身な学習観から転換を図り、より主体的に学修するために、他者と協調しながら大学において学ぶ力（学習スキルや社会的スキル）を身につける。
科目の達成目標 (達成度)	1. 主体的に学ぶことの重要性、大学生活で必要なスキルの重要性を認識し、例えば高校生に説明できる。（知識） 2. 学習スキル（プレゼンテーション力、批判的思考力、問題解決力など）の基盤を身につける。（技能） 3. 社会的スキル（協調性、コミュニケーション力など）の基盤を身につける。（技能） 4. 自ら主体的に学ぶ姿勢を身につけ、積極的に授業に参加する。（態度）
授業計画	【体験してみよう】 1. はじめに：イントロダクション 2. 講義（1）：「学び」とは何か グループ活動体験（1）：グループをつくる 3. グループ活動体験（2）：キャンパスを探訪する 4. グループ活動体験（3）：体験をまとめて発表する（ポスター発表） 【課題を発見しよう】 5. 今後の進め方について（グループづくり） 6. 文献調査（1）：図書館で文献を探す 7. フィールド調査（1）：調査現場（松江市内）に出かける 8. 課題を導き出す 【課題解決策を考えよう】 9. 調査計画を立てる 10. 文献調査（2）：課題解決のために必要な情報を収集する 11. フィールド調査（2）：調査現場で情報を収集する 12. 追加調査：文献・フィールド 【調査成果を発表しよう】

	13. ポスター発表を準備する 14. 調査成果をポスター発表する 15. 授業のまとめ－振り返りと授業評価－
授業の進め方	講義、演習、グループ活動を組み合わせて実施します。グループ学習を体験した上で、松江市内の特定のテーマについて文献調査・フィールド調査・調査成果発表をグループ単位で進めていきます。
授業キーワード	主体的な学修、学習スキル、社会的スキル
テキスト	基本的には、授業レジュメを作成・配布します。
参考文献	適宜指示します。
その他授業資料等	適宜配布します。
成績評価の方法	1. 中間レポート（文献調査結果）に対する評価 30 点（個人評価） 2. 最終プレゼンテーション（文献・フィールド調査結果）の成果 30 点（グループ評価） 3. 最終レポート（文献・フィールド調査結果）に対する評価 30 点（個人評価） 4. 授業への参加態度（授業の感想）10 点（個人評価）
履修上の指導	授業は講義に加えグループ学習やフィールド調査、プレゼンテーション等を組み込んだ学生参加型授業によって構成されています。みなさん自身が主体的・積極的に参加することが求められます。毎授業の感想提出（※SNS を使用）、および授業時間外のグループ活動は必須です。 また、フィールドワークをともなう授業であるため、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究倍賞責任保険」（担当：学生支援センター 学生支援課）、または「学生総合共済」及び「学生賠償責任保険」（担当：学生会館 大学生協）に加入していることが受講の前提条件です。
オフィスアワー	授業期間中の木曜日 11 時 45 分～12 時 45 分
その他	【受講するための前提条件】 「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究倍賞責任保険」（担当：学生支援センター 学生支援課）、または「学生総合共済」及び「学生賠償責任保険」（担当：学生会館 大学生協）に加入していること。 【教育プログラム上の位置づけ】 本授業は、高校から大学への円滑な移行および大学生活への適応を促すことを意図した「初年次教育プログラム」の一環として位置づけています。 学士力、社会人基礎力の基盤となる力の育成を授業の目的としていることから「就業力育成プログラム」の選択必修科目です。 また、本授業は地域社会と大学が連携して行う「ソーシャルラーニング科目」のひとつです。

(出典：ウェブシラバス

<http://gakumweb1.shimane-u.ac.jp/syllabus/>)

資料 5-2-3-B 全学共通教育教養育成科目のシラバスチェック実施結果

シラバス上の項目	改善コメントの数		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
授業形態	9	10	0
授業の目的	4	4	0
科目の達成目標	79	43	25
授業の内容	44	31	22
授業の進め方	11	4	5
授業キーワード	94	46	44
テキスト	4	4	9
参考文献	8	3	13
その他授業資料等	5	9	17
成績評価の方法	73	53	25
履修上の指導	26	16	19
オフィスアワー	34	28	7
その他	2	1	1

(出典：教育開発センター作成資料)

資料 5-2-3-C 授業選択に際してのシラバスの有効性（学生による授業評価）

設問 3-12 授業の選択にあたってシラバスの記述が参考になった (※平成 25 年度以前は同様の設問なし)		
評 価 時 期	26 年度前期	26 年度後期
①強くそう思う	13. 4%	15. 2%
②そう思う	34. 2%	36. 9%
③少しそう思う	22. 0%	21. 1%
④どちらでもない	23. 0%	19. 0%
⑤あまりそう思わない	3. 8%	3. 7%
⑥そう思わない	2. 0%	1. 8%
⑦まったくそう思わない	1. 5%	2. 7%

(出典：学生による授業評価アンケート結果)

資料 5-2-3-D シラバスの達成目標に対する学生の自己評価（学生による授業評価）

設問 12（平成 25 年度は設問 3-10）：シラバスにある科目の達成目標をクリアできた【7 段階評価】											
評 価 時 期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	24 年度 前期	24 年度 後期	25 年度 前期	25 年度 後期	26 年度 前期	26 年度 後期	5 年間 平均
①強く思う	5.7%	6.4%	5.3%	5.4%	6.1%	6.6%	7.8%	10.3%	11.6%	12.5%	7.8%
②と思う	24.0%	27.3%	26.5%	27.2%	25.3%	37.5%	26.7%	32.7%	35.6%	38.1%	30.1%
③少し思う	30.3%	31.5%	32.6%	32.7%	33.6%	34.1%	34.2%	32.5%	28.4%	27.7%	31.8%
④どちらでもない	30.4%	26.0%	26.4%	26.2%	26.5%	24.0%	21.5%	17.3%	18.2%	15.8%	23.2%
⑤あまりそう思わない	6.1%	5.8%	6.1%	5.5%	5.6%	5.4%	6.9%	4.6%	4.0%	3.6%	5.4%
⑥そう思わない	2.2%	1.7%	1.9%	1.7%	1.9%	1.5%	2.2%	1.6%	1.4%	1.1%	1.7%
⑦まったくそう思わない	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.1%	1.0%	0.7%	1.0%	0.9%	1.1%	1.1%
平 均 得 点	4.81 点	4.92 点	4.88 点	4.90 点	4.90 点	4.97 点	4.98 点	5.18 点	5.25 点	5.32 点	5.01 点
【平均得点について】 評価段階ごとに得点化し、対応する回答者数に点数を乗じて得た値を合算した「総得点」から「回答者の合計」を除いて算出。 【評価段階別の得点】 ①強く思う：7 点 ②と思う：6 点 ③少し思う：5 点 ④どちらでもない：4 点 ⑤あまりそう思わない：3 点 ⑥そう思わない：2 点 ⑦まったくそう思わない：1 点											

(出典：学生による授業評価アンケート結果)

別添資料 5-2-3-1 平成 27 年度新規開講科目の申請について

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの活用や記述方法に関する全学的な基準が存在するほか、全学共通教育においてはシラバス内容の点検と改善を組織的に実施している。また、シラバスは授業選択に際して参照されているほか、記載された授業科目の目標が学生に理解され、平均得点も増加傾向にある。以上のことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

観点 5-2-④：基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

基礎学力不足の学生への配慮及び大学における正課授業の履修・単位取得の支援のため、正課ピアサポート・プログラムを全学で実施している。ピアサポート活動の範囲としては、授業の履修相談や、学習室における学習相談、チュートリアル教育、附属図書館における学生利用サポートなど幅広く、先輩後輩学生の教え合い・学び合いの場を授業時間外・教室外でも構築し、学修支援の機会を拡大している（再掲別添資料 5-1-3-2）。なお、正課ピアサポート・プログラムには含まれないが、学生同士の自主ゼミや、勉強会・読書会もあり、自主的活動の一部に対する支援を学部等の予算で行っている事例もある。

また、入試実施時期が早い推薦入試やAO入試の合格者に対しては、学部や学科・コースごとに入学前指導を

実施し、入学までに基礎学力の向上や学習習慣・意欲の持続を図っている（別添資料 5-2-4-1）。

必修科目である英語科目のクラスにおいては、少人数教育を推進しながら（読解クラス：40 人、リスニングクラス：30 人、会話クラス：20 人）、習熟度別クラス編成を導入し、学生の基礎学力に応じた学習指導を実施している（別添資料 5-2-4-2）。

生物資源科学部生物科学科及び農林生産学科（農業生産学教育コース）では、12 月に推薦入学予定者に対し、地域環境科学科では 9 月に編入学予定者に対し、それぞれ課題を提示してレポートを提出させ、個別指導等行っている。生命工学科では 12 月に教育・研究内容を説明して質問等を受け付け、助言を行っている（別添資料 5-2-4-3）。

総合理工学部では、推薦入試Ⅰ・推薦入試Ⅱ・ＡＯ入試（地球資源環境学科及び理工特別コース）による合格者に対して入学前指導を行うとともに、入学後には高校までの基礎学力不足を補うため、数学・物理・化学・英語の補完教育を全学プログラムとして実施している。また、数学・物理のプレースメントテストを 4 月に実施し、採点結果をフィードバックして補完教育への参加を促している。さらに、基礎的数学科目の単位取得を目的とした補習教育 MathCom を開講し、担当教員とＴＡによる指導の下で、学生が数学の課題に取り組んでいる（別添資料 5-1-3-1 再掲）。

別添資料 5-2-4-1 平成 27 年度推薦入試Ⅰ・ＡＯ入試合格者入学前指導・教育の案内

別添資料 5-2-4-2 外国語教育プログラムの概要

別添資料 5-2-4-3 生物資源科学部における入学前教育について

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力不足が懸念される学生に対しては、入学前から教育を行い、入学後も補完・補習教育、ピアサポート・プログラムによる学修支援を継続的に実施している。以上のことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点 5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は全学部で明確に定められている。法文学部のディプロマ・ポリシーは、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の4分野に分けられ、学科ごとに示されている。教育学部のディプロマ・ポリシーは学修到達目標（ラーニング・アウトカム）とともに卒業認定・学位授与に関する方針として記されている。医学部のディプロマ・ポリシーは国家試験である医師国家試験、看護師及び保健師国家試験を受験できる条件として定められている。総合理工学部のディプロマ・ポリシーは、卒業までに身に付けることが求められる知識・能力として定められている。生物資源科学部では在学中に獲得することが求められる能力として整理されている（資料5-3-1-A、別添資料5-3-1-1）。

資料5-3-1-A ディプロマ・ポリシーの例（法文学部法経学科）

（知識・理解）

- ・ 人間・社会・自然に関する幅広い教養を身につけている。
- ・ 法学および経済学の基礎的・標準的な知識を習得している。
- ・ 法学および経済学の基礎的・標準的な知識を踏まえて自ら課題を発見することができる。

（思考・判断）

- ・ 法学および経済学の諸問題についての確に情報収集し分析できる。
- ・ 法学および経済学の知識を融合させ論理的な思考を展開できる。

（関心・意欲・態度）

- ・ 法学および経済学の基礎的知識を社会生活で活用したいと考えている。
- ・ 法学および経済学の知識を総合的に展開し活用するという発想に立っている。

（技能・表現）

- ・ 社会問題について他者との議論を通じて自らの考えを的確に表現できる。
- ・ 法学および経済学の議論を踏まえ自らの考えを展開・論証することができる。

（出典：法文学部「履修の手引き」）

別添資料5-3-1-1 各学部ディプロマ・ポリシー一覧

【分析結果とその根拠理由】

本学におけるすべてのディプロマ・ポリシーは、どのような能力を有する場合に学位が付与されるかを明示しており、学習到達目標や、外部資格との関連性も付記されるなど、卒業生が身に付けるべき知識・能力を示している。以上のことから、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められていると判断する。

観点 5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の試験等の成績評価は、学則において、「成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可

を合格とする」旨定め（資料 5-3-2-A）、その基準については、島根大学における成績の評価に関する取扱要項において規定している（別添資料 5-3-2-1）。これらの基準に則り、平常成績及び出席状況等を考慮して成績評価を実施している。成績評価は 100 点満点法であり、成績を秀（90～100 点）、優（80～89 点）、良（70～79 点）、可（60～69 点）、不可（59 点以下）の 5 段階に区分し、秀、優、良及び可を合格として単位を認定している。これら成績評価の区分・単位の認定基準については、各学部の「履修の手引き」に記され、学生に周知されている（別添資料 5-3-2-2）。

また、各授業における成績評価の方法及び基準については、授業科目の担当者がシラバスに明記し、初回授業時に評価基準を周知するなどしている。成績評価方法については、期末試験やレポート、プレゼンテーション、ルーブリック評価などを用い、授業の達成目標に対する学生の達成度を適切に測定できる措置を講じるよう、教員向けの文書等で促すとともに（再掲別添資料 5-2-2-2）、F D 研修会等においても教員は研鑽を積んでいる（別添資料 5-3-2-3）。

さらに、平成 26 年度からは、教育質保証委員会において各授業科目の成績分布を確認し、受講生の成績分布が極端（A. 全て秀か優、B. 可以下のみ、C. 未修が半数以上の 3 種類のいずれか）である科目については、担当教員にその理由を回答するよう求めることとし、適正な成績評価がなされるよう全学的な点検を実施している（別添資料 5-3-2-4）。

なお、授業評価アンケート結果のとおり、シラバスに記載した成績評価の方法と基準の明確性に関しては、平成 21 年度以降平均得点が上昇傾向である（資料 5-3-2-B）。

資料 5-3-2-A 成績評価基準

（成績評価基準等の明示等）

第 25 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

～（省略）～

（成績の評価）

第 30 条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

2 評価の基準については、別に定める。

（出典：島根大学学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-02.pdf)

資料 5-3-2-B シラバス記載の成績評価の方法・基準に対する学生の評価

設問 13（平成 25・26 年度は設問 3-1 及び 3-2）：シラバスにある成績評価の方法と基準が明確であった【7 段階評価】															
評 価 時 期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	24 年度 前期	24 年度 後期	25 年度前期		25 年度後期		26 年度前期		26 年度後期		5 年間 平均
							方法が 明確で あった	基準が 明確で あった	方法が 明確で あった	基準が 明確で あった	方法が 明確で あった	基準が 明確で あった	方法が 明確で あった	基準が 明確で あった	
①強くそう思う	8.1%	9.4%	8.3%	8.8%	8.5%	9.4%	18.0%	16.6%	19.0%	17.8%	18.8%	18.0%	21.4%	20.7%	11.8%
②そう思う	32.8%	36.3%	35.6%	35.9%	33.9%	36.5%	48.6%	46.9%	51.7%	50.4%	52.6%	51.6%	55.0%	54.1%	39.4%
③少しそう思う	24.8%	26.0%	27.7%	27.4%	28.2%	27.6%	19.5%	21.7%	17.8%	19.6%	16.3%	17.6%	13.8%	15.1%	24.2%
④どちらでもない	27.9%	22.6%	23.4%	22.7%	23.5%	21.4%	11.1%	11.8%	9.1%	9.5%	10.2%	10.6%	7.5%	7.6%	19.9%
⑤あまりそう 思わない	4.0%	3.3%	3.2%	3.5%	3.7%	3.2%	1.9%	2.1%	1.5%	1.7%	1.4%	1.5%	1.5%	1.6%	3.0%
⑥そう思わない	1.3%	1.3%	1.0%	1.0%	1.4%	1.2%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	1.0%
⑦まったくそう 思わない	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%
平均得点	5.05 点	5.18 点	5.16 点	5.18 点	5.13 点	5.21 点	5.67 点	5.61 点	5.75 点	5.7 点	5.75 点	5.71 点	5.85 点	5.82 点	5.31 点
【平均得点】及び【評価段階別の得点】の算出方法は、資料 5-2-3-D を参照。															

(出典：学生による授業評価アンケート結果)

別添資料 5-3-2-1 島根大学における成績の評価に関する取扱要項

別添資料 5-3-2-2 履修の手引き該当箇所等

別添資料 5-3-2-3 島根大学新任教員研修「シラバスの書き方と島根大学の FD」資料

別添資料 5-3-2-4 シラバス・成績分布の確認について

【分析結果とその根拠理由】

大学としての成績評価や単位認定の基準は要項に規定し「履修の手引き」を通じて学生に周知している。また、各授業における成績評価の方法及び基準については、授業科目の担当者がシラバスに明記し、初回授業時に評価基準を周知するなどしている。さらに、全学的な成績評価の点検や成績評価・単位認定に関する研修等を通じて、教員の意識向上が図られている。シラバスに記載した成績評価の方法と基準の明確性に関しては、授業評価アンケート結果において平成 21 年度以降平均得点が上昇傾向にあることから、教員と学生の双方が基準や方法を理解した上で成績評価が実施されていると判断できる。以上のことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、シラバスによる評価基準・方法の明示、同一名称科目における成績評価基準の標準化（外国語、健康スポーツ、情報科学）や標準テストの導入（英語：TOEIC）、学

生による成績評価への不服申し立て制度などの措置を講じている（資料 5-3-3-A）。

シラバス記載の成績評価基準については、達成目標に対する達成度評価となるよう文書で指導するとともに、全学共通教育・教養育成科目についてはシラバスの点検、新規開講科目の審査において、達成目標と成績評価方法の対応を確認し、不十分である場合（達成度評価となっていない場合等）には改善指導を行うなど、組織的な対応を実施している（別添資料 5-3-3-1）。

また、全学共通教育の基礎科目においては、外国語科目については外国語教育センターが、その他の科目については授業担当教員の所属部局及び各科目群の担当学会等において成績評価基準を標準化し、同一科目の成績評価が同一の基準と方法で実施されるよう調整を図っている。

なお、成績評価の客観性や厳格性を担保する手段として用いられる G P A 制度の導入については、それに基づく進級判定等は一律で行ってはいないものの、授業料免除対象者の決定に際してや、既存の教育プログラムの効果検証と改善（修学サポートプログラムなど）、学習履歴の蓄積を活用した学習目標の自己管理と教員による学修支援（教育学部、法文学部）等で活用しており、学修支援の実施や支援プログラムの改善においてきめ細やかな対応を行うために用いている。

資料 5-3-3-A 成績評価に係る不服申立制度

- 6 成績評価に関する情報の提供については、次のとおりとする。
 - 一 授業担当者は、成績評価の方法及び基準を授業計画書（シラバス）に明記する。
 - 二 授業担当者は、成績評価に関する学生の問い合わせに対して、出題意図、採点基準、採点結果及び評価結果を説明する。ただし、学生が問合せをできる期間は、成績通知日から原則として 10 日以内（卒業又は修了予定学期の学生にあっては、成績一覧表の取得可能日から原則として 3 日以内）とする。
- 7 成績評価に関して不服がある場合の不服申し立ては、前項第 2 号の授業担当者の説明の後、原則として 2 日以内に行うものとする。
- 8 成績評価に関する不服申し立ての取扱いについては、次のとおりとする。
 - 一 全学共通教育科目については教育開発センター長に、全学的に開講される教職科目については教育学部附属教師教育研究センター長に、別紙様式第 1 号により不服の申し立てをすることができる。
 - 二 前号の不服の申し立てがあった場合は、教育開発センター長又は教育学部附属教師教育研究センター長は、事実関係を調査し、別紙様式第 2 号により申立日から原則として 10 日以内（卒業又は修了予定者は原則として 1 週間以内とする。）に申立者に回答するものとする。なお、回答にあたって、授業担当者が回答内容を受け入れなかった場合は、全学共通教育科目については教育開発センター運営委員会、全学的に開講される教職科目については教職課程運営協議会に諮るものとする。
 - 三 学部及び大学院の専門教育科目の取扱いについては、各学部又は各研究科が別に定める。

（出典：島根大学における成績評価に関する取扱要項（抜粋））

別添資料 5-3-3-1 全学共通教育シラバスチェックの実施について

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の客観性、厳格性については、基準・方法の明示や標準化を組織的に進めることで担保するとともに、評価データを活用した学修支援によってそれを活用することで客観性や厳格性の必要度を高めている。以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

卒業については、島根大学学則において在学すべき年数以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を履修し修了した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する旨を定めている（資料 5-3-4-A）。

学位授与方針で定める能力・資質については、教育課程の編成方針に反映され、カリキュラムとして体现されている。カリキュラムを通じた学習成果である卒業の認定について、その基準については、各学部規則に規定し（資料 5-3-4-B）、学生に基準を記載した「履修の手引」を配布するとともに、オリエンテーションや窓口等での学生相談などの場で成績評価及び卒業認定の基準に関する説明を適宜行っている。各学部で所定の教育課程を履修（修了）した者に対しては、単位認定・卒業認定のための卒業認定会議及び教授会を開催し、その議を経て学長が卒業を認定している（別添資料 5-3-4-1）。

資料 5-3-4-A 島根大学学則（抜粋）

（修業年限）

第 18 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科にあつては、6 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条から第 12 条の規定により入学を許可された者の修業年限については、各学部において定める。

～中略～

（卒業）

第 49 条 第 18 条に規定する期間以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を履修し修了した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（早期卒業）

第 50 条 本学に 3 年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）が、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、前条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項に規定する卒業の認定は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 147 条に規定する要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

（卒業の時期）

第 51 条 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い学生を卒業させることができる。

（学位の授与）

第 52 条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

（出典：島根大学学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-02.pdf）

資料 5-3-4-B 卒業認定基準の例示

(教育課程修了の要件及び認定)

第 18 条 本学部教育課程を修了するためには、別表第 1 に掲げる所定の単位を修得し、別表第 2 に掲げる所定の時間数を体験しなければならない。

2 課程修了の認定は、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、及び所定の時間数を体験した者について教授会の議を経て学部長が行う。

～省略～

別表第 1 (第 18 条関係)

科目区分	科 目	分 野	最低修得単位数			
			必修	選択	自由	
基礎科目	外国語	英語	4	*1 6	*2 8	
		ドイツ語	4			
		フランス語				
		中国語				
		韓国・朝鮮語				
	健康・スポーツ/文化・芸術	健康・スポーツ	2			
		文化・芸術				
情報科学		2				
教養育成科目	入門科目	人文社会科学分野	10			
		自然科学分野				
		学際分野				
	発展科目	人文社会科学分野				
		自然科学分野				
		学際分野				
	社会人力養成科目		2			
小 計		30				
専門教育科目	専門共通科目		22			
	主専攻専門科目		52			
	副専攻専門科目		16			
小 計		90				
合 計		128				

備考

- *1 の単位には、放送大学で開講される基礎科目及び共通科目の単位並びに島根県立大学で開講される授業科目の単位を含めることができる。
- *2 の単位には、放送大学で開講される基礎科目、共通科目、専門科目及び総合科目の単位、島根県立大学で開講される授業科目の単位並びに他学部による全学開放科目の単位を含めることができる。

別表第2（第18条関係）

区 分		時 間 数	
		必 修	選 択
教育体験活動	基礎体験領域	1 1 0	4 0 0
	学校教育体験領域	3 4 0	
	臨床・カウンセリング体験領域	1 5 0	
総 計		1 0 0 0	

(出典：教育学部規則)

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/2_kyouiku/2-2-01.pdf

別添資料5-3-4-1 教育学部教授会議事録

【分析結果とその根拠理由】

卒業認定基準については、学則及び各学部規則により明示され、学生には「履修の手引」を配布するとともに、オリエンテーションや窓口等において周知、指導を行っている。また、卒業認定については卒業認定会議や教授会において厳格に審議している。以上のことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

観点5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、各研究科・コースの教育目的・目標を達成するために、それぞれに教育課程の編成・実施方針が定められている（資料5-4-1-A）。

人文社会科学研究科では、法経専攻、言語・社会文化専攻のそれぞれについてその教育内容を定めている。法経専攻では地域と結びついた実践的教育やプロジェクト型教育研究システムによる実践的な課題解決型専門教育を、言語・社会文化専攻では東アジアの国際関係や地域社会を学際的に教育する方針が示されている（別添資料5-4-1-1）。

教育学研究科では、研究科全体のカリキュラム・ポリシーで学校教育に関する専門的知識と実践的能力育成のためのカリキュラム編成をうたうとともに、13のコース別のカリキュラム・ポリシーにおいて専門ごとの具体的教育内容を定めている（別添資料5-4-1-2）。

医学系研究科では、医学系研究科規則に定める教育上の目的を達成するため、医学系研究科（博士課程）、医学系研究科医科学専攻（修士課程）、医学系研究科看護学専攻（修士課程）の3つの課程について、それぞれカリキュラム・ポリシーを定め、臨床・研究の能力育成の基本方針を提示している（別添資料5-4-1-3）。

総合理工学研究科では、高度専門技術者・研究者及び教育者の素養を身に付けるために、博士前期課程における授業科目として「専攻共通科目（英語教育科目、高度基礎科目、技術者教育科目）」、「必修科目（特別研究、セ

ミナー)」、「高度専門科目」を設置することをうたった編成方針を定めている(資料5-4-1-4)。

生物資源科学研究科では、生物生命科学専攻、農林生産科学専攻、環境資源科学専攻の3つの専攻について教育目標を定め、目標に対してどのような学問分野からなる教育を行うのかを定義している。また、研究科共通科目の配置や内容を定義し、3専攻に共通して育成すべき能力と科目との対応を定めている(別添資料5-4-1-5)。

資料5-4-1-A カリキュラム・ポリシーの例(教育学研究科、教育実践開発専攻)

○教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)

- (1)「専攻共通科目」では、高度な専門性に立脚しながら学校教育の具体的・実践的課題を追求する教育実践・研究力の養成を図ります。
- (2)「専門科目」では、「理論と実践の融合」の観点から、教科や教職に関する高度な専門的知識と新たな学びを展開できる実践的指導力の養成を図ります。
- (3)「課題研究」では、学生一人一人の個性や問題意識に沿いながら課題探求力及び学究的態度の養成を図ります。
- (4)「学校教育実践研究(教育実習)」では、授業研究力を中心とする学校教育研究力及び総合的な人間力の養成を図ります。
- (5)現職教員を対象とした「1年短期履修コース」では、上記(1)～(3)の力を養いつつ、優れたスクールリーダーとしての力量の養成を図ります。

○各コースの教育課程編成方針(コース別カリキュラムポリシー)

教育実践開発専攻

・学習開発コース

学習開発コースでは、公教育に携わるものとして、理論と教育現場の現代的な課題をふまえて教育実践を行うことのできる、高度な指導力と実践的な学校教育研究力を備えた初等教育教員を養成します。

「学校教育実践学領域」「特別研究課題領域」の科目群では教育学、「学校教科実践学領域」の科目群では教科教育学の知見に基づき、学校教育における子ども理解、教育実践の諸課題、教育課程・方法等に関する高度な理解、教育実践事例の検証を通じて、学校教育の理解、教授方法等の分野の資質形成を目指します。

(出典：教育学研究科「履修の手引き」)

別添資料5-4-1-1 人文社会科学研究科カリキュラム・ポリシー

別添資料5-4-1-2 教育学研究科カリキュラム・ポリシー

別添資料5-4-1-3 医学系研究科カリキュラム・ポリシー

別添資料5-4-1-4 総合理工学研究科カリキュラム・ポリシー

別添資料5-4-1-5 生物資源科学研究科カリキュラム・ポリシー

【分析結果とその根拠理由】

ディプロマ・ポリシーに基づいて学位課程ごとにカリキュラム・ポリシーが定められており、教育課程において身に付けるべき能力や資質に至るための教育内容や方法を示している。以上のことから教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本学では、島根大学大学院学則により、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものと規定している（資料 5-4-2-A）。また、研究科ごとに授与される学位が定められており、その内容や水準は専攻ごとに体系的に編成された教育課程によって担保されている（資料 5-4-2-B）。

人文社会科学研究科では、法経専攻は法政コースと地域経済コースに、言語・社会文化専攻は言語文化コースと社会文化コースに分かれ、それぞれ学位名に応じたカリキュラムと研究指導体制が構築されている。また、「研究科細則」において、研究指導・修士論文の提出・審査委員・修士論文の審査・審査結果の報告及び開示・修士論文発表会について定めている。それに従い、年度初めの修士論文計画書・中間報告を学生に義務付け、論文審査も点数化を審査委員に義務付けている。これにより首尾一貫した体系的指導を保証している。

教育学研究科では、観点 5-4-①で記述した研究科全体のカリキュラム・ポリシーとコース別のポリシーに応じて教育課程が体系的に編成されている。また、「履修の手引き」において修了要件及び教育職員免許状の取得に関する履修基準や履修方法を明示するなかで、カリキュラムにおける各科目・修士論文の位置づけを示している（別添資料 5-4-2-1）。

医学系研究科では、医学及び看護学に関する学術の理論並びに応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とした内容の授業科目が提供されている。

生物資源科学研究科は 3 つの専攻に分かれるが、生物資源科学の学位にふさわしい能力・学習成果の指標を定め、「生物資源科学論」や「MOT 特論」など研究科共通のカリキュラムを構築することで、学位に対応した教育課程の内容・水準を担保している。

総合理工学研究科では、カリキュラム・ポリシーに従って設置された「専攻共通科目（英語教育科目、高度基礎科目、技術者教育科目）」、「必修科目（特別研究、セミナー）」、「高度専門科目」と学位別のディプロマ・ポリシーとの対応を整理し、学位別にカリキュラムの体系性を確保している（別添資料 5-4-2-2）。

資料 5-4-2-A 教育課程（編成方針）

（教育課程の編成方針）

- 第 16 条の 2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当っては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（出典：島根大学大学院学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-03.pdf）

資料 5-4-2-B 学位に付記する専攻分野の名称（修士及び博士）

研究科	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文社会科学研究科	法学 経済学 社会科学 言語文化	
教育学研究科	教育学	
医学系研究科	医科学 看護学	医学
総合理工学研究科	総合理工学 理学 工学	理学 工学 学術
生物資源科学研究科	生物資源科学	

（出典：島根大学学位規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/08_kyomu/1-8-01.pdf）

別添資料 5-4-2-1 島根大学大学院教育学研究科「履修の手引：平成 27 年度」（抜粋）

別添資料 5-4-2-2 総合理工学研究科におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応表

【分析結果とその根拠理由】

研究科ごとに授与される学位が定められており、その内容や水準は専攻ごとに体系的に編成された教育課程によって担保されている。また、それぞれの研究科において学位の水準や体系性を確保するための取組が行われている。以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

観点 5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学の各研究科では、大学院生の学習ニーズや学問分野ごとの研究動向、大学院に課せられる社会的使命を考慮し、カリキュラムや授業内容を柔軟に構成している。

人文社会科学研究科では、受講者が少数であることから、受講希望者のニーズに合わせて授業を開講し、最新の研究動向を伝えられるような体制になっている。また、多くの授業では受講者の関心に沿うようなテーマがその都度設定され、授業はほとんどが演習形式で行われている。従って受講者は毎回論文講読や研究計画の発表が義務付けられており、毎回事前に論文を講読しレジュメを作成することが必要となっている。

教育学研究科では、大学院での教育実習である「学校教育実践研究」及びその事前・事中・事後指導科目として「〇〇課題研究Ⅰ」を開講している。本科目は、大学院生に学校教育研究力のパラダイムを習得させることを

目的とするとともに、地域の教育現場を支援するという大学院に求められている社会的使命を果たすことも目指すものである（別添資料 5-4-3-1）。

医学系研究科では、博士課程、修士課程の各コースにおいて、平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された事業「ICT（Information and Communication Technology）と人で繋ぐがん医療維新プラン」に係る「地域がん専門医育成コース」、また、平成 25 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択された事業「地方と都会の大学連携ライフイノベーション」に係る「総合診療医指導者育成コース」並びに医科学専攻修士課程に「地域包括ケア人材養成コース（医療経営重点）」があり、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮し、それらを教育課程の編成又は授業科目に反映した内容となっている（別添資料 5-4-3-2）。

生物資源科学研究科では、「MOT 特論」や「科学英語」、「六次産業化特論」など、多様なニーズや社会の要請に対応した科目を用意している。また、セメスター制を採用することで、多様な入試や学生ニーズに対応した履修の自由度を確保している。

別添資料 5-4-3-1 大学院教育実習について（抜粋）

別添資料 5-4-3-2 ICT（Information and Communication Technology）と人で繋ぐがん医療維新プラン概要等

【分析結果とその根拠理由】

各研究科においてそれぞれの特色を活かし、教育課程の編成や教育内容について、大学院生のニーズや社会の要請に応える取組を実施している。以上のことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

大学院の各研究科では、学問分野ごとの研究方法や内容、大学院生の修学上のニーズに応じた学習指導がなされており、演習や実習等の大学院生の能動的な学修を中心に様々な授業形態で実施されている（資料 5-5-1-A）。

人文社会科学系研究科では、受講者が少数であることも踏まえ、受講希望者のニーズに合わせて授業を開講し、教員との密なコミュニケーションによって最新の研究動向を伝えられるような体制となっている。また、大学院生による自主的なインタビュー調査など、フィールドを活かした研究指導が行われている。

教育学研究科では、観点 5-4-③で述べた「学校教育実践研究」の中間発表会・成果発表会を公開で行っており、学部までの実習で培った「教育実践力」を発展させた「授業研究力」「学校教育研究力」の育成に適切な学習指導が行われている（別添資料 5-5-1-1）。

医学系研究科博士課程では、学生のニーズに応じた科目選択が可能な教育課程の編成を基本方針としている。特に、職業を有する社会人学生への修学上の配慮として、仕事の都合で出席できなかった学生に対しては、授業を録画したDVDの視聴と課題提出による履修も一部実施している。

総合理工学研究科では、「実践教育プロジェクト（物・材）」において、PBL型授業を実施し、高度技術者人材として必要な実践的能力の育成を、地域企業との連携により図っている（別添資料 5-5-1-2）。

生物資源科学研究科では、各専攻とも実験・実習・演習・セミナー科目の比率が高く、実践的に学ぶことがで

きるカリキュラムとなっている。また、医学系研究科及び総合理工学研究科と協働して提供している科目（「医療のための光工学の基礎」、「機能性物質・食品の応用の基礎」）を開講している（別添資料 5-5-1-3）。

資料 5-5-1-A 大学院教育における授業形態の状況（平成 26 年度）

研究科	講義	演習	実験・実技・実習	複数形態	総計
人文社会科学研究科（修士）	29	133	6	50	218
教育学研究科（修士）	46	51	2	100	199
医学系研究科（修士）	17	20	7	40	84
医学系研究科（博士）	4	0	0	72	76
総合理工学研究科（博士前期）	149	290	45	56	540
総合理工学研究科（博士後期）	105	358	324	67	854
生物資源科学研究科（修士）	57	153	2	48	260
合計	407	1,005	386	433	2,231

（出典：教育開発センター作成資料）

別添資料 5-5-1-1 大学院「教育実践研究」成果発表会資料

別添資料 5-5-1-2 総合理工学研究科「実践教育プロジェクト（物・材）」シラバス

別添資料 5-5-1-3 生物資源科学研究科「医療のための光工学の基礎」シラバス

【分析結果とその根拠理由】

授業形態については、大学院生の実践的研究活動を促進するために学生参加型の能動的な学習方法が多くとられている。また、高度専門職業人を社会に輩出することを意図し、各研究科の教育目的に応じた学習指導法の工夫をそれぞれ図っている。以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

大学院課程は「1 単位の授業科目に 45 時間の学習を必要とする」ことを標準としている（資料 5-5-2-A）。授業週は、学士課程教育と同じく、学年暦によって設計されており、前期・後期のセメスター制を採っている（再掲別添資料 5-2-2-1）。また、授業のシラバスも学士課程と同様に授業ごとに作成されており、授業週ごとの計画を学生に提示して、学修を促している。

各研究科における単位の実質化・学修時間の確保は、大学全体の学年暦による授業週の確保と、各授業のシラバスによって計画されるとともに、大学院生の自発的な研究活動、教員との密なコミュニケーションを伴うゼミ形式などの授業形態において実現されている。

人文社会科学研究科では「研究科細則」で、毎年修士論文計画書を提出させることと中間報告会を院生に義務付け、修士論文を点数化するよう定めることにより単位の実質化を図っている（資料 5-5-2-B）。

医学系研究科では、授業の実施について、ホームページへの掲載と同時に学生へメールにより周知を行っている。また、新入生へは、年度初めのオリエンテーションで、教育方法及び履修についての説明を直接行っている。

総合理工学研究科では、多くの授業で定期試験等を含めて、規定の学修時間数を確保している（別添資料 5-5-2-1）。

各研究科において、単位の実質化に向けた取組はなされているものの、大学院生を対象とした学修時間数の実態調査等はなされておらず、現状把握の方法を開発することが必要である。

資料 5-5-2-A 島根大学大学院学則（抜粋）

（単位の計算方法）

第 25 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準）

第 25 条の 2 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条第 1 項各号に規定する基準を考慮して研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

（資料：島根大学大学院学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-03.pdf）

資料 5-5-2-B 人文社会科学研究科修士論文研究計画書の作成

（研究指導）

第 2 条 学生は、毎年度のはじめに指導教員の指導の下に修士論文研究計画書（別紙様式第 1 号）を作成し、4 月末日までに研究科長に提出するものとする。

2 その年度に修士論文を提出しようとする学生は、コースまたは専門分野が定める中間発表会において、研究の進捗状況を発表するものとする。

（出典：島根大学学位規則人文社会科学研究科細則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-52.pdf）

別添資料 5-5-2-1 総合理工学研究科「制御工学特論」シラバス

【分析結果とその根拠理由】

大学全体の学年暦による授業週の確保と、各授業のシラバスによって計画されるとともに、大学院生の自発的な研究活動、教員との密なコミュニケーションを伴うゼミ形式などの授業形態において単位の実質化への配慮がなされている。

また、各研究科においても単位の実質化を図る取組を実施している。ただし、学修時間の現状は把握できてお

らず、全研究科の大学院生を対象に調査を実施することが課題である。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

学士課程と同様、大学院課程においても、松江キャンパス開講授業についてはウェブシラバスとして掲載されており、大学内外から閲覧可能である（資料 5-5-3-A）。また、出雲キャンパス開講授業については、各課程、専攻ごとにシラバスが作成され、冊子にまとめて医学系大学院生に配布している（別添資料 5-5-3-1）。シラバスには、授業の目標や計画、成績評価方法を含め、学生が準備学修を進めるために必要な項目が設定されている。なお、学士課程同様、シラバス登録開始前に「学生の学びの質を高めるために—シラバスから始まる授業改善—」を全教員に配布し、シラバスの各項目についてどのような記述をすべきか、FDの観点から指導を行っている（再掲別添資料 5-2-2-2）。

教育学研究科では、「プロファイルシート・ワークブック検討会指針並びにシラバス執筆指針」が示され、講座・専攻別にカリキュラムが検討されるとともに、大学院のシラバス点検を行った上で、新年度の各授業のシラバスが執筆されている。（別添資料 5-5-3-2）。

生物資源科学研究科では、研究科学務委員会が主導して、大学院開講科目のシラバスチェックを行い、未記入部分を埋めるよう各教員に依頼している。また、英語表記については外国語教育センターの教員によるネイティブチェックを受けている（別添資料 5-5-3-3）。

ただし、大学院生のシラバス活用状況については調査を行っておらず、現状を把握できていない。また、シラバス記載内容については、研究科ごとに点検実施の有無が分かれており、統一的な基準に基づいて必要な改善を図ることが課題である。

別添資料 5-5-3-A 大学院課程のシラバス記載項目と例（「MOT特論」生物資源科学研究科、研究科共通科目）

項目	内容
授業形態	講義
授業の目的	研究や開発を進め、様々な製品を実用化していくためには、多くの段階を経て、しかも、知識や人、資金などをマネジメントしていかなければなりません。「技術を活かして利益を生み出す事業を創出する手法と理論」としてMOT (Management of Technology) が注目されている。 本講義では、MOTの概略を知り、MOTの考え方を理解する事を目的に、研究から事業化までの流れ、研究開発のマネジメント、特許などの知的財産、マーケティング、経営など、MOTの理解に必要な基礎を学習する。
科目の達成目標 (達成度)	MOTの基礎知識を身につけ、以下の能力を養うことを目標とする。 1. MOTの概念、考え方について説明できる。 2. 特許の意義、権利化までの手続、概要について説明できる。 3. マーケティングの考え方について説明できる。 4. 研究から事業化までの流れの概略を説明できる。
授業計画	1. イントロダクション 2. MOTの概要

	3. 研究と開発 4. マーケティングや経営戦略関連（2回） 5. 知的財産権概論（2回） 6. 研究開発事例（合計4回） （ア）バイオマス有効利用技術 （イ）6次化産業の事例 （ウ）栽培施設用太陽光発電システム （エ）医農連携を中心とした研究開発事例 7. イノベーションの創出 8. 新事業創出のケーススタディ（3回） 9. まとめ なお、都合により、講義順序が上記より変更することがあります。 変更する場合には、講義時やHP等で事前に連絡します。
授業の進め方	・ MOTの基礎を重点的に解説します。 ・ 理解を助けるために、演習やレポートを課すことがあります。
授業キーワード	MOT、研究開発、マーケティング
テキスト	テキストの指定はありませんが、プリントなどを使用することがあります。
参考文献	1) 出川 通：『MOT マーケティング入門』、秀和システム（1,800円＋税、ISBN979-4-7980-3714-1） 2) 出川 通：『実践図解パーフェクトMOT』 秀和システム（2,800円＋税、ISBN：9784798031651） 3) 出川 通：『実践MOT入門』 言視舎（1,100円＋税、ISBN978-4-905369-96-7） など
その他授業資料等	
成績評価の方法	単位の認定基準は、次のとおりとします。 1. 総授業回数の2/3以上の出席を必須とする。 ただし、15分以上の遅刻は欠席扱いとします。 2. レポートの提出数と内容により評価し、評点の60点以上を合格とする。
履修上の指導	
オフィスアワー	オフィスアワーは特別に用意しませんが、電子メールによる問い合わせには随時お答えします。また、欠席届も電子メールで受付します。電子メールのアドレスについては授業中に紹介します。
その他	講義のホームページ（講義資料などを掲載する予定） http://www.crc.shimane-u.ac.jp/MOT/

(出典：ウェブシラバス

<http://gakumweb1.shimane-u.ac.jp/syllabus/>)

別添資料 5-5-3-1	大学院医学系研究科シラバス（例示）
別添資料 5-5-3-2	プロフィールシート・ワークブック検討会指針並びにシラバス執筆指針
別添資料 5-5-3-3	生物資源科学研究科学務委員会議事要旨

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程のシラバスは、学士課程と同様に全ての授業科目について作成されており、ウェブサイト又は冊子の形態で大学院生に周知されている。また、シラバス作成にあたっては、学士課程と同じ基準によって記入するよう指導を行っている。なお、大学院生のシラバス活用状況を調査すること、シラバス点検の実施を全学的に行うことは今後の課題である。

観点 5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

本学は、企業等に在籍している学生に対し、教育上特別の配慮が必要であると認められる場合、教育方法の特例を設け（資料 5-5-4-A）、履修を容易にするため、学内規程により夜間（平日の 18 時以降）開講を可能としている（別添資料 5-5-4-1）。また、やむを得ない事情により長期履修をすることが必要な学生には、長期履修を可能にして、履修が計画的に行われるよう指導する制度を設けている（別添資料 5-5-4-2）

資料 5-5-4-A 教育方法の特例等

（教育方法の特例）

第 19 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科に外国人留学生のための英語による特別コースを置くことができる。

～省略～

（長期にわたる教育課程の履修等）

第 29 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨（以下「長期履修」という。）を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた学生の在学年限は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることができない。

3 前 2 項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（出典：島根大学大学院学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-03.pdf）

別添資料 5-5-4-1 昼夜開講制度の概要

別添資料 5-5-4-2 長期履修制度の概要

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例を適用し、大学院学則において明記するとともに、社会人学生の履修に対する配慮をしている。以上のことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

観点 5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む）。若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の各研究科では、規則に従って大学院学生の研究指導・論文指導体制が構築されているとともに、それぞれの研究科ごとに特徴的な研究進捗過程での適切な指導がなされるよう計画が立てられている（資料 5-5-6-A）。また、大学院生はTAとして、学部学生対象の授業補助や正課外の学修支援にあたっており、教育的指導力の育成にも力を入れている。

人文社会科学研究科では、島根大学学位規則人文社会科学研究科細則において研究指導体制が明記され（再掲資料 5-5-6-A）、教育の一定水準を保つため、教員の資格再審査制度を導入し、担当教員が大学院で指導するにふさわしいかを6年に一度チェックしている。また、規則に従って指導教員の指導の下で修士論文研究計画書が提出されている。さらに、大学院生はTAとして学部学生の指導にあたっており、研究科として教育的能力の育成に取り組んでいる（別添資料 5-5-6-1）。

教育学研究科では、観点 5-4-③で述べた「学校教育実践研究」及び「〇〇課題研究Ⅰ」に関する評価原票に則って、指導教員による評価・指導がなされている（別添資料 5-5-6-2、再掲別添資料 5-4-3-1）。

生物資源科学研究科では、研究科における学生指導にあたっては、主指導・副指導の2人体制とし、学生からは入学時に研究計画の提出とセメスターごとのプログレスレポートの提出を求め、指導教員からは研究指導計画書の手交を行っている。また、修士1年次の終了までに実施される中間発表会において研究の進捗状況をポスター発表し、研究科の全教員が視聴してコメントすることで、幅広い意見に触れ、その後の研究の方向性を確認する機会としている（別添資料 5-5-6-3）。

総合理工学研究科においては、研究指導や学位論文に関して、例えば、年度初めに指導教員は担当する学生と十分に打合せを行い、学生ごとに研究指導計画をまとめて、学務課総合理工学研究科担当に提出することを義務付けるなど、適切な指導体制が整備されている。

なお、研究不正に対しては、大学構成員の全てを対象とした「国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」を定め、不正行為の防止と、発生した場合の取扱いに必要な事柄を定めている。学部学生を含め、大学院学生に対しても、最高管理責任者（学長）が研究倫理教育を推進する等、不正行為防止のための啓発活動に努めなければならないこと、研究倫理教育責任者（部局長）が構成員・学生を対象に定期的に研究倫理教育を実施することなどを定め、不正防止にあたる組織の責任体制を明示している（資料 5-5-6-B）。

資料 5-5-6-A 研究指導体制

島根大学大学院学則（抜粋）

http://www.shimane-u.ac.jp/common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-03.pdf

(教育方法)

第17条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、法務研究科の専門職学位課程は、研究指導を要しない。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

島根大学大学院人文社会科学研究科規則（抜粋）

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-02.pdf)

(指導教員)

第11条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員1名を定める。

2 指導教員は、研究科を担当する教授のうちから、研究科委員会の議を経て決定する。ただし、研究科委員会において必要と認めたときは、研究科を担当する准教授又は講師を指導教員とすることができる。

島根大学学位規則人文社会科学研究科細則（抜粋）

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-52.pdf)

(研究指導)

第2条 学生は、毎年度のはじめに指導教員の指導の下に修士論文研究計画書（別紙様式第1号）を作成し、4月末日までに研究科長に提出するものとする。

2 その年度に修士論文を提出しようとする学生は、コースまたは専門分野が定める中間発表会において、研究の進捗状況を発表するものとする。

(修士論文の提出)

第3条 修士論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

2 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文審査願（別紙様式第2号）、修士論文要旨（別紙様式第3号）及び修士論文を、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

3 修士論文の提出期限は、1月13日（9月修了予定の者にあつては7月15日）とする。ただし、提出期限の日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときはその直後の平日を提出期限の日とする。

4 修士論文の作成要領は、別に定める。

（出典：島根大学規則集）

資料5-5-6-B 研究活動の不正行為を防止する体制

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学の運営・管理における最終責任を負う最高管理責任者として、本学全体の研究活動等の不正防止の取組を推進しなければならない。

2 最高管理責任者は、不正行為防止のための基本方針を策定、周知するとともに、研究者倫理の向上を図るため、構成員及び学生に対して、研究倫理教育を推進する等不正行為防止のための啓発活動に努めなければならない。

～省略～

(研究倫理教育責任者)

第5条 研究倫理教育を実施するために、研究倫理教育責任者を置き、部局長等をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、部局等において構成員及び学生を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、その実施状況を確認するとと

もに、研究倫理管理者へ報告を行う。

- 3 研究倫理教育責任者は、自らが掌理する部局等の研究活動等の不正防止に関する運営・管理を適切に行うために、研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(出典：国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/06_gakujutsu-kenkyu/1-6-05.pdf)

別添資料 5-5-6-1 修士論文研究計画書受付簿及び研究計画書、平成 24 年度大学院生学部学生指導一覧

別添資料 5-5-6-2 大学院「実践研究」評価原票（例示）

別添資料 5-5-6-3 「指導教員の決定について」及び研究計画・プロGRESSレポート・研究指導計画書様式

【分析結果とその根拠理由】

本学では、研究科ごとに大学院生の研究進捗に応じた指導がなされており、院生の研究計画と指導計画・体制構築が適切に計画されている。また、全学的な規則の下で、研究不正防止の体制が整備されている。以上のことから、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学大学院課程の学位授与方針については、研究科ごとに定められ、ウェブサイトに掲載するとともに大学院生に配布する「履修の手引」に記載されている（資料 5-6-1-A）。

人文社会科学研究科では、法経専攻の法政コースと地域経済コース、言語・社会文化専攻の言語文化コースと社会文化コースの 4 コースそれぞれに、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲・態度」、「技能・表現」の 4 つの観点到に分けたディプロマ・ポリシーを定めている（別添資料 5-6-1-1）。

教育学研究科では、学位（修士（教育学））授与に対する 4 つのディプロマ・ポリシーを定めるとともに、コースごとに育成する具体的な能力・資質の学習到達目標（ラーニング・アウトカム）を設定し、「教師力」の伸長を目指している（別添資料 5-6-1-2）。

医学系研究科では、博士課程、医科学修士課程及び看護学修士課程それぞれにおいて、付与する学位に対応したディプロマ・ポリシーを定めている（別添資料 5-6-1-3）。

総合理工学研究科では、付与する学位に対応したディプロマ・ポリシーを定めている。また、博士前期課程においては、8 つのコース（理工・医連携、物理・材料化学、物質化学、地球資源環境学、数理科学、情報システム学、機械・電気電子工学、建築・生産設計工学）ごとに学習到達目標を設定し、各コースの修了までに達成すべき能力・資質を定義している（別添資料 5-6-1-4）。

生物資源科学研究科では、3 つのディプロマ・ポリシーを定めるとともに、その実現に必要な能力として 6 つの学習成果を提示し、修士の学位に対して専攻・コースに共通した人材育成目標を掲げている（別添資料 5-6-1-5）。

資料 5-6-1-A : ディプロマ・ポリシーの例 (総合理工学研究科前期博士課程)

島根大学総合理工学研究科博士前期課程では、学部教育を基に、より高度化、深化した専門知識・技術を身につけ、さらに、隣接する関連領域まで俯瞰できる広い視野を持った創造力豊かな技術者・研究者の養成を目的として教育を行う。そして、所定の単位数を修得した上で修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格し、下記の資質・能力を身につけた学生に対して修士（総合理工学）、修士（理学）または修士（工学）の学位を授与する。

修士（総合理工学）

1. 学部で学んだ人文・社会科学、自然科学、情報技術及び専門分野の基礎知識をもとに、融合した理学と工学における専門分野の高度化・深化した体系的な専門知識を持つ。
2. 専門分野と隣接する関連領域に関する幅広い知識と多角的な視点を持つ。
3. 日本語または英語により、論理的に思考・記述する力、プレゼンテーションを行う能力を持ち、英語文献から専門知識等を習得・理解することができ、さらに英語による基礎的なコミュニケーション能力を有している。
4. 個々の研究・課題に対しては、上記の能力を効果的に活用して、自ら研究・課題を計画的に進め、解決に導く能力を有している。
5. 自然科学・科学技術を継続的に学び、実社会からの要請に対応できる広い視野とその意欲を持つ。また、専門分野の社会的意義を理解し、専門分野を通じて社会の発展に貢献できる。

修士（理学）

1. 学部で学んだ人文・社会科学、自然科学、情報技術及び専門分野の基礎知識を基に、理学における専門分野の高度化・深化した体系的な専門知識を持つ。
2. 専門分野と隣接する関連領域に関する幅広い知識と多角的な視点を持つ。
3. 日本語または英語により、論理的に思考・記述する力、プレゼンテーションを行う能力を持ち、英語文献から専門知識等を習得・理解することができ、さらに英語による基礎的なコミュニケーション能力を有している。
4. 個々の研究・課題に対しては、上記の能力を効果的に活用して、自ら研究・課題を計画的に進め、解決に導く能力を有している。
5. 自然科学・科学技術を継続的に学び、実社会からの要請に対応できる広い視野とその意欲を持つ。また、専門分野の社会的意義を理解し、専門分野を通じて社会の発展に貢献できる。

修士（工学）

1. 学部で学んだ人文・社会科学、自然科学、情報技術及び専門分野の基礎知識を基に、工学における専門分野の高度化・深化した体系的な専門知識を持つ。
2. 専門分野と隣接する関連領域に関する幅広い知識と多角的な視点を持つ。
3. 日本語または英語により、論理的に思考・記述する力、プレゼンテーションを行う能力を持ち、英語文献から専門知識等を習得・理解することができ、さらに英語による基礎的なコミュニケーション能力を有している。
4. 個々の研究・課題に対しては、上記の能力を効果的に活用して、自ら研究・課題を計画的に進め、解決に導く能力を有している。
5. 自然科学・科学技術を継続的に学び、実社会からの要請に対応できる広い視野とその意欲を持つ。また、専門分野の社会的意義を理解し、専門分野を通じて社会の発展に貢献できる。

(出典：総合理工学研究科ウェブサイト <http://shimane-riko.jp/graduate/master-policy.html#policy03>)

別添資料 5-6-1-1 人文社会科学研究科ディプロマ・ポリシー

別添資料 5-6-1-2 教育学研究科ディプロマ・ポリシー

別添資料 5-6-1-3 医学系研究科ディプロマ・ポリシー
別添資料 5-6-1-4 総合理工学研究科ディプロマ・ポリシー
別添資料 5-6-1-5 生物資源科学研究科ディプロマ・ポリシー

【分析結果とその根拠理由】

各研究科において、各学位に対応したディプロマ・ポリシーが定められているとともに、各専攻やコースに特化して修了生が身に付けるべき知識・能力が示されていることから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

観点 5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、島根大学大学院学則において評価区分（秀・優・良・可・不可）が定められる（資料 5-6-2-A）とともに、島根大学における成績の評価に関する取扱要項においてその基準を定めている（再掲別添資料 5-3-2-1）。

また、各研究科の細則においても、論文審査・試験の成績についての取扱が定められており、これらは「履修の手引き」に記載され大学院生に配布している。さらに、各授業の成績評価基準はシラバスによって明示され、周知されている。

特に、教育学研究科では、観点 5-5-⑥と同様、「大学実践研究」及び「〇〇課題研究Ⅰ」の評価原票のように評価の観点・基準を大学院生と共有した上での教育実習が行われている（再掲別添資料 5-4-3-1）。

資料 5-6-2-A 成績評価基準

（成績評価基準等の明示等）

第 18 条の 2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（成績の評価）

第 23 条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、法務研究科の成績の評価は、A+、A、B+、B、C、D 及び F とし、A+、A、B+、B、C 及び D を合格とする。

2 評価の基準については、別に定める。

（出典：島根大学大学院学則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/01_gakusoku/1-1-03.pdf）

【分析結果とその根拠理由】

大学院学則において成績評価の区分が定められ、島根大学における成績評価に関する取扱要項においてその基準が定められ、定められた基準に基づいて成績評価、単位認定が実施されている。また、これらは、「履修の手引き」等の配付やシラバスへの明示により大学院生に周知されている。以上のことから、成績評価基準が組織とし

て策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学では、成績評価の客観性・厳格性を保つため、シラバスによる評価基準・方法の明示のほか、全研究科において成績評価に対する不服申し立て制度があり、大学院生からの異議を受け付ける仕組みを設けている（再掲別添資料 5-3-2-1）。各研究科ともに、成績評価について疑義がある場合は担当教員に説明請求できることを定めるとともに、説明内容に異議がある場合は研究科長や教務委員長・学生委員長等に不服申し立てを行うことが可能であり、当該研究科において調査委員会等が審査を行うこととなっている（別添資料 5-6-3-1）。

また、学士課程と同様、大学院課程においても、シラバス記載の成績評価基準については、達成目標に対する達成度評価となるよう文書で指導している。（再掲別添資料 5-2-2-2）。

なお、教育学研究科では、観点 5-5-⑥と同様、「大学実践研究」及び「〇〇課題研究Ⅰ」の評価原票によって、評価の客観性を保つとともに、複数教員が同一基準で評価できるような仕組みを設けている。

生物資源科学研究科では、原則として授業は複数教員による分担とし、成績評価基準のバラツキを低く抑える授業実施体制をとっている。

別添資料 5-6-3-1 研究科における成績評価に係る不服申し立てに関する取扱要項（例示）
--

【分析結果とその根拠理由】

本学では、全ての研究科においてシラバスによる授業の成績評価基準・方法を明示しているほか、学生からの不服申し立て制度を導入している。また、研究科ごとに、客観性・厳格性を担保するため、成績評価基準の均質化を保つ試みがなされている。以上のことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の研究科における学位授与の基準はディプロマ・ポリシーとして研究科ごとに定められ、学生には「履修の手引き」等で周知されている（再掲別添資料 5-6-1-1～5-6-1-5）。また、研究科ごとに論文の審査制度を定め、審査委員の人数や実施体制を整備している（資料 5-6-4-A）。

人文社会科学研究科では、研究科委員会において修士論文審査委員の選考を行っている。また、修士論文の審査の結果、合格した者については、修士論文発表会により研究成果を公開している（別添資料 5-6-4-1）。

教育学研究科では、修士論文等審査委員のもとで、所定の手続きに則って論文審査が行われ、修了認定・学位授与の議決が教務・学生支援委員会や研究科委員会によって行われている（別添資料 5-6-4-2）。

総合理工学研究科博士前期課程及び博士後期課程では、学位授与方針に基づき、学位論文の評価が適切な審査体制の下で実施されており、博士学位論文については内容要旨及び審査結果要旨を研究科ウェブサイト上で公表（<http://shimane-riko.jp/graduate/doctor-abst.html>）している。また、「博士学位授与申請の手引」を作成・配布し、大学院生に審査の基準や手続き等を明示している（別添資料 5-6-4-3）。

生物資源科学研究科では、修士論文の審査においては研究科規則に基づき、主査 1 人、副査 2 ないし 3 人を決定し、研究科委員会で承認している。審査手続き等は履修の手引きに明示している。

資料 5-6-4-A 学位論文の審査手続き等の例

（修士論文の提出）

第 3 条 修士論文を提出することができる者は、所定の授業科目について 30 単位以上修得した者又は修得見込みの者とする。

2 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文審査願（別紙様式第 2 号）、修士論文要旨（別紙様式第 3 号）及び修士論文を、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

3 修士論文の提出期限は、1 月 13 日（9 月修了予定の者にあつては 7 月 15 日）とする。ただし、提出期限の日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときはその直後の平日を提出期限の日とする。

4 修士論文の作成要領は、別に定める。

（審査委員）

第 4 条 研究科委員会は、修士論文 1 編につき主査 1 名及び副査 2 名の修士論文審査委員（以下「審査委員」という。）を定めるものとする。

（修士論文の審査及び試験）

第 5 条 修士論文の審査及び試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。

2 修士論文の審査及び試験の成績は、総合的に評価するものとする。

3 前項における評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とする。

（審査結果の報告および開示）

第 6 条 審査委員は、修士論文審査及び試験結果報告書（別紙様式第 4 号）に修士論文の審査及び試験の成績と審査結果の要旨を記入し、2 月 21 日（9 月修了予定者にあつては 8 月末日）までに研究科委員会に報告するものとする。

2 研究科長は、修了認定後に修士論文審査及び試験結果報告書の写しを当該学生に交付するものとする。

（修士論文発表会）

第 7 条 修士論文審査及び試験に合格した学生は、研究科が実施する修士論文発表会でその研究成果を発表するものとする。

（出典：島根大学学位規則人文社会科学研究科細則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/1_houbun/2-1-52.pdf）

別添資料 5-6-4-1 2013 年度修士論文発表会（チラシ）

別添資料 5-6-4-2 教育学研究科修士論文に関する提出・審査等関連資料

別添資料 5-6-4-3 「博士学位授与申請の手引」（抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

学位授与の基準は研究科ごとの組織で策定されており、学位論文の審査手続き等と併せて大学院生に周知されている。また、研究科細則等で定められた手続きに従うとともに、複数名からなる審査委員体制をとって審査に

あたり、審査結果を踏まえて研究科委員会等での修了認定を行っている。以上のことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学を取り巻く社会情勢や学生のニーズを踏まえ、補完教育や各種学習支援プログラムを充実させ、学習意欲・学力の向上に努めている。
- 特別副専攻プログラムの開設により、学生が所属する学士課程の専門性に加えて、幅広い分野の体系的な学修ができるように制度設計している。
- 地方国立大学として、文部科学省補助金事業等の助成を受け、就業力育成特別教育プログラムやソーシャルラーニングプログラムなどの地域に貢献できる人材を育成する教育開発を行っている。

【改善を要する点】

- 学士課程教育において、単位の実質化を達成するために、授業時間外学修時間の増加を促す取組を継続・開発することが課題である。
- 大学院課程において、単位の実質化について、大学院生の学修時間の現状を把握することが課題である。
- 大学院課程において、大学院生のシラバス活用状況を調査すること、シラバス点検の実施を全学的に行うことは今後の課題である。

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学における標準修業年限内卒業者の割合は、学士課程では過去5年にわたって86%から87%で推移しており、修業年限×1.5年以内に卒業する者の割合は97%から98%で推移している。大学院課程における標準修業年限内修了者の割合は、過去5年にわたって82%から88%で推移しており、修業年限×1.5年以内に修了する者の割合は98%から99%で推移している（資料6-1-1-A）。

学士課程における単位取得率（履修登録者のうち単位を取得した者）は、全単位で約80%である（別添資料6-1-1-1）。

目的養成学部（教育学部・医学部）における資格取得者数は、教育学部における教職免許取得者が延べ420人から440人前後で推移しており、入学者数の約2.5倍にあたることから多くの学生が複数免許を取得している。医学部医学科における医師国家試験合格者数は90%以上を保っており、医学部看護学科における看護師・保健師国家資格取得者はほぼ100%である（資料6-1-1-B）。また、主に法文学部社会文化学科福祉社会コースの学生が受験する社会福祉士の合格率は、平成22年度以降、平均で49.8%であり、全国平均の合格率25.2%を大きく上回っている。（別添資料6-1-1-2）

卒業・修士・博士論文の審査は各学部・研究科において厳密な手続きに則って行われている。

大学院の手続きについて、人文社会科学研究科では修士論文の審査日程を明文化し、専攻にかかわらず同一日程で審査している。また、審査結果を審査結果報告書として学生に通知することや、教員だけでなく学部生・大学院生に対しても開かれた論文発表会を開催することなど、審査過程・結果を透明化する方策を講じて学位の水準維持・向上を図っている。

教育学研究科では、修士論文の審査過程の透明化を図っていることに加えて、1年短期履修コースの研究成果についても修士論文と同様の手続きを経るよう配慮している。

博士後期課程が設置されている総合理工学研究科では、課程博士の学位授与にあたっては、予備審査を含めると約1年半をかけて博士論文の審査を行っている。その過程において、論文自体の審査の他に、公聴会・最終試験等を経ることになっており、厳密な手続きによって学位を与える体制となっている（別添資料6-1-1-3）。大学院生の研究レベルは高く、国際会議・学会等で毎年複数件の表彰を受けている（別添資料6-1-1-4）。

生物資源科学研究科では、学生指導を主指導・副指導の2人体制として、セメスターごとのプログレスレポートの提出を義務づけているほか、指導教員からは研究指導計画書を手交している。また、修士1年時の終了までに実施される中間発表会には、研究科の全教員が参加するなど、透明性を持った研究成果の確認機会も用意されている（観点5-5-⑥参照）。

資料 6-1-1-A 卒業率・修了率の推移 (%)

学部・研究科	卒業年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
法文学部	標準修業年限内 (A)	87.50	84.72	86.32	89.43	86.40
	(A) × 1.5 年内	97.50	97.82	98.72	98.24	96.93
教育学部	標準修業年限内 (A)	93.53	94.64	95.12	98.19	94.87
	(A) × 1.5 年内	97.65	100.00	99.39	99.40	100.00
医学部	標準修業年限内 (A)	90.12	91.98	92.31	87.80	90.07
	(A) × 1.5 年内	99.42	99.38	100.00	100.00	100.00
総合理工学部	標準修業年限内 (A)	81.03	79.36	78.93	79.44	78.01
	(A) × 1.5 年内	97.69	96.51	95.43	98.61	97.19
生物資源科学部	標準修業年限内 (A)	85.02	88.78	87.75	89.47	91.82
	(A) × 1.5 年内	98.55	97.45	98.53	97.81	97.27
学部総計	標準修業年限内 (A)	86.17	86.17	86.11	87.34	86.21
	(A) × 1.5 年内	98.05	97.87	97.83	—	—
人文社会科学研究科	標準修業年限内 (B)	92.86	100.00	80.00	100.00	66.87
	(B) × 1.5 年内	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
法務研究科	標準修業年限内 (B)	44.44	30.00	50.00	25.00	0.00
	(B) × 1.5 年内	94.44	100.00	83.33	100.00	71.43
教育学研究科	標準修業年限内 (B)	78.57	79.41	69.23	74.29	100.00
	(B) × 1.5 年内	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
医学系研究科	標準修業年限内 (B)	75.59	72.73	68.18	69.23	75.00
	(B) × 1.5 年内	95.92	95.45	95.45	94.87	93.75
総合理工学研究科 (博士前期課程)	標準修業年限内 (B)	91.15	95.88	91.67	96.12	95.49
	(B) × 1.5 年内	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
総合理工学研究科 (博士後期課程)	標準修業年限内 (B)	20.00	55.56	25.00	57.14	33.33
	(B) × 1.5 年内	90.00	100.00	100.00	100.00	100.00
生物資源科学研究科	標準修業年限内 (B)	90.38	88.46	95.12	93.02	92.50
	(B) × 1.5 年内	100.00	96.15	100.00	100.00	100.00
大学院総計	標準修業年限内 (B)	82.21	84.50	83.10	86.01	88.38
	(B) × 1.5 年内	98.66	98.45	98.94	99.18	98.34

(出典：教学企画 I R 室作成資料)

資料 6-1-1-B 資格取得者数

	年度	教育学部 (教員免許)	医学部医学科 (医師免許)	医学部看護学科	
				(看護師免許)	(保健師)
免許取得者数	25	443	85	59	70
(A のべ数)	26	426	82	62	66
卒業者数 (B)	25	166	94	70 (うち 10 人有資格者)	70
	26	156	85	66 (うち 4 人有資格者)	66
免許取得率 (%)	25	266.87	90.43	84.29 (対受験者比 98.33)	100.00
(A) / (B) × 100	26	273.08	96.47	93.94 (対受験者比 100.00)	100.00

(出典：教学企画 I R 室作成資料)

別添資料 6-1-1-1 学部別単位取得率

別添資料 6-1-1-2 社会福祉士国家試験合格者数・合格率

別添資料 6-1-1-3 総合理工学研究科博士後期課程論文審査手続き関係規則

別添資料 6-1-1-4 総合理工学研究科大学院生に関する受賞ニュース

【分析結果とその根拠理由】

全学的な単位取得率、卒業・修了の状況は概ね良好であると判断される。目的養成学部における資格取得の水準も高い。卒業・修了論文の審査は、厳格に実施されており、一定の質が保証されている。これらのことから学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-1-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学習成果に関する学生からの意見聴取の方法として、本学では各授業に対する「学生による授業評価アンケート」、「卒業生・修了生調査」及び4年に1回のより大規模な「学生生活満足度調査」を実施している。

授業評価アンケートは、卒業研究・集中講義・教育実習・医学部医学科の専門教育を除く授業科目を対象としており、匿名方式で、学生自身が7段階評定式及び自由記述式を中心とした項目に答える方式で実施している。授業評価アンケートの集計結果のうち「総合的に判断して、この授業に満足している」や「シラバスにある科目の達成目標をクリアできた」といった質問への回答の平均値は、平成 23 年度以降、着実に上昇している（資料 6-1-2-A）。

卒業生・修了生調査は、本学を卒業・修了する時点で本学の教育について振り返り、評価するものとして実施している。なお、同調査は本学の授業内容・方法・学習支援に関する項目を含んでおり、その結果のうち「教員の教授（指導）方法」に対する満足度の平均値は、4段階評定式調査（4が最高値）で平成 26 年 3 月学部卒業生が 3.15、同じく修了生が 3.25 となっている（資料 6-1-2-B、資料 6-1-2-C、別添資料 6-1-2-1）。また、平成 26 年度に実施した学生生活満足度調査において「指導教員による学習相談・指導が適切に行われている」に対する満足度は、平成 27 年 3 月卒業生で 3.15、修了生が 3.40 となっている（別添資料 6-1-2-2）。

一方、学習支援における「教員とのコミュニケーション」に対する満足度は、平成 26 年 3 月卒業生が 3.24、同じく修了生が 3.37 となっている（資料 6-1-2-D、資料 6-1-2-E、再掲別添資料 6-1-2-1）。また、平成 26 年度に実施した学生生活満足度調査では、平成 27 年 3 月卒業生が 3.08、修了生が 3.40 と高い値で推移しており、教育成果の基礎となる教員の指導に対する高評価が得られている（再掲別添資料 6-1-2-2）。

資料 6-1-2-A 授業評価アンケート結果（7 段階評価）

年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
質問項目（回答率）	前期 (32.1%)	後期 (31.3%)	前期 (29.5%)	後期 (28.1%)	前期 (44.3%)	後期 (21.0%)	前期 (26.7%)	後期 (12.8%)
総合的に判断してこの授業に満足している	5.24	5.23	5.24	5.28	5.33	5.47	5.47	5.47
シラバスにある科目の達成目標をクリアできた	4.88	4.90	4.90	4.97	4.98	5.18	5.25	5.32

（出典：学生による授業評価アンケート）

資料 6-1-2-B 「教員の教授（指導）方法」に対する満足度（卒業生）

	平成 21 年度卒業生	平成 23 年度卒業生	平成 24 年度卒業生	平成 25 年度卒業生
法文学部	2.96	3.11	3.15	3.30
教育学部	3.16	2.87	3.07	3.20
医学部	2.78	2.88	2.97	3.12
総合理工学部	2.78	2.95	3.00	3.07
生物資源科学部	2.89	2.99	3.13	3.00
全体	2.92	2.97	3.04	3.15
備考：平成 22 年度卒業生・修了生調査は実施せず、学生生活満足度調査で代用				

（出典：卒業生・修了生調査）

資料 6-1-2-C 「教員の教授（指導）方法」に対する満足度（修了生）

	平成 21 年度修了生	平成 23 年度修了生	平成 24 年度修了生	平成 25 年度修了生
人文社会科学研究科	2.00	4.00	3.78	3.50
教育学研究科	3.38	3.52	3.53	3.30
医学系研究科	3.00	3.17	3.03	3.18
総合理工学研究科	3.21	3.02	3.14	3.21
生物資源科学研究科	3.29	2.89	3.24	3.45
法務研究科	2.00	3.33	1.67	2.25
全体	3.17	3.15	3.17	3.25
備考：平成 22 年度卒業生・修了生調査は実施せず、学生生活満足度調査で代用				

（出典：卒業生・修了生調査）

資料 6-1-2-D 「教員とのコミュニケーション」に対する満足度（卒業生）

	平成 21 年度卒業生	平成 23 年度卒業生	平成 24 年度卒業生	平成 25 年度卒業生
法文学部	3.06	3.21	3.28	3.41
教育学部	3.35	3.16	3.26	3.33
医学部	2.96	2.95	3.03	3.18
総合理工学部	2.95	3.03	3.10	3.07
生物資源科学部	3.01	3.12	3.13	3.13
全体	3.07	3.10	3.15	3.24
備考：平成 22 年度卒業生・修了生調査は実施せず、学生生活満足度調査で代用				

(出典：卒業生・修了生調査)

資料 6-1-2-E 「教員とのコミュニケーション」に対する満足度（修了生）

	平成 21 年度修了生	平成 23 年度修了生	平成 24 年度修了生	平成 25 年度修了生
人文社会科学研究科	2.50	4.00	3.70	3.75
教育学研究科	3.63	3.55	3.60	3.30
医学系研究科	3.41	3.19	3.11	3.14
総合理工学研究科	3.25	3.35	3.22	3.38
生物資源科学研究科	3.41	3.05	3.39	3.62
法務研究科	2.50	3.33	3.00	3.00
全体	3.31	3.32	3.27	3.37
備考：平成 22 年度卒業生・修了生調査は実施せず、学生生活満足度調査で代用				

(出典：卒業生・修了生調査)

別添資料 6-1-2-1 卒業生・修了生調査結果

別添資料 6-1-2-2 平成 26 年度学生生活満足度調査結果

【分析結果とその根拠理由】

授業評価アンケートの結果から、授業に対して総合的に満足している学生が多く、かつ満足度は上昇傾向にあることが分かる。また、卒業生・修了生調査及び学生生活満足度調査からは、授業方法や学習支援に対しても概ね満足していることが示されている。これら学生からの意見聴取の結果は、年度に関わらず高い値で推移していることから、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-①：就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

観点 6-1-②において記述した「卒業生・修了生調査」では、本学の卒業生・修了生に対して、大学・大学

院で身に付けた能力に関する4段階の検証評価を実施している。その結果から、本学学生は、専門分野に関する教育の満足度が高く、平成25年度の専門教育科目への満足度は、学部生の卒業論文・卒業制作に関して3.42、卒業論文・卒業制作以外の専門科目で3.32、大学院修了生の高度な専門分野に関する授業に対して3.14となっている。また、ジェネリックスキルについても協調性（平成25年度卒業生で平均3.30、修了生で平均3.27）や社会規範の遵守（平成25年度卒業生で平均3.19、修了生で3.21）などの分野における学習効果を実感している（再掲別添資料6-1-2-1）。

過去5年間における本学の卒業生・修了生の平均就職率は、卒業生・修了生を母数とした場合67.8%（卒業生）、85.3%（修了生）、就職希望者を母数とした場合94.6%（卒業生）、95.2%（修了生）である。過去5年間の就職率の推移を見てみると、卒業生を母体とした場合65.4%～72.1%、修了生を母体とした場合82.3%～88.8%で推移し、就職希望者を母体とした場合には、学部学生で92.3%～96.5%、大学院生で90.8%～97.6%でそれぞれ推移しており、概ね上昇傾向にある（資料6-2-1-A、再掲別添資料6-2-1-1）。

学部毎の就職先の産業別構成では、法文学部では公務員が最も多く、次いで金融・保険業、卸売・小売業が多い。教育学部は、教育・学習支援業及び公務員を合わせて80%を占めており、教員養成を目的とした学部のミッションに合致した状況である。総合理工学部では、大学院への進学率が平成22年度から27年度の平均で38%であり、学部卒業後に就職する者の中では製造業が最も多くの割合を占めている。生物資源科学部では、卸売業・小売業が最も多く、製造業、公務員と続く（別添資料6-2-1-2、再掲別添資料6-2-1-1）。

本学は地域課題の解決に向けた社会貢献活動の推進を大学憲章に掲げており、地域への人材提供が重要な目標のひとつである。そこで、進路の地域性をみると、島根県内に就職した学生（学部生）の割合は26.0%～30.7%であった。また、島根県内出身者が県内に就職した割合をみると、67.5%～73.6%であり、地域への人材提供という目標を一定程度果たしていると言える（資料6-2-1-B）。

資料6-2-1-A 卒業者・修了者の進路

学 部 生		平成22年度卒	平成23年度卒	平成24年度卒	平成25年度卒	平成26年度卒	平均(5年間)
卒業者		1,152	1,099	1,139	1,129	1,134	5,653
進学者		274	236	258	228	234	1,230
就職希望者		780	780	793	834	855	4,042
就職者		753	720	748	795	818	3,834
就職率 (%)	対卒業者	65.4	65.5	65.7	70.4	72.1	67.8
	対就職希望者	96.5	92.3	94.2	94.3	95.7	94.6
大学院生(修士のみ)		平成22年度卒	平成23年度卒	平成24年度卒	平成25年度卒	平成26年度卒	平均(5年間)
修了者		237	215	242	211	224	1,129
進学者		11	19	13	18	14	75
就職希望者		203	182	219	179	204	987
就職者		195	165	209	175	199	943
就職率 (%)	対修了者	82.3	86.0	86.4	82.9	88.8	85.3
	対就職希望者	96.1	90.8	95.0	96.7	97.6	95.2

（出典：学校基本調査を基に作成）

資料 6-2-1-A 卒業者（学部生）の県内就職率及び県内出身者の県内就職率

	平成 22 年 3 月卒	平成 23 年 3 月卒	平成 24 年 3 月卒	平成 25 年 3 月卒	平成 26 年 3 月卒
県内就職率	28.7	30.7	28.9	26.0	28.3
県内出身者の県内就職率	67.5	73.6	68.9	69.4	72.8

(出典：島根大学キャリアセンター年報)

別添資料 6-2-1-1 学部・研究科等ごとの進学及び就職率

別添資料 6-2-1-2 学部別産業別構成（割合）

【分析結果とその根拠理由】

就職率及び進学率から、本学を卒業・修了した者の 90%以上が卒業・修了時点で進路を決めていることや、学部毎における就職先の産業構成（法文学部での公務員の割合や教育学部における教育・学習支援業の割合など）から判断して、学習成果が上がっていると判断する。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

産業界 G P の取組として、平成 25 年度に中国経済連合会の協力を得て「中国・四国地域における就業能力形成に関するアンケート」を実施している。本アンケートは企業・学生・大学の間で生じている産業界のニーズに対するミスマッチを検証したものであり、359 社からの回答を得ている。同時に実施された大学及び学生向けアンケート結果とともに分析した結果、企業は新卒者（学生）に対して「知識・技能」より「社会規範」や「就業姿勢」など社会人としての基礎力を重視しているが、大学は「社会規範」や「就業姿勢」より「知識・技能」を重視しており、互いにミスマッチが生じていることが明らかになっており、企業は大学に対して専門知識のみならず、いわゆるジェネリックスキルの育成を求めていることが分かる（別添資料 6-2-2-1）。

本学では、山陰地域の企業を対象にしたアンケート調査を実施し、平成 26 年度には 91 社から回答を得ている。過去 5 年の間に本学の卒業生・修了生はそのうち 77 社において就職をしており、その卒業生・修了生の能力や態度について評価を求めた。その結果、3.16～4.31（5 段階評価）と、全体的に高い評価を得ていることが分かった。中でも、「基本的なマナー、礼儀、態度を身に付けている（4.31）」、「何事にもやる気、意欲を持って取り組もうとする（4.09）」などの項目の評価が特に高かった。自由記述の回答の中でも「不得手を得意にしようと努力している」、「他大学の卒業生に比べて、対人援助の基本的な態度はとてもよく身に付いている」など、上述したアンケート結果からも見出された、企業が新卒者に期待する能力や態度を備えていると評価されている（別添資料 6-2-2-2）。

さらに、法文学部や生物資源科学部では、同窓会連合会（<http://www.suaa.shimane-u.ac.jp/>）との共催によるホームカミングデーや後援会総会などの機会に卒業生・修了生・保護者からのヒアリングを行っている。例えば法文学部では、「知識を得るためのプロセスの経験」や「批判的思考能力」などが養われ、社会に役立っているとの評価を受けている。

ただし、卒業・修了後一定期間を経た卒業生・修了生を対象とした全学的な意見聴取を行っておらず、追跡調

査に基づく検証ができていない点については改善が必要である。

別添資料 6-2-2-1 中国・四国地域における就業能力形成に関するアンケート報告書（要約）

別添資料 6-2-2-2 大学と企業の懇談会アンケート結果

【分析結果とその根拠理由】

卒業生・修了生及び就職先企業に対する調査の結果、本学における学習成果は、ジェネリックスキルの面で優れていると考えられる。この点は、平成 25 年度に実施したアンケート結果で明らかにされた産業界のニーズにマッチしている。また、卒業生・修了生は専門教育に対して特に高い満足度を示しており、ジェネリックスキル、専門知識・スキルの両面で本観点を満たしている。ただし、卒業・終了後、一定期間を経た後に卒業生・修了生に追跡調査を行うなど、調査方法に改善が必要である。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 目的養成学部資格取得率は高い水準で推移しており、学習成果が上がっている。
- 学位論文の指導体制及び審査過程がオープンかつ厳密に管理されており、質の保証がなされている。
- 就職率が改善しており、また、地域への人材提供も行われている。
- 重層的な学生調査や就職先等への調査の結果から学生の学修に対する満足度や卒業生受入先の卒業生・修了生に対する満足度が高い。

【改善を要する点】

- 卒業・修了後一定期間を経た卒業生・修了生を対象とした全学的な意見聴取を行っておらず、追跡調査に基づく検証ができていないため、追跡調査を行うなど調査方法の改善が求められる。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①: 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は、松江キャンパス及び出雲キャンパスを中心に土地 6,484,269 m²、校舎等の建物延べ 281,757 m²を有している。

松江キャンパスは校地面積 165,786 m²、校舎面積 98,193 m²を有しており、出雲キャンパスは校地面積 212,400 m²、校舎面積 38,942 m²を有し大学設置基準第 37 条及び第 37 条の 2 の規定により算出される必要な面積を有している。

建物は、講義室、研究室、実験室、自習室、演習室等を中心に教育研究活動に必要な施設を整備している（別添資料 7-1-1-1、別添資料 7-1-1-2）。

また、平成 24 年度に各部局の教員が中心となって相互でスペース活用状況を調査するスペース活用相互調査を実施し、平成 25 年度に調査結果を踏まえた改善計画を策定、平成 26 年度に改善状況の確認を行うなど、施設の有効活用を図るための施設マネジメント体制を構築している（別添資料 7-1-1-3）。

さらに、本学の施設・設備整備に関して、長期的なビジョンとして目指すべきキャンパスの方向性を示したキャンパスマスタープランを策定している（別添資料 7-1-1-4）。

建物の耐震化では松江、出雲両キャンパスとも耐震改修促進法の対象建物はすべて耐震改修が終了している。また、バリアフリー化も計画的、段階的に実施している（別添資料 7-1-1-5）。

安全・防犯面については、大学構内入口には監視カメラを設けているほか、主要建物入口には、入退館システムを導入し、セキュリティの強化を図っている（別添資料 7-1-1-6）。

別添資料 7-1-1-1 土地建物面積

別添資料 7-1-1-2 建物配置図

別添資料 7-1-1-3 スペース活用相互調査

別添資料 7-1-1-4 キャンパスマスタープラン

別添資料 7-1-1-5 バリアフリー整備状況

別添資料 7-1-1-6 防災マップ

【分析結果とその根拠理由】

本学の校地面積、校舎面積はいずれも大学設置基準に定める必要な面積を十分に確保している。それらを有効活用するため、スペース活用相互調査を実施していることから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防災面についても、計画的、段階的に実施していることから、それぞれ配慮がなされていると判断する。

観点 7-1-②: 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学は、松江・出雲両キャンパスの教育研究交流の促進を図るため、遠隔講義システムを活用した授業等を実施している。また、危機管理情報及び休講・補講をはじめとする学務・学生支援関係の重要情報を学生に学内向けウェブサイトを通じて提供する大学情報提供システムを構築している（資料 7-1-2-A）。

教育研究活動を支援するため、情報処理システムの整備及び学内情報ネットワークの整備を総合情報処理センターが行っている。情報処理システムは、教育用端末及びプリントシステム、ネットワークストレージシステム、電子メールシステム等の各種サーバ群で構成している。

PC の利用について、松江キャンパスでは総合情報処理センター学生実習室及び各学部分室等に、出雲キャンパスでは、情報科学演習室、チュートリアル室に教育用端末を配置し、学生が授業時間以外にも利用できるよう開放している（資料 7-1-2-B～資料 7-1-2-D）。また、学生がキャンパス内で個人の PC を使用して学内情報ネットワーク及びインターネット上のサービスを利用できるよう、両キャンパスともに無線 LAN 及び情報コンセントを整備している。

情報セキュリティについては、情報セキュリティポリシーを定め、最高情報セキュリティ責任者を置き、これを補佐する全学情報セキュリティ管理者に総合情報処理センター長を充て、全学のマネジメント体制を構築している（資料 7-1-2-E、資料 7-1-2-F）。

資料 7-1-2-A 大学情報提供システム（例）

大学情報提供システム

The screenshot displays the '大学情報提供システム' (University Information Provision System) interface. At the top, there is a search bar with a '検索' (Search) button and a 'キーワード' (Keyword) input field. Below the search bar, there is a table with columns 'タイトル' (Title) and 'グループ' (Group). The first row shows '平成 27 年度授業料免除申請について' (Regarding the application for tuition fee exemption for the 27th year of the Heisei era) under the '教養' (General Education) group. A red circle highlights the '表示' (Display) button next to this entry. Below the table, there is a 'メニュー' (Menu) button and a 'キャンセル' (Cancel) button. The detailed view of the selected item shows the 'グループ' (Group) as '教養' (General Education), the 'タイトル' (Title) as '平成 27 年度授業料免除申請について' (Regarding the application for tuition fee exemption for the 27th year of the Heisei era), and the '内容' (Content) as '平成 27 年度授業料免除申請方法等について本学 HP に掲載したので、確認のうえ、申請書提出期限内に申請してください。【申請書提出する日時を 3 月 20 日までに予約する必要があります】' (The application method for the 27th year of the Heisei era tuition fee exemption has been posted on the university's HP, so please confirm and apply within the application deadline. [It is necessary to reserve the date and time for submitting the application form by March 20th]).

（出典：大学情報提供システム（学内向けウェブサイト））

資料 7-1-2-B 実習室等の開放時間

キャンパス	実習室等	授業期間中の開放時間	授業期間外の開放時間
松江キャンパス	第1学生実習室	平日 8:30-18:15	
	第2学生実習室 第3学生実習室 第1研究機器室	平日 8:30-18:15 土曜日 10:00-17:30	平日 8:30-18:15
	各学部分室	平日 8:30-18:15	
出雲キャンパス	看護学科棟情報科学演習室	6:00-23:00 (年末年始休業期間を除く)	
	実習棟チュートリアル室	6:00-24:00 (年末年始休業期間を除く)	
	チュートリアル棟チュートリアル室	8:30-24:00 (年末年始休業期間を除く)	

(出典：総合情報処理センター等からの資料を基に作成)

資料 7-1-2-C 松江キャンパス実習室・分室PC台数と利用数

名称及び台数	第一学生 実習室 (41台)	第二学生 実習室 (61台)	法文学部 分室 (26台)	教育学部 分室 (41台)	総合理工 学部分室 (41台)	生物資源 科学部分室 (41台)	附属図書館 PCルーム (41台)
利用総数(ログイン数)	12,349	19,976	10,195	14667	5,252	11,429	68,309

(出典：総合情報処理センターウェブサイト

(<http://www.ipc.shimane-u.ac.jp/g-center/student/applications.html>))

資料 7-1-2-D 出雲キャンパス演習室・チュートリアル室PC台数

名称及び台数	看護学科棟 情報科学演習室 (110台)	実習棟 チュートリアル室 (12台)	チュートリアル棟 チュートリアル室 (12台)
--------	----------------------------	--------------------------	-------------------------------

(出典：医学部情報管理室作成資料)

資料 7-1-2-E 情報セキュリティマネジメントの体制

体制 本学の情報セキュリティマネジメントを遂行する体制を以下のとおり定める。 1 最高情報セキュリティ責任者 ○ 全学の情報セキュリティに関する総括的な意思決定と、情報セキュリティ委員会で策定されたポリシーに基づき、学内のすべての情報セキュリティに関する管理策を実施する総括的な権限と責任を有する。 ○ 部局情報セキュリティ責任者を通じて、すべての部局にポリシーの遵守を励行させる。 ○ 教育研究評議会及び役員会への情報セキュリティに関する重要事項の報告又は勧告を行う。 ○ 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会委員長とする。 2 全学情報セキュリティ管理者
--

- 全学の情報システムが円滑に運用されるように、全学の情報システム管理の実施に関し、総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する。
- 緊急時の総括的な連絡窓口として機能する。
- 情報セキュリティを守るために必要と判断したときは、緊急避難措置を執ることができる。部局情報セキュリティ管理者及びシステム管理者から緊急避難措置の依頼があった場合も必要性を判断し同様に扱うものとする。
- 全学情報セキュリティ管理者は、総合情報処理センター長とする。

(出典：情報セキュリティマニュアル https://www.shimane-u.ac.jp/_files/00121750/manual.pdf)

資料 7-1-2-F 情報セキュリティ委員会

(設置)

第1条島根大学（以下「本学」という。）に、本学の情報セキュリティ確保のため、島根大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 情報セキュリティ基本方針に関すること。
- 二 情報セキュリティマネジメントの企画及び計画に関すること。
- 三 情報セキュリティポリシーの策定、評価及び改訂に関すること。
- 四 情報セキュリティ教育の推進に関すること。
- 五 情報セキュリティポリシー遵守状況の把握と改善に関すること。
- 六 その他情報セキュリティ事象に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長が指名する理事
- 二 学術情報機構総合情報処理センター長
- 三 各学部（総合理工学部を除く。）職員代表各2名
- 三の二 総合理工学研究科職員代表2名
- 四 法務研究科職員代表1名
- 五 医学部附属病院職員代表1名
- 六 学術情報機構総合情報処理センター職員代表1名
- 七 各機構（学術情報機構総合情報処理センターを除く。）職員（機構に置くセンター等の事務を担当する課の職員を含む。）代表各1名
- 八 学術国際部情報企画課長

(出典：情報セキュリティ委員会規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-16.pdf)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を展開する上で必要なPCや無線LANが適切に整備されており、学生が授業時間以外にも利用できるよう開放している。また、情報セキュリティに関しても全学的なマネジメント体制を構築していることから教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学附属図書館は、松江キャンパスに本館を、また、出雲キャンパスに医学図書館を設置し、図書・雑誌、電子ジャーナル及びデータベースなどの学術情報を整備している。

蔵書冊数は928,240冊、雑誌所蔵種類数は15,329種、電子ジャーナルタイトル数は14,029タイトルとなっている。図書館入館者数は、平成26年度509,235人、閲覧座席数は、827席である（資料7-1-3-A～7-1-3-E）。

本館は、平成25年4月に耐震改修・機能改善の工事を行い、リニューアルオープンをした。改修のポイントは、交流・学習・研究の各ゾーンの特性に応じた機能の配置、アクティブラーニングへの対応、資料の再配置による資料へのアクセスのしやすさである。

リニューアルオープン後、図書館利用の実態及び図書館施設の満足度についてのアンケート調査を実施したところ、改修されたことによる閲覧室やトイレ等の快適性、機能性を含め、教育研究環境が向上したという意見があった。一方で、開館時間の延長、蔵書の充実、閲覧機のコンセントの増設等の要望があげられた（別添資料7-1-3-1、別添資料7-1-3-2）。

電子ジャーナル及びデータベースについては、「学術情報基盤整備計画の基本方針（3ヵ年）」に沿って収集すべき資料を検討し、附属図書館運営会議の審議を経て系統的に整備している（資料7-1-3-A、資料7-1-3-F）。

学生用の図書の選書については、総合的な学修、教養を養うための基本資料の収集、教育・研究を支える新刊書の充実、新しい分野や個性的な研究のための特色ある資料の重点収集を基本的な方針とした学生用図書選書方針及び選書基準を定めている（別添資料7-1-3-3）。

図書館利用者の学習、教育及び研究の発展に資する目的で島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県立図書館、松江市立図書館及び出雲市立図書館をはじめとする県内図書館と連携して蔵書横断検索及び相互貸借システムを確立し、本館又は医学図書館の窓口を通じて各図書館から所蔵図書等を借り受けることができる（資料7-1-3-G、資料7-1-3-H）。

本学所蔵の貴重資料の他、学外の個人や機関が所蔵する資料について許諾を得て電子化し、ホームページで閲覧できるデジタルアーカイブ・システムを構築している（資料7-1-3-I）。また、本学附属図書館が全国の大学に呼び掛け、遺跡の発掘調査報告書を電子化してインターネット上に公開する、全国遺跡資料リポジトリ（<http://rar.com.lib.shimane-u.ac.jp/>）の事務局として事業を実施している。

資料 7-1-3-A 附属図書館の概要・年報

附属図書館のページ	http://www.lib.shimane-u.ac.jp/
附属図書館年報のページ	http://www.lib.shimane-u.ac.jp/menu.asp?mode=1&id=1810

（出典：島根大学附属図書館のウェブサイト）

資料 7-1-3-B 附属図書館の利用状況（平成26年度）

区 分	開館日数	入館者数	個人貸出数	文献複写依頼数	文献複写受付数
本館（松江キャンパス）	309 日	312,042	67,645	2,057	994
医学図書館（出雲キャンパス）	329 日	197,193	12,863	1,199	1,512

（出典：附属図書館作成資料）

資料 7-1-3-C 附属図書館の施設等の概要（平成 27 年 5 月 1 日現在）

区 分	建物延面積	閲覧座席数	通常開館時間	土日祝開館時間	司書有資格職員
本館（松江キャンパス）	6,826 ㎡	560 席	8:30～21:30	10:00～17:30	12
医学図書館（出雲キャンパス）	1,819 ㎡	267 席	9:00～20:00	10:00～16:00	4
医学図書館では、学生証・職員証・病院 I C カードで 24 時間利用が可能					

（出典：附属図書館作成資料）

資料 7-1-3-D 附属図書館の蔵書冊数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	和 図 書	洋 図 書	図 書 合 計	視聴覚資料
本館（松江キャンパス）	639,955 冊	153,778 冊	793,733 冊	5,273 タイトル
医学図書館（出雲キャンパス）	67,927 冊	66,580 冊	134,507 冊	2,130 タイトル
合 計	707,882 冊	220,358 冊	928,240 冊	7,403 タイトル

（出典：附属図書館作成資料）

資料 7-1-3-E 附属図書館の雑誌所蔵種類数（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	和 雑 誌	洋 雑 誌	雑 誌 合 計
本館（松江キャンパス）	8,519 種	2,925 種	11,444 種
医学図書館（出雲キャンパス）	2,118 種	1,767 種	3,885 種
合 計	10,637 種	4,692 種	15,329 種

（出典：附属図書館年報）

資料 7-1-3-F 附属図書館の契約外国雑誌・電子ジャーナルの推移

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電子ジャーナルタイトル数（国内含む）	11,038	11,308	12,208	13,960	14,029
冊子体外国雑誌タイトル数	271	258	248	211	193

（出典：附属図書館年報及び JUSTICE 契約状況調査）

資料 7-1-3-G 島根県内図書館との相互利用

島根県内図書館横断検索システムのページ http://mets.elib.gprime.jp/libmeta.shimane/index.php

（出典：島根大学附属図書館のウェブサイト）

資料 7-1-3-H 県内図書館間の相互貸借

	貸 出 冊 数					借 受 冊 数				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
島根県立 大学 (松江キャンパス)	7	8	3	15	15	3	4	6	9	6
松江工業 高等専門 学校	10	7	4	1	0	1	3	0	0	0
島根県立 図書館	9	14	7	6	14	27	6	11	18	24
県立以外 の公共図 書館	96	120	53	111	111	3	19	4	23	13
合 計	122	149	67	133	140	34	32	21	50	43
島根県大学・高等専門学校図書館協議会の松江市内の物流ネットワーク及び島根県立図書館の県内物流ネットワークによる										

(出典：附属図書館年報)

資料 7-1-3-I 附属図書館のデジタルアーカイブ収録数・ダウンロード数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収 録 点 数	2,816	2,858	3,443	3,804	3,986
収 録 コ マ 数	156,790	157,371	222,461	237,143	244,494
ダウンロード数	30,980	32,207	29,027	55,289	100,812

(出典：附属図書館年報)

別添資料 7-1-3-1 図書館利用実態調査

別添資料 7-1-3-2 施設利用満足度調査（図書館）

別添資料 7-1-3-3 本館学生用図書選書方針

【分析結果とその根拠理由】

キャンパス毎に図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されている。また、本館改修により、交流・学習・研究の各ゾーンの特性に応じた機能が配置され、アクティブラーニングへの対応や資料の再配置による資料へのアクセスのしやすさが向上している。以上のことから、図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

学生が利用できる自主的学習環境としては、附属図書館、総合情報処理センター等の全学施設の他、各学部・研究科の研究室棟に研究室、実習室、学習室、自習室等を整備している（別添資料 7-1-4-1）。

松江キャンパスでは、外国語教育センター・ワークステーション（<http://cfle.shimane-u.ac.jp/center/workstation2.html>）を設け、図書、マルチメディア教材、コンピュータを利用して外国語の自主学習ができる環境を整備している（別添資料 7-1-4-2）。

出雲キャンパスでは、図書館を 24 時間開放、24 のチュートリアル室を 24 時まで開放しているほか、講義棟に 3 つのワークステーション、看護学科棟に 3 つの学生用演習室を設けて、それぞれ 24 時まで開放している。

また、定期試験期間中や国家試験前は、講義室を自習室として提供し、24 時まで冷暖房を稼働している。

その他、医学科 5、6 年生には医師国家試験対策として、各研究室の空き部屋を個々に提供している。

平成 26 年度には、これらの自主的学習環境について、「自学・自習スペース、学習サポート体制に関する学生アンケート調査」を実施し、約 60%が現在の自学修スペースに満足しているという結果を得た。一方で、残りの 40%は自学修スペースの拡充（場所、時間）や冷暖房の充実等の要望があり、今後検討する必要があることが明らかになった（別添資料 7-1-4-3）。ただし、同アンケート調査の回収率は約 5%であるため、アンケートの回収率を向上させる工夫が必要である。

別添資料 7-1-4-1 学部・研究科の学生自習室の確保状況（例示）

別添資料 7-1-4-2 外国語教育センターワークステーション利用状況

別添資料 7-1-4-3 自学・自習スペース、学修サポート体制に関する学生アンケート調査報告書

【分析結果とその根拠理由】

附属図書館、情報処理センター及び各学部情報分室、外国語教育センターでは、コンピュータ利用環境の充実に努め、ハード・ソフト両面の整備を進めており、各学部においても学生の自習室・学習室の確保を図っている。これらの自主的学習環境について、アンケート回収率は低いものの自学・自習スペース等に関するアンケート調査を実施し、学生のニーズの把握に取り組んでいる。以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学は、新入生に対し全学オリエンテーションを実施し、単位制度に基づく大学の教育制度、授業を受講する上での留意事項等について説明している。各学部オリエンテーションでは、履修の手引、授業科目一覧、新入生用シラバス等を用いて具体的な履修手続き、教員免許等資格取得方法等についてガイダンスを行い、学科別オリエンテーションの説明において履修モデルを提示して系統だった履修・学習計画を立てられるよう指導している（別添資料 7-2-1-1、別添資料 7-2-1-2）。

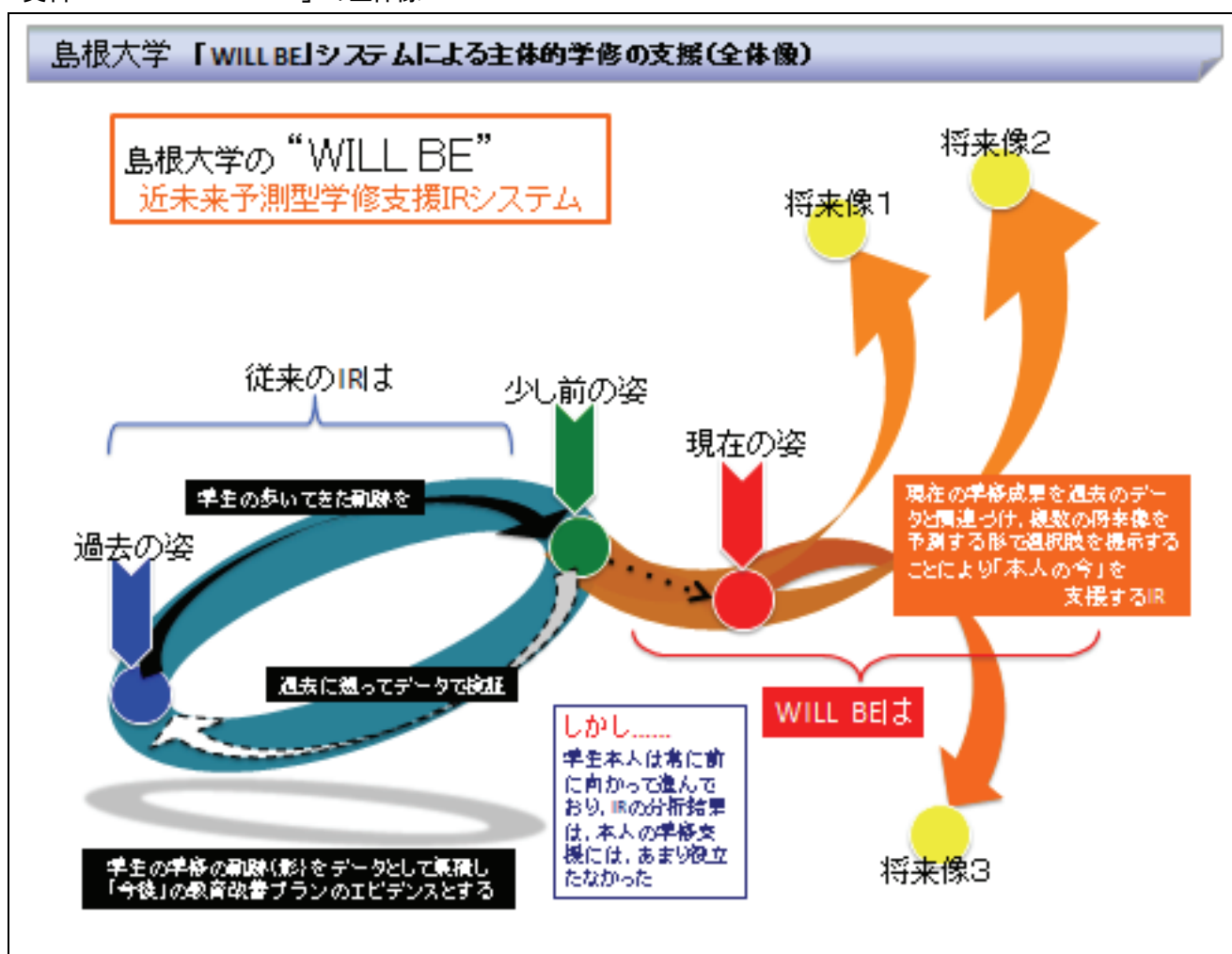
また、より幅広い学際的な学習を希望する学生に対して、「学びのセルフプロデュース」と総称される特別副専攻プログラム等を提供しており、学部オリエンテーションでの説明を行っているほか、特別副専攻プログラムごとの

説明会や、学務課窓口での履修相談対応を実施している。

さらに、特別経費事業「主体的学修を促進する『WILL BE』システムと一体化した学修支援・開発」を開始し、多様な学生のニーズと、多様な学修支援及び新規開発分を含む学修プログラムを適切にマッチングし、主体的な学修を促進することを目指したシステム・組織の構築にあたっている。平成 26 年度には、①学生自身が自らの学習特性を把握する機会の提供、②多様な学生ニーズと多様な教育プログラムとの適切なマッチング、③学修支援の主体的な選択・活用を促す基盤として、教学 I R 機能を拡張し、学生自身が学修プランを構築するためのフィードバック機能や直接学生・学修を支援する機能を備えた学修予測モデル「WILL BE」のシステムを開発した(資料 7-2-1-A)。

なお、平成 26 年度に実施した学生満足度調査において、「授業履修のためのガイダンスが適切に行われているか」という問いに対して、72%の学生が「強くそう思う」又は「どちらかといえばそう思う」旨回答している(別添資料 7-2-1-3)。

資料 7-2-1-A 「WILL BE」の全体像



(出典：教学企画 I R室作成資料)

別添資料 7-2-1-1 新入生全学オリエンテーション実施状況(開催内容・配付物)

別添資料 7-2-1-2 学部・大学院オリエンテーションの実施状況(例示)

別添資料 7-2-1-3 平成 26 年度学生満足度調査結果(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各部局のオリエンテーションやガイダンスにおいて授業科目、専門等の選択を支援しており、Web や紙媒体などの情報によって学生の理解を助けている。また、全学的に学生の主体的学修の選択を支援するための説明会を開催しているほか、教学 I R システムを拡張した学習支援システムを導入し、その促進を図っている。以上のことから授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-2-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズを適切に把握するため、4年に1回「学生生活満足度調査」を実施し、その結果を踏まえた改善を行っている（再掲別添資料 7-2-1-3）。また、新入生全員を対象として入学直後の4月に行う「入学時調査」によって、高校までの学生の学習経験や大学での学習ニーズを把握し、分析結果を初年次教育プログラム等の実施に活用している。

学士課程の全科目について、授業及び学習内容等に関する問合せやサポートを行うオフィスアワーの設定を設け、シラバス等に掲載し学生に周知している（再掲資料 5-2-3-A、再掲別添資料 5-2-2-2）。さらに全学生に対して指導教員を配置し、学習支援を含め学生生活全般にわたるきめ細かい指導・助言を行っている（別添資料 7-2-2-1）。

また、入学時の学力に応じたきめ細かな学習支援を行うため、入学直後に TOEIC IP 試験を全学生に受験させ、スコアに応じたクラス編成をして英語指導にあたっている。

さらに、総合理工学部新入生には入学直後に数学・物理の基礎学力を調査するプレースメントテストを実施し、学習支援を受けるべき学生の早期発見に努めている。他にも、高校時代に十分英語や数学・化学・物理が学べなかった学生や大学の当該教科に不安を感じる学生を対象に、リメディアル・補完教育の受講を勧めている。また、重要かつ基礎的な科目について大学院生のメンターを配置し、授業時間以外に学習室において個別に指導を行う体制を採っている。実験等の授業科目においては、授業がスムーズに実施できるよう T A を配置し、教育補助業務にあたらせている。

特別な支援を行うことが必要な学生への学習支援としては、松江キャンパスにおいて、平成 25 年度に学生支援を総合的に担当する「学生支援センター」を設置し専任教員を 1 人配置している。学生支援センターにおいては、学生生活に係る相談・指導及び助言を行う「学生生活支援部門」及び障がいのある学生からの修学相談等に応える「個別支援部門」等を置き、専任教員を中心に特別な支援が必要な学生のニーズに応じた、生活面を含めた包括的な学習支援が可能な体制を整備し、適切な支援を行っている（資料 7-2-2-A）。同じく、平成 25 年度に「島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項」を改正し、障がいのある学生の支援計画の策定や必要な事項を全学的に審議するため「島根大学障がい学生修学支援委員会」（資料 7-2-2-B）を設置し、特別な支援を行うことが必要な学生のうち、障がいのある学生の要望・ニーズに即した適切な支援を全学体制で行っている（別添資料 7-2-2-2、別添資料 7-2-2-3）。

平成 26 年度から教学 I R 基盤システム（資料 7-2-2-C）により学生の授業出席状況を把握し、欠席が続く学生には指導教員やカウンセラーが面談を行い、学習相談・履修指導を通じて不登校等の予防に努めており、特別な支援

が必要な学生の早期発見の契機としている。

留学生に対しては、外国人留学生支援チューター実施要領（別添資料 7-2-2-4）を定め、留学生の修学・生活支援、課外活動支援、国際交流と異文化理解を推進する施設である松江市国際交流会館の運営補助等を行っている。平成 26 年度は延べ 67 人の留学生がこの制度による支援を受けている。また、日本語能力の低い学生に対して補講を実施しているほか、日本語能力試験対策クラスを開講するなど日本語能力支援を行っている（別添資料 7-2-2-5）。

資料 7-2-2-A 学生支援センターの業務等

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則（平成 25 年島大規則第 15 号。以下「機構規則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 センターは、島根大学（以下「本学」という。）における学生支援業務を総括的に取り扱い、もって学生生活の充実に寄与することを目的とする。

（業務）

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の課外活動支援に関すること。
- 二 学生生活支援に関すること。
- 三 学生の個別支援に関すること。
- 四 その他センターの目的を達成するために必要な業務

（部門）

第 4 条 センターの業務を円滑に実施するため、次の部門を置く。

- 一 学生活動支援部門
- 二 学生生活支援部門
- 三 個別支援部門

2 学生活動支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の課外活動の支援と助言に関すること。
- 二 体育施設及び課外活動施設に関すること。
- 三 ボランティア活動に関する情報収集と学生への情報提供に関すること。
- 四 ボランティア活動の意識啓発に関すること。
- 五 その他学生の課外活動支援に関すること。

3 学生生活支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生生活に係る相談・指導及び助言に関すること。
- 二 学生寮及び学生の福利厚生施設に関すること。
- 三 学生への経済支援に関すること。
- 四 その他学生生活支援に関すること。

4 個別支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 障がい学生支援体制の企画立案及びその実施に関すること。
- 二 障がい学生の入学・修学支援に係るコーディネートに関すること。

- 三 障がい学生への支援者養成に関すること。
- 四 その他個別に支援が必要な学生の支援に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 部門長
- 三 機構規則第7条第1項の規定に基づき、センターに配置する専任教員
- 四 その他必要な職員

2 センターに必要に応じて兼任教員を置くことができる。

3 兼任教員について必要な事項は、第8条に規定するセンター運営会議において定める。

(出典：島根大学教育・学生支援機構学生支援センター規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/7_kyouiku-kikou/9_gakusei-sien/2-7-9-01.pdf)

資料 7-2-2-B 島根大学障がい学生修学支援委員会

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 障がいのある学生の修学及び学生生活等の支援計画の策定に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学前相談に関すること。
- 三 障がいのある学生の修学及び学生生活に関すること。
- 四 障がいのある学生の修学及び学生生活に係る施設・設備の整備に関すること。
- 五 その他障がいのある学生の支援に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長(教育・学生担当)
- 二 教育・学生支援機構学生支援センター長
- 三 障がいのある学生が志望又は所属する学部・研究科の長
- 四 教育・学生支援機構教育開発センター長
- 五 教育・学生支援機構入学センター長
- 六 教育・学生支援機構保健管理センターに配置する専任教員のうち医師である者1名
- 七 教育・学生支援機構学生支援センター個別支援部門長
- 八 教育・学生支援部長
- 九 教育・学生支援部教育・入試企画課長
- 十 教育・学生支援部学務課長
- 十一 教育・学生支援部学生支援課長
- 十二 その他委員会が必要と認めた者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、副学長(教育・学生担当)をもって充てる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(出典：島根大学障がい学生修学支援委員会要項)

資料 7-2-2-C 教学 I R 基盤システムトップページ

どこにどのような情報があるのかを手早く知りたいときにクリック

30分操作がないと自動的にログアウト

アクセスしたい情報分野をクリックする

- 最近アップされた(あるいは修正された)項目がWhat's newとして表示
- アクセスの多い項目上位5つがアクセスランキングとして表示

(出典：教学企画 I R 室作成資料)

別添資料 7-2-2-1 指導教員の手引き (抜粋)

別添資料 7-2-2-2 島根大学における障がいのある学生の修学支援に関する要項

別添資料 7-2-2-3 障がいのある学生に対する支援例

別添資料 7-2-2-4 外国人留学生チューター実施要領

別添資料 7-2-2-5 留学生に対する支援状況

【分析結果とその根拠理由】

本学では、入学直後から学生の基礎学力や学習経験・ニーズの把握に努めており、その結果は補完・補習教育や初年次教育のプログラム構築に活かされている。また、学生支援センターを設置し、専任教員を中心に特別な支援を行うことが必要と考えられる学生の相談も含め、全学体制で学生のニーズに応じた学習相談、助言、支援を実施している。

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学には、学生の部活動のための施設として課外活動共用施設があり、松江キャンパスには体育系サークル 13 団体、文科系サークル 30 団体の合計 43 団体が、出雲キャンパスには体育系サークル 24 団体、文科系サークル 25 団体の合計 49 団体が活動の拠点として使用している。また、両キャンパスとも陸上競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、弓道場等の体育施設を有し、日頃から整備を行っている。近年では施設の老朽化に対応し、体育館のバスケットボールゴール板の改修、テニスコート芝面及び防風ネットの張り替え、体育館及び陸上競技場の照明設備の改修、プール内側の塗装改修等の工事を行った。また、陸上競技大会での記録が公認記録となるために不可欠である財団法人日本陸上競技連盟による陸上競技場公認検定を受検し、第 4 種陸上競技場として認定を受けるなど、学生が部活動を円滑に行うことができるよう施設の整備を実施した（別添資料 7-2-4-1）

また、学生が課外活動を行うために使用する、ビデオカメラ、パソコン等の機器類、机・椅子等の什器類や各種運動用具類については、学生自身が物品貸出予約システムを操作することにより、物品の貸与状況の把握及び貸与物品の予約を簡単に行うことができる環境を整えている（資料 7-2-4-A）。

本学では中期目標において「課外活動を充実させ社会人としての基礎力を高めること」を掲げ、この方策として平成 23 年度から「学生の自主的活動プロジェクト」を実施している（資料 7-2-4-B）。この事業は、学生の自主性、コミュニケーション能力、創造性等を高めることを目的として、学生の自由な発想で自らが企画・実施するプロジェクトに対して最高 20 万円を支援するものである。初年度は 8 件のプロジェクトを採択したが年々増加し、平成 26 年度には 15 件のプロジェクトを採択した。（別添資料 7-2-4-2）この採択プロジェクトの中には、マニフェスト大賞審査委員会主催「第 8 回マニフェスト大賞」で最優秀マニフェスト賞を受賞したもの（別添資料 7-2-4-3）、一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会主催「魅力発信グランプリ 2013」「魅力発信グランプリ 2014」で最優秀賞を受賞したもの（別添資料 7-2-4-4）など、社会的にも高い評価を得たものや、活動内容が報道機関に取り上げられたものもある。

また、松江市鑿（どう）行列保存会の協力を得て、学生が松江市の伝統行事である「松江鑿行列」に参加したり、地域主催の各種イベントに協力するといった地域貢献活動を行う際、活動に要する物品の貸与、地域との連絡調整、各種情報提供など課外活動を積極的に支援した。特に「松江鑿行列」への参加は、地元の方からの高い評価を得られただけでなく、学生自身も松江の伝統文化に直接触れることにより、地元の方々の鑿行列に向き合う姿勢・熱意を通じて、古くからの伝統行事を維持し伝承することの重要性や難しさを体感することができるなどの教育的効果をもたらしている（別添資料 7-2-4-5）。

さらに、島根県警察及び島根県社会福祉協議会との包括的連携・協力に関する協定の締結により（別添資料 7-2-4-6）、学生が組織的に活動する防犯ボランティア、サイバー犯罪防止ボランティアや東日本大震災復興支援ボランティアなどの活動を円滑に行うことができる体制を整え、学生が積極的にボランティア活動に参加できる環境を構築している。

資料 7-2-4-A 物品予約システム

物品予約システム	
予約番号から内容確認	予約した物品、または借用している物品の内容確認を行います。
予約状況一覧	どの日にどの物品がどれだけ予約されているか、または貸し出されているかを確認します。
新規登録	物品を借用するために、予約を行います。
予約変更	予約済の内容を変更します。変更には予約番号が必要です。
取り消し	予約を取り消します。取り消しには予約番号が必要です。

★ 貸し出しを行っている物品については、貸出物品一覧をごらんください。
[貸出物品一覧\(新しくウィンドウが開きます\)](#)

※ システム 使用について:

(1) Webブラウザは Internet Explorer を使用してください。(バージョン 6 以上を推奨)
 これ以外の Webブラウザでシステムを使用した場合、動作の保証は致しません。

(2) 「物品予約システム」を使用している間は、Webブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。

前の画面に戻るときは、[メニューへ戻る](#) [検索画面へ戻る](#) など
 各画面の 上部にある「～へ 戻る」ボタンを使用してください。

(出典：学内向けウェブサイト)

資料 7-2-4-B 学生の自主的活動プロジェクト実施要項

本学では、学生の正課外における自主的活動は、自主性、協調性、問題解決能力などの人間的成長を促すための活動として捉え、その活動に対して大学として支援するために「学生の自主的活動プロジェクト支援経費」を設け、下記のとおり実施するものとする。

1. 支援の目的

「学生の自主的活動プロジェクト支援経費」は、学生の自主性、コミュニケーション能力、創造性等を高めて、学生生活の活性・充実に資するとともに、地域との交流を推進することを目的に、学生が企画したプロジェクト事業に対して支援する。

2. 応募条件

- (1) 申請者は申請時において、本学の学生又は院生（以下「本学学生」という。）であること。
- (2) 既に他機関等のプロジェクトに採択されているものは除く。
- (3) 卒業研究、研究室活動等の一環で実施される内容は除く。
- (4) プロジェクトは、地域との交流を目的とする企画内容であること。
- (5) 1 団体が申請できるプロジェクトは 1 件のみとする。
- (6) 申請時において 5 名以上の本学学生がプロジェクトに参加していること。
- (7) 当該年度に終了する事業であること。
- (8) アドバイザーとして、本学教員を加えること。

3. 選考方法

- (1) 企画書提出後、選考委員会（学生支援センター運営会議委員及び教育・学生支援機構学生支援センター長が指名する者）による面接方式等での審査を行い、採否及び支援経費を決定する。

4. 交付金額

- (1) 支援金は 1 件あたり 20 万円以下とする。

5. プロジェクト活動の辞退・中止

(1) プロジェクト実施者が活動を継続することが困難であると判断したときは、速やかに教育・学生支援機構学生支援センター長に辞退届を提出するものとする。

(2) 定められた期限までに中間報告書を提出しない等、プロジェクト実施者が本学の指示に従わない場合、教育・学生支援機構学生支援センター長はプロジェクト活動の中止を命ずることができるものとする。

6. 留意事項

(1) プロジェクト実施者は交付金額が決定された後、島根大学学生支援課が開催する説明会に参加すること。

(2) 支援金の執行にあたっては、島根大学会計関係規則に基づき行うものとする。

(3) 支援金の執行に係る手続きは全て大学が行うものとし、松江キャンパスにあつては学生支援課、出雲キャンパスにあつては医学部学務課が行う。

(4) 支援金により購入した物品等は、本学に属するものとする。ただし、反復使用が不可能な消耗品等は除く。

(5) 支援金で飲食物等を購入することはできない。

(6) 人件費は、原則支給出来ないものとする。

(7) 支給の可否の決定は学生支援課総務・学生活動支援グループが行う。

(8) 本学学生が参加できるプロジェクト数は、一人につき1つのプロジェクトまでとする。

(9) 学生の自主的活動プロジェクトに関する事項は、学生支援センターにおいて処理する。

7. 実施報告

(1) プロジェクト実施後は報告書（所定の様式）を提出すること。

(2) 報告書提出期限はプロジェクト終了後2週間以内（厳守）とする。

（出典：学生の自主的活動プロジェクト実施要項）

別添資料 7-2-4-1 課外活動施設の主な整備状況

別添資料 7-2-4-2 学生の自主的活動プロジェクト実施状況

別添資料 7-2-4-3 学生の自主的活動プロジェクトによる取組内容（ポリレンジャー）

別添資料 7-2-4-4 学生の自主的活動プロジェクトによる取組内容（魅力発信グランプリ）

別添資料 7-2-4-5 松江市鑿行列

別添資料 7-2-4-6 島根県警等との包括協定

【分析結果とその根拠理由】

学生がよりよい環境のもとに部活動が行えるように施設・設備の充実に努め、システムを活用することにより円滑な物品の貸与を行っている。また学生が意欲的に取り組むプロジェクト活動や、地域のニーズに応じた課外活動が円滑に実施できるよう支援を行っている。以上のことから、学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-2-⑤： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

松江・出雲の両キャンパスにおいて、生活支援に関する学生のニーズの把握に関しては、学生支援センター、保

健康管理センター、キャリアセンター、国際交流センターの他、学長が直接学生と対話するランチミーティング（別添資料 7-2-5-1）、オフィスアワーにおいて日常的に学生からの相談やニーズを把握している。

相談体制では、観点 7-2-2-②で記述した学生支援センターを設置しているほか、健康管理センターにおいては、心理面での不安を抱えている学生への支援を充実させるため、両キャンパスに医師 3 人、臨床心理士 6 人（常勤 2 人、非常勤 4 人）、保健師 2 人、臨床検査技師 1 人を配置し、指導教員と相談しながら健康相談及び心理相談に応じている（資料 7-2-5-A）。松江キャンパスでは、新入生全員に対し医師とカウンセラーによる個別面接調査を行い、精神疾患等の早期発見に役立っている。

ハラスメント相談に関しては、全学的な組織として「ハラスメント対策委員会」「ハラスメント防止委員会」を設置（資料 7-2-5-B）し、相談員をホームページ（<http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/environment/harassment/index.html>）に掲載し学生に周知するほか、ハラスメントに関するパンフレットの配付を行っている。

就職等進路に関しては、キャリアセンターを中心に各学部と連携をとりながら、キャリア教育や就職相談を実施している。キャリア教育の充実に関しては、平成 23 年度より「就業力育成特別教育プログラム」を実施し、平成 23 年度から 26 年度に計 388 人の履修生に対して、アクティブラーニングや PBL 型の授業及び低年次からの個別指導・相談を通して、社会的・職業的自立に向けた力の涵養を図っている。

就職相談の体制に関しては、平成 23 年度からハローワークやジョブカフェ等の外部機関からキャリアカウンセラーを招き、1 日 3 人体制で年間 1,980 件（平成 25 年度）の相談に応じた。また、平成 25 年度からは学部生のみならず大学院生を対象としたキャリア・就職ガイダンスを実施し、幅広いサポートを実施している。さらに、法文学部、総合理工学部、生物資源科学部においては学業成績、生活、就職、進学等について、指導教員と保護者との個別面談を実施している。

本学が実施するキャリア教育や就職相談体制は、新規キャリア系授業科目の開講（平成 23 年度 2 科目、平成 24 年度 3 科目、平成 25 年度 1 科目）及びキャリア系授業科目の履修者の増加（平成 24 年度 771 人に対して平成 26 年度 858 人）や相談件数の増加（平成 21 年度に対して平成 25 年度 2.8 倍）から判断して学生に浸透・定着しているといえる（別添資料 7-2-5-3）。

障がいのある学生への生活支援として、学生支援センター、健康管理センターの専任教員やカウンセラーが、支援を必要とする学生と個別に面談し、指導教員との連携を図りながら、要望や相談に応じた生活支援を行っている。

留学生に対して、外国人留学生支援チューター制度（観点 7-2-2-②参照）による生活支援の他、留学生対象のオリエンテーションを年 2 回（4 月、10 月）実施し、日本滞在中の注意点などについて説明を行っている。また、就職支援として、中国地区国立 5 大学等と連携し留学生へのキャリアコンサルティングを実施している（再掲別添資料 7-2-2-5）。

資料 7-2-5-A 健康管理センターの業務等

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則（平成 25 年島大規則第 15 号。以下「機構規則」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構健康管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 センターは、島根大学（以下「本学」という。）における健康管理に関する専門的業務を一体的に行い、学生及び職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 保健管理計画の企画及び立案
- 二 定期及び臨時の健康診断
- 三 健康診断の事後措置等健康の保持増進について必要な指導
- 四 健康相談及び精神保健に関する指導・助言
- 五 環境衛生及び感染症の予防に関する指導・助言
- 六 保健管理に関する調査研究
- 七 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(出典：島根大学教育・学生支援機構保健管理センター規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/7_kyouiku-kikou/8_hoken-kanri/2-7-8-01.pdf)

資料 7-2-5-B ハラスメント対応組織

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「大学」という。）は基本的人権の擁護及び男女共同参画社会を実現するために、修学、就労、教育、研究、医療及び受講のすべての場において、あらゆる差別及びハラスメントのない健全で快適なすべての構成員の人権がひとしく尊重される環境づくりを目指す。

(趣旨)

第2条 この規程は、大学のすべての構成員が、ハラスメントにより人権が侵害されることがないように、また、他の者の人権を侵害することのないように、修学環境及び就労環境を保障することを目的として、あらゆるハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

～省略～

(防止委員会)

第8条 ハラスメントの防止等に関し、適切な対策を講じるため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

第9条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び検討する。

- 一 ハラスメント等の防止のための啓発活動、研修の企画及び実施に関すること。
- 二 ハラスメント等の防止のための環境づくりに関すること。
- 三 相談員の苦情相談に関する対応能力の向上のための相談員研修の企画及び実施に関すること。
- 四 ハラスメント等の事例及び対応例の情報提供に関すること。
- 五 その他ハラスメントの防止等に関すること。

～省略～

(対策委員会)

第15条 ハラスメントに起因する相談等（苦情相談も含む。以下同じ。）に関し、適切な対策を講じるため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び検討する。

- 一 ハラスメントに起因する相談等に関すること。
- 二 ハラスメントの事実関係の調査に関すること。
- 三 ハラスメントに対する措置（緊急対応を含む。）及び環境改善に関すること。
- 四 ハラスメントの被害救済、ハラスメントの事案等に関わった者（以下「被害等関係者」という。）のアフターケア及びフォローアップに関すること。

- 3 対策委員会は、前項の事項について、学長の命を受け必要な措置等を実施することができる。
- 4 対策委員会は、前項の措置等を実施する際に必要なときは、関係部局長等の協力を求めることができる。
- 5 対策委員会委員長が、第15条第2項第3号に規定する緊急対応を講じる必要があると認めた事項について、対策委員会委員長及び対策委員会委員長が指名する若干名の対策委員会委員をもって緊急対策委員会を設置し、必要な措置等の実施にあたる。

(出典：国立大学法人島根大学ハラスメントの防止等に関する規程

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/syugyo-kisoku/1-3-026.pdf)

別添資料 7-2-5-1 平成 26 年度学長と学生のランチミーティング開催状況

別添資料 7-2-5-2 就職支援等の相談件数等

【分析結果とその根拠理由】

学生の多様な相談に応えるため、学生支援センターを設置し、各組織や指導教員が連携・協力しながら学生の相談・助言・支援を行っている。また、就職支援等に関してもキャリア教育や相談体制が整備されている。

障がいのある学生、外国人留学生など特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等も適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学は、施設面では学生寮を新築及び改修して、よりよい修学環境を安価で提供しており、学生の学修にかかる経費は、各種奨学金制度、入学料、授業料の減免などの措置を講じている。

松江キャンパスにおける学生寮は、部屋のタイプが異なる 3 つの棟（A 棟・B 棟・C 棟）が同じ敷地内に建っており、A 棟は平成 24 年に新築の完全個室型（バス、トイレ、ミニキッチンを室内に完備）である。また、B 棟・C 棟は平成 25 年に旧寮を個室にリニューアルした部屋で、C 棟は A 棟同様完全個室型である。なお、B 棟はキッチン、トイレ、シャワー、洗面台、洗濯乾燥機は共同使用であるが、部屋は学生の要望の高かった個室型となっている（資料 7-2-6-A、別添資料 7-2-6-1）。出雲キャンパスには学生寮はなく、多くの学生が出雲市内のアパートに居住している。このアパートについては、生協や財団法人恵雲会に斡旋を依頼している。

奨学金関係は、学生支援機構奨学金、地方公共団体・民間団体奨学金、医学生地域医療奨学金以外の奨学制度として地元金融機関と提携して大学独自の利子補給型の奨学支援制度「島根大学授業料奨学融資制度」を導入している（資料 7-2-6-B、資料 7-2-6-C、別添資料 7-2-6-2、別添資料 7-2-6-3）。

また、学業に対して優秀で意欲的な大学院生に対して経済的な支援を行う目的で、大学院生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度（別添資料 7-2-6-4）の導入及び学部生、大学院生を対象としてキャンパス間連携プログラム奨学金制度（別添資料 7-2-6-5）を導入している。平成 26 年度には、島根大学支援基金等を活用し、大学院生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度は、27 人の大学院生に対して合計 100 万円の奨学金を支給した（資料 7-2-6-D）。また、キャンパス間連携プログラム奨学金制度は、9 人の学部生、大学院生に対して合計 18 万円の奨学金を支給した（資料 7-2-6-E）。

減免制度については、経済的理由による授業料・入学料の免除制度の他、学長が特に学業等が優秀と認めた者に対する授業料免除制度を導入している（資料 7-2-6-F、別添資料 7-2-6-6）。

また、本学に入学する大学院生に対し、入学料免除、授業料免除の適格者で特に成績優秀な学生が、入学料免除

(半額免除)・授業料免除(標準修業年限分・全額免除)をすることにより、経済状況を気にすることなく勉学に勤しむ環境を整えることを目的として、島根大学大学院における入学手続き前入学料免除・授業料免除内定制度(別添資料7-2-6-7、別添資料7-2-6-8)を平成27年度入学者から導入し、各研究科の授業料免除は71人、入学料免除は68人の申請者に対してそれぞれ実施した。

さらに、平成26年度より、授業料免除適格者の学部学生を対象として、本学の業務に補助的に従事させる「学内ワークスタディ」を実施することによって、学生の職業意識・職業観を涵養するとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行うことを目的とした制度を立ち上げ、延べ1,072人の学生が従事した(別添資料7-2-6-9)。

留学生に対する奨学金については、島根大学留学生後援会、島根国際交流センターとの連携を図り受給枠の確保に努めるとともに、留学生受入支援基金制度を整備し、地域の企業等から基金の募集を行い、平成26年度にはこの基金を4人の留学生や外国人研究者へ活用した。

資料 7-2-6-A 島根大学学生寮の活用状況

①島根大学学生寮の概要				
遠隔地から入学する学生及び外国人留学生に対し、快適な学生生活を送るための生活と勉学を提供し、かつ経済的負担を軽減させ、学生の共同生活を通じて社会性の発達を助長し、人格の向上に資することを目的として設置しています。				
学生寮は、松江キャンパスから徒歩で約10分のところに位置し、部屋のタイプが異なる3つの棟(A棟・B棟・C棟)が同じ敷地内に建っています。				
②島根大学学生寮の活用状況 ()は留学生数で内数				
年 度 区 分	A棟 (168人定員)	B棟 (91人定員)	C棟 (59人定員)	合計数
平成24年度	164 (0)			164 (0)
平成25年度	167 (5)	71 (11)	58 (9)	296 (25)
平成26年度	167 (5)	83 (23)	58 (9)	308 (37)

(出典：教育・学生支援部資料)

資料 7-2-6-B 日本学生支援機構の奨学金貸与制度の活用状況

①日本学生支援機構の奨学金貸与事業の概要			
教育の機会均等に寄与するために学資の貸与とその他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、わが国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成を資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的に、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与を行う。			
②日本学生支援機構の奨学金貸与制度の活用状況 (平成26年度)			
種別 (奨学金の名称、種類)	学士課程奨学生数	大学院課程奨学生数	合計数
第一種奨学金 (無利息貸与)	1,181 人	201 人	1,382 人
第二種奨学金 (利息付貸与)	1,510 人	29 人	1,539 人

(出典：教育・学生支援部資料)

資料 7-2-6-C 島根大学授業料奨学融資制度の活用状況

①島根大学授業料奨学融資制度の概要			
奨学融資制度とは、修学上経済的に困難な学生に対して支援を行うために、本学が指定する金融機関が本学が本制度の利用を承認した学生に融資する授業料相当額に対する利子のうち、当該学生の在学中に係る分を本学が支払う制度のことをいう。 奨学融資制度の対象者は、本学が奨学融資制度の利用を認め、指定金融機関から融資を受けた者とする。本学が奨学援助金として利子補給する期間は、当該学生の最短修業年限内とする。			
②島根大学授業料奨学融資制度の活用状況の推移			
年 度 区 分	前期融資学生数	後期融資学生数	合計数
平成23年度	7 人	8 人	15 人
平成24年度	23 人	16 人	39 人
平成25年度	14 人	9 人	23 人
平成26年度	15 人	10 人	25 人

(出典：教育・学生支援部資料)

資料 7-2-6-D 島根大学大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度の活用状況

①島根大学大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度の概要			
大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度とは、大学院学生が学会・研究会等で研究成果の発表等を行う際の旅費等の一部を支援することにより、修学・研究意欲の向上を図ることを目的とした制度のことをいう。 本制度の対象者は、本学大学院に在籍する学生で、主たる発表者であること。支給額は学会発表等の開催場所により、同一年度における同一人に1回限り支給する。			
②島根大学大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度の活用状況の推移			
年 度 区 分	前期奨学金学生数	後期奨学金学生数	合計数
平成23年度	23 人	26 人	49 人
平成24年度	12 人	14 人	26 人
平成25年度	10 人	17 人	27 人
平成26年度	12 人	15 人	27 人

(出典：教育・学生支援部資料)

資料 7-2-6-E 島根大学キャンパス間連携プログラム奨学金支給制度の活用状況

①島根大学キャンパス間連携プログラム奨学金支給制度の概要			
大学院学生を対象の医理工農連携プログラムと、教育学部、総合理工学部及び生物資源科学部対象の学際的卒業研究について、所属学部・研究科以外のキャンパスで指導を受ける学生の経済的負担軽減を図り、学生の修学・研究意欲の向上を図ることを目的として導入した。 本制度の対象者は、医理工農連携プログラムを選択した院生及び学際的卒業研究をしている学部生で、松江キャンパス、出雲キャンパス間で指導を受ける学生に対し、各期2万円を支給する。 ※23年度、24年度は大学院学生の医理工農連携プログラムのみ対象としていた。			
②島根大学キャンパス間連携プログラム奨学金支給制度の活用状況の推移			
年 度 区 分	前期奨学金学生数	後期奨学金学生数	合計数
平成23年度※	2 人	2 人	4 人
平成24年度※	2 人	1 人	3 人
平成25年度	10 人	6 人	16 人
平成26年度	5 人	4 人	9 人

(出典：教育・学生支援部資料)

資料 7-2-6-F 授業料免除及び入学料免除実施状況

①授業料免除

年度区分	前期分免除者数（人）		後期分免除者数（人）		合計数（人）	
	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
平成23年度	443	130	491	134	934	264
平成24年度	302	346	351	344	653	690
平成25年度	521	144	584	116	1105	260
平成26年度	456	162	561	113	1017	275

②入学料免除

年度区分	春季免除者数（人）		秋季免除者数（人）		合計数（人）	
	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
平成23年度	29	8	1	0	30	8
平成24年度	35	6	0	0	35	6
平成25年度	41	11	4	0	45	11
平成26年度	0	33	2	0	2	33

(出典：教育・学生支援部資料)

資料 7-2-6-F 成績優秀者及び成果外活動者に対する授業料免除実施状況

年 度	成績優秀者対象免除者数 (人)	正課外活動優秀者対象免除者数 (人)
平成23年度	63	9
平成24年度	64	8
平成25年度	65	10
平成26年度	64	10

(出典：教育・学生支援部資料)

別添資料 7-2-6-1 学生寮入居状況

別添資料 7-2-6-2 島根大学授業料奨学融資制度に関する要項

別添資料 7-2-6-3 島根大学授業料奨学融資制度利子補給契約書

別添資料 7-2-6-4 島根大学大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金支給要項

別添資料 7-2-6-5 島根大学キャンパス間連携プログラム奨学金取扱要項

別添資料 7-2-6-6 成績優秀者等に対する授業料免除制度概要と実施状況

別添資料 7-2-6-7 島根大学大学院における入学手続き前入学料免除内定手続きに関する要項

別添資料 7-2-6-8 島根大学大学院における入学手続き前授業料免除内定手続きに関する要項

別添資料 7-2-6-9 島根大学学生のための学内ワークスタディ実施要項

【分析結果とその根拠理由】

学生寮の新築、改修を行い、経済的な支援を必要とする学生に生活と勉学を安価で提供することにより経済

的負担を軽減させている。また、従来からの奨学給付制度及び授業料等の免除制度に加え、学会発表等意欲的に活動する学生への経済支援に対する制度やキャンパス間連携プログラム奨学金支給制度の導入等を行っている。さらに、大学院における入学手続き前入学料免除・授業料免除内定制度等、経済的支援の必要な学生を支援する独自の制度の拡充を図っている。以上のことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 特別経費事業「主体的学修を促進する『WILL BE』システムと一体化した学修支援・開発」を開始し、多様な学生のニーズと、多様な学修支援及び新規開発分を含む学修プログラムを適切にマッチングし、主体的な学修を促進することを目指したシステム・組織の構築にあたっている。平成 26 年度には、①学生自身が自らの学習特性を把握する機会の提供、②多様な学生ニーズと多様な教育プログラムとの適切なマッチング、③学修支援の主体的な選択・活用を促す基盤として、教学 I R 機能を拡張し、学生自身が学修プランを構築するためのフィードバック機能や直接学生・学修を支援する機能を備えた学修予測モデル「WILL BE」のシステムを開発した
- 学生の自主性、コミュニケーション能力、創造性等を高めることを目的として、学生の自由な発想で自らが企画・実施するプロジェクトに対し最高 20 万円を支援する「学生の自主的活動プロジェクト」を実施し、支援した学生団体が、マニフェスト大賞審査委員会主催「第 8 回マニフェスト大賞」の最優秀マニフェスト賞や一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会主催「魅力発信グランプリ 2013」「魅力発信グランプリ 2014」の最優秀賞を受賞するなどの成果が上がっている。
- 島根県警察及び島根県社会福祉協議会と包括的連携・協力に関する協定を締結することにより、学生が組織的に活動する防犯ボランティア、サイバー犯罪防止ボランティアや東日本大震災復興支援ボランティアなどのボランティア活動を円滑に行うことができる体制を整え、学生が積極的にボランティア活動に参加できる環境を構築している。

【改善を要する点】

- 自主的学習環境について、「自学・自習スペース、学習サポート体制に関する学生アンケート調査」を実施しているが、アンケート回収率が低いため、アンケートの回収率を向上させる工夫が必要である。

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教育の質を保証し、改善・向上を図るため、本学は教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積・共有する組織として、島根大学教育質保証委員会（以下「質保証委員会」という。）及び教学企画 IR 室を設置し、教育の質保証に係る活動を行っている（資料 8-1-1-A、8-1-1-B）。

学部長・研究科長及び各学部の教育責任教員が委員を務める質保証委員会では、全学的な教育の状況について不断の点検・評価を実施し、その結果を広く公表するために、毎年全学部・研究科から「教育の質保証報告書」の提出を求め、質保証委員会での相互評価に基づいた全学の質保証状況報告書である「島根大学教育の質保証評価書」を作成し、平成 24 年度より本学ウェブサイトで公表している（資料 8-1-1-C、別添資料 8-1-1-1）。同評価書には教育の質を保証する上での課題及びそれに対する取組が記載され、その後、質保証委員会において改善状況をチェックしており、教育の質に関する全学的な PDCA サイクルが確立されている（再掲資料 2-1-2-B）。

なお、学部教育に関する質保証システム整備を先行し、大学院教育に関する質保証報告書や評価書の作成は平成 26 年度から始まった。そのため、大学院教育における学習成果の点検・評価の取組については一層進める必要がある。

教学企画 IR 室では、全学生を対象とした入学時調査、基本的に全授業を対象とした授業評価アンケート、全卒業生・修了生を対象とした卒業生・修了生調査を毎年定期的実施し、日常的に収集している他の教学 IR 関連データとともに、それらの結果をデータベースシステムである「教学 IR 基盤システム」から学内教職員に公開している（再掲資料 7-2-2-C、別添資料 8-1-1-2）。このうち、個々の授業評価アンケートに関しては、授業改善に直接役立てることを目的として、共通質問項目に加えて教員が追加項目を作成することや、実施期間を延長すること等を可能にしている。また、授業評価アンケートの結果はアンケートシステムから教員・受講学生に対して公開されているほか、教員からのコメントを学生にフィードバックする機能を活用させ具体的な改善を促している。

認証評価の受審体制としては、大学評価の基礎となる情報を収集し、組織活動を評価するとともに、大学評価情報及び評価結果の公開及び提供を行うことを目的として設置している評価室の下に「認証評価専門部会」を置き、評価根拠となるデータの整理と検証、自己評価書の執筆、編集を行った。同部会は企画・学術研究担当理事である評価室長を専門部会長とし、教育・学生支援担当理事を副部会長としている。また、同部会の部会員の多くは質保証委員会の委員を兼ねており、同部会は質保証委員会と連携して業務を遂行している（資料 8-1-1-D）。

資料 8-1-1-A 島根大学教育質保証委員会の組織と審議事項

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本学の教育の質保証に係る基本方針に関すること。

- 二 本学の教育の質保証に係る方策の策定に関すること。
- 三 本学の教育の質保証に係る点検、評価及び改善に関すること。
- 四 その他教育の質保証に関する重要事項
(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長が指名する理事
- 二 各学部長（総合理工学部長を除く。）
- 三 総合理工学研究科長及び法務研究科長
- 四 各学部（総合理工学部を除く。）教員代表 各1名
- 五 総合理工学研究科教員代表 1名
- 六 教育・学生支援機構教学企画IR室長
- 七 教育・学生支援機構教育開発センター長
- 八 教育・学生支援機構外国語教育センター長
- 九 教育・学生支援機構入学センター長
- 十 教育・学生支援機構キャリアセンター長
- 十一 教育・学生支援機構教学企画IR室に配置する専任教員
- 十二 教育・学生支援機構教育開発センターに配置する専任教員
- 十三 教育・学生支援部長

(出典：島根大学教育質保証委員会規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-27.pdf)

資料 8-1-1-B 教学企画IR室の業務

(目的)

第2条 IR室は、島根大学（以下「本学」という。）の教育目標を達成するため、本学の教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と情報提供・助言等を行い、島根大学教育・学生支援機構の各センターの機能の向上を図り、本学の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 IR室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育・学生支援機構長が諮問する大学教育・学生支援に係る戦略的な企画・立案に関すること。
- 二 大学教育・学生支援の評価方法に係る研究・開発及び評価の企画・実施に関すること。
- 三 その他IR室の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 IR室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 室長
- 二 機構規則第7条第1項の規定に基づき、IR室に配置する専任教員
- 三 室員
- 四 その他必要な職員

2 IR室に必要に応じて兼任教員を置くことができる。

(出典：島根大学教学企画IR規則

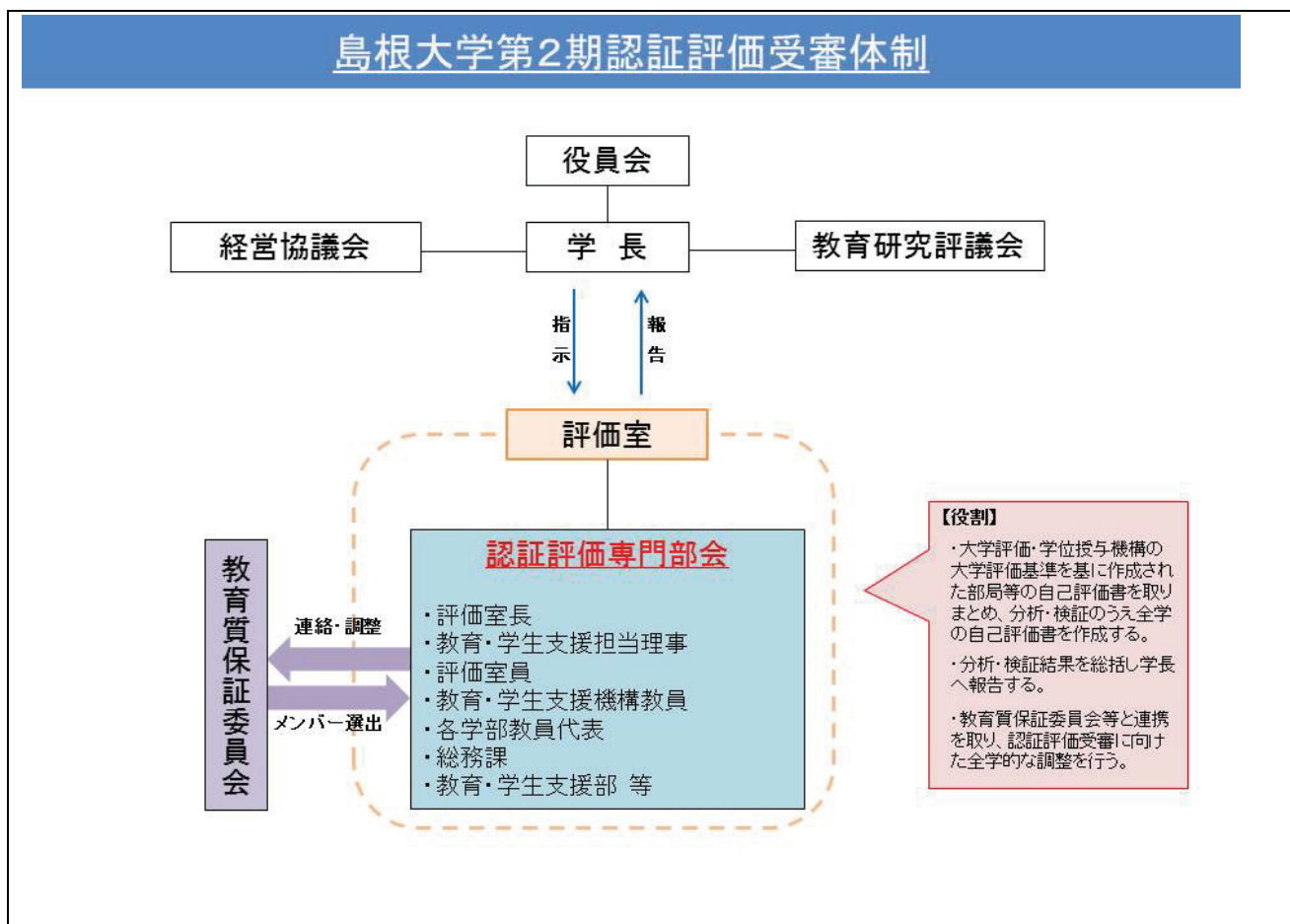
http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/7_kyouiku-kikou/2_kyougaku-kikaku/2-7-2-01.pdf)

資料 8-1-1-C 島根大学教育の質保証評価書の掲載ページ



(出典：本学ウェブサイト (http://www.shimane-u.ac.jp/education/edu_act/edu_shitsuhsyouhyoukasyo/))

資料 8-1-1-E 認証評価専門部会概要



(出典：評価室作成資料)

別添資料 8-1-1-1 平成25年度版島根大学教育の質保証評価書

別添資料 8-1-1-2 教学IR基盤システム

【分析結果とその根拠理由】

教育活動の状況及び学習成果に関するデータを収集・蓄積する組織（教学企画 I R 室）及びそれらを自己点検・評価する組織（質保証委員会）が整備され、責任体制も明確に確立されている。また、大学院教育に関する質保証サイクルは構築されたばかりであり具体的な改善策や成果を追求する必要があるが、教学企画 I R 室や質保証委員会など組織体による継続的な取組を通じた P D C A サイクルが稼働しており、成果ドキュメント（教育の質保証評価書）とともに認証評価の基盤をなしている。以上のことから、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本学における学生及び教職員からの意見聴取は、いくつかの体系的な取組を通して複層的に行われている。

定期的な全学的調査として、学生による授業評価アンケートを平成 16 年度から毎学期実施し、全教員を対象とした授業改善に関する調査を平成 24 年度から隔年で実施している。授業評価アンケートは、基本的に全科目が対象であり、結果とともに教員からの改善に向けたコメントを学生にフィードバックし、授業改善の方法として活用されている（別添資料 8-1-2-1）。また、相互参加による授業改善に資する目的で、学生による授業評価アンケートで高い評価を得た授業を対象に、毎学期授業公開を行っている。

このほか、学長が学生から直接意見を聞く、学長と学生の月例ランチミーティングを平成 24 年度から開始し、平成 27 年 2 月までに全学部から 221 人の学生が参加している（再掲別添資料 7-2-5-1）。

一方、教員対象の授業改善に関する調査は、個々の教員の教育改善状況と教育改善に関するニーズを F D や教育支援に反映するために実施され、学生参加型授業の実態把握や、教育改善へのインセンティブ策定に用いられている（別添資料 8-1-2-2）。なお、同調査は、アンケート回収率が約 20%であったため、今後は回収率の向上を図る必要がある。

学部においても、教育学部・医学部医学科・総合理工学部・生物資源科学部が独自の学生調査を行い、その結果を活用している。独自調査の内容は、高校での既習科目調査（総合理工学部）、基盤科目の内容理解度調査（生物資源科学部）、ピアサポーターの評価アンケート（医学部）、進路に関する調査（教育学部）、卒業生及び就職先企業対象アンケート（総合理工学部）など、各学士課程の興味・関心や、教育改革の方向性を反映したものとなっている（再掲別添資料 8-1-1-1）。また、法文学部は、毎年度学生と教員の意見交換会を開催しており、同意見交換会を通じてカリキュラムから学習に必要な施設・設備まで、学生の意見による見直しや改善が進められている。

ただし、個々の調査データの扱いが直接的なフィードバックレベルにとどまっており、他のアンケートや学務データと併せたカリキュラムレベルの検討に至っていない。教学企画 I R 室による総合的な分析結果の積極的な提供と、それに基づいた改善が望まれる。

別添資料 8-1-2-1 教育開発センター年報（授業評価アンケート関連部分抜粋）

別添資料 8-1-2-2 教学 I R 基盤システム「教員調査」結果

【分析結果とその根拠理由】

全学での授業評価アンケート、授業改善に関する調査をはじめとするデータ収集と、各学部の課題に応じた独自の調査が実施されており、その結果分析に基づいたエビデンスベースの教育の質改善・向上に向けた取組みが継続されている。以上のことから、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。ただし、各種調査データを総合して分析結果を提示し、教育改善につなげることが今後の課題である。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学外関係者の意見は、地元経済界からの直接の意見聴取、アンケートを通じた幅広いニーズ・評価調査、保護者との懇談会や同窓会組織を通じた関係者との意見交換などを通じて継続的に収集され、具体的な活用策として新たな学修プログラムの構築や教育の改善に寄与している。

まず本学は、地元経済界からの意見を聞く「島根県経済団体と島根大学との懇談会」を定期的に開催し、大学の事業計画や教育・研究の動向について意見交換を行っているほか（別添資料 8-1-3-1）、経済団体・自治体・企業などと包括的連携協定を結び、地域が抱える課題に応える教育プログラムを開発している。経済団体等との包括的連携協定は、第二期中期計画開始後には 16 機関に達しており、平成 24 年度に開始した「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」による開発科目は平成 26 年度時点で 32 科目、延べ 2,467 人の学生が受講した（別添資料 8-1-3-2）。

就職先等を対象とした調査として、基準 6-2-②であげた「中国・四国地域における就業能力形成に関するアンケート」（前掲別添資料 6-2-2-1）及び「大学と企業の懇談会アンケート」（前掲別添資料 6-2-2-2）が実施されており、インターンシップのあり方や産業界 G P のカリキュラムにおけるアクティブラーニングの導入や産官学連携教育プログラムの実施などの改善に活用されている。

また、平成 25 年に島根県及び鳥取県の企業・団体から本学の教育に関する意見を収集するアンケートを実施し、253 社から回答を得た（別添資料 8-1-3-3）。この調査結果は「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」（<http://www.solc-sanin.jp/>）による教育・学修プログラムにおいて、特に育成すべきジェネリックスキルの体系化に活かされている（再掲別添資料 5-1-3-6）。

他にも、島根大学同窓会連合会による島根大学ホームカミングデーは、同時に開催される各学部同窓会企画とともに卒業生の声を聞く機会として機能している。

別添資料 8-1-3-1 島根県経済団体と島根大学との懇談会議事要旨

別添資料 8-1-3-2 平成 26 年度ソーシャルラーニング対象科目一覧

別添資料 8-1-3-3 ソーシャルラーニングキックオフシンポジウム資料

【分析結果とその根拠理由】

地域社会の自治体や経済界等、学外者の声を活かした教育プログラムの開発が進んでいる。また、各学部においてもそれぞれが設けた機会を通じて、学外者の意見を聞き教育の質を高める取組を続けている。以上のことから、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断

する。

観点 8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成 21 年度に島根大学 F D ポリシーを定め（資料 8-2-1-A）、教職員間で行われている日常的な教育改善の営為を支援しながら、全学組織や各部局で F D を推進（<http://cerd.shimane-u.ac.jp/fd/seika/pub/files/FD2013report.pdf>）している（別添資料 8-2-1-1）。これら F D 活動は教員の教育力向上を目的とし、講演型・相互研修型・相互参観型・研究プロジェクト型など、F D のテーマに応じて様々な方法で実践している。また、平成 26 年度からは、本学が大学教員として初職の間である教員の教育力向上を目的に、既存の F D 行事をコース化し、受講義務を課すこととしている（資料 8-2-1-B）。

また、定期・不定期に行われる F D 行事としての教育改善だけではなく、学士課程教育の構築を目的とした特別委員会組織や、教育の質保証を目的とした全学委員会等において、全学的な教育改善を推進するための学長への答申や、質保証の評価書を公表している（別添資料 8-2-1-2、再掲別添資料 8-1-1-1）。これらは、平成 25 年度から全学で実施している新しい全学共通教育の構築や、質保証委員会での相互評価による教育質保証の維持と向上に結びついている。

なお、学生による授業評価アンケートにおいて、「授業の内容が理解できた」「スライドや板書、配布資料等は、読みやすく整理されていた」の質問項目について、平成 21 年度から平成 26 年度にかけて、その平均得点が徐々に上昇する傾向にある（資料 8-2-1-C）。これは、F D 推進の結果、個々の教員の教育力が向上し、授業の改善につながったことの現れであると考えられる。

資料 8-2-1-A 島根大学 F D ポリシー

FD とは、大学が掲げる教育理念・目標を実現すること、学生の学習効果を最大限に高めることを目的として、授業やカリキュラムの改善・質向上および組織の整備・改革、を組織的に行う取組の総称である。その際、これまで日常的に行われている教育改善のための営み・対話を FD の本質的営為として位置づけるとともに、それらを教員と職員の協働、学生の参画を通じて実現するものとする。

（出典：教育開発センターウェブサイト（http://cerd.shimane-u.ac.jp/activities/fd_course））

資料 8-2-1-B F D コース

初職の教員*を対象として、2 年間で以下の研修を受講する。

〈必修：2 研修〉

- ・新任教員研修（本学の理念や歴史）
- ・授業デザインワークショップ（シラバス作成を中心とした授業のデザイン法）

〈選択：3 研修〉

- ・ F D プログラム（授業公開、カリキュラムマップ作成法、教学 IR シンポジウムなど）

*初職の教員：教育機関外からの転入も含む、常勤の大学教員として初めて採用された者

（出典：教育開発センターウェブサイト（http://cerd.shimane-u.ac.jp/activities/fd_course））

資料 8-2-1-C 授業内容・方法に対する評価（学生による授業評価）

設問 10：授業の内容が理解できた【7段階評価】（平成 25 年度前期実施分からは設問 3-8）												
評価時期	21 年度 前期	21 年度 後期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	24 年度 前期	24 年度 後期	25 年度 前期	25 年度 後期	26 年度 前期	26 年度 後期
平均得点	4.84	4.93	4.89	4.96	4.97	4.92	4.97	5.01	5.18	5.30	5.34	5.34

設問 11：スライドや板書、配布資料等は、読みやすく整理されていた【7段階評価】（平成 25 年度前期実施分からは設問 3-9）												
評価時期	21 年度 前期	21 年度 後期	22 年度 前期	22 年度 後期	23 年度 前期	23 年度 後期	24 年度 前期	24 年度 後期	25 年度 前期	25 年度 後期	26 年度 前期	26 年度 後期
平均得点	4.96	5.04	5.00	5.10	5.12	5.10	5.14	5.16	5.43	5.47	5.59	5.65

【平均得点】の算出方法については、資料 5-2-3-D を参照。

（出典：学生による授業評価アンケート結果）

別添資料 8-2-1-1 学生の学びを中心に据えた教職員ネットワークの構築と F D の組織化最終報告書（抜粋）

別添資料 8-2-1-2 教育改革・質保証特別委員会第一次答申・第二次答申・審議のまとめ

【分析結果とその根拠理由】

本学は、全学 F D 研修会といった組織的な研修だけでなく、カリキュラム改革や内部質保証システム構築など、教育改善の取り組みを継続的に実施している。学生による授業評価アンケートの結果からも、授業の改善が継続的に進められてきていることがうかがえる。以上のことから、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、ティーチング・アシスタントを務める大学院生に対して、平成 23 年度から全学的に T A 研修会を実施し、T A の業務内容や補助業務実施にあたっての心得（個人情報保護・ハラスメント防止など）についての研修を毎年度（前期・後期）実施している。また平成 26 年度からは T A 研修会への参加（対面での研修会に参加できない場合は e-Learning 受講）を義務化し、本学で T A として教育補助業務にあたる全ての大学院生が受講すべき必修研修としている（資料 8-2-2-A、別添資料 8-2-2-1）。

また、先輩・後輩の学生同士の学び合いを中心とした修学サポートプログラム（総合理工学研究科メンター制度、数学補習教育 MathCom）においては、メンターや補習教育 T A を務める先輩学生に対して別途研修会を実施し、ピアサポートの意義や制度、業務報告の必要性やその方法など、教員の指示に従って授業補助を行う T A とは異なる研修を実施している（別添資料 8-2-2-2）。

教育活動を支援する職員等を主な対象として、専門知識の深化と課題の共有化を図ることを目的として、外部有識者を招いた研修会や学生のニーズに応じた対応ができる職員の養成のための研修会等を継続的に実施している（別添資料 8-2-2-3）。

資料 8-2-2-A T A 研修会への参加義務

(選考)

第 5 条 ティーチング・アシスタントの選考は、学部等（ティーチング・アシスタントに教育補助業務を行わせる学部又は研究科をいう。以下同じ。）と十分連携の上、学生の所属する研究科において選考基準及び選考方法を定めて行うものとする。

2 ティーチング・アシスタントの選考に当り、指導教員はティーチング・アシスタント実施計画書（別紙様式 1、2）を作成し、研究科長に提出するものとする。

(研修会の参加)

第 6 条 前条の選考を経たティーチング・アシスタントは、業務を開始するまでに、島根大学教育・学生支援機構教育開発センターが開催するティーチング・アシスタント研修会に参加しなければならない。

(出典：国立大学法人島根大学ティーチング・アシスタント実施要項)

別添資料 8-2-2-1 国立大学法人島根大学ティーチング・アシスタント実施要項

別添資料 8-2-2-2 平成 26 年度メンター研修会、MathCom T A 研修会資料

別添資料 8-2-2-3 S D 研修会の例示

【分析結果とその根拠理由】

教員の指示に従って授業補助業務を行う T A や、学生同士が学習を支援し合うピアサポーターごとに適切な研修を実施しており、研修の受講も必須化されている。以上のことから教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育の内部質保証システムとして、教学企画 I R 室及び質保証委員会による P D C A サイクルが機能しており、エビデンスベースの質保証体制がとられている。
- 教育の質保証文書として、質保証委員会で定めた評価項目に基づいて、毎年各学部及び研究科から「教育の質保証報告書」が提出されており、それを基にピアレビューを経て編纂された「教育の質保証評価書」が公開されている。
- 地（知）の拠点として、企業・団体・自治体・諸機関等と連携した教育事業を積極的に展開しており、その過程で学外関係者の意見を反映する手続きが取られている。
- 教育開発センターを中心としたファカルティ・ディベロップメントが企画・実施・検証されており、各学部においても、個々のニーズに応じた独自の F D プログラムが展開されている。

【改善を要する点】

- 学部教育に関する質保証システム整備を先行したため、大学院教育における学習成果の点検・評価の取組が全研究科に及んでいない側面がある。質保証委員会において大学院における取組を一層促進すべきである。
- 個々の調査データの扱いが、直接的なフィードバックレベルにとどまっている。したがって、例えば授業評価アンケートの扱いは個々の授業改善にとどまっており、他のアンケートや学務データと併せたカリキュラムレベルの検討に至っていない。教学企画 I R 室による総合的な分析結果の積極的な提供と、それに基づいた改

善が望まれる。

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

国立大学法人への移行に伴い、大学運営に必要な土地、建物等の資産を現物出資又は無償剰余により国から継承し、現在に至っている。本学における平成 26 年度末現在の資産は、固定資産 56,805,698 千円、流動資産 8,661,097 千円、資産合計は 65,466,795 千円である。また、負債は、固定負債 24,968,429 千円、流動負債 7,487,414 千円、負債合計 32,455,843 千円である。

なお、過去 5 年間ににおける資産、負債及び純資産の推移は資料 9-1-1-A のとおりであり、資産、負債とも、平成 24 年度をピークに増加しているが、平成 25 年度からは逡減している。

負債のうち、過去 5 年間ににおける借入金の状況は資料 9-1-1-B のとおりであり、独立行政法人国立大学財務・経営センター借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債務負担金は、附属病院の施設・設備整備に係るもので附属病院収入を基にした大学運営資金から返済しており、また、民間金融機関借入金は学生寄宿舍改修工事に係るもので寄宿舍収入を基にした大学運営資金から返済している。いずれも文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。

負債のうち、過去 5 年間ににおけるリース債務の状況は資料 9-1-1-C のとおりであり、平成 24 年度に増加しているが、これは主に附属病院における病院情報管理システムの更新によるものである。附属病院におけるリースは、病院情報管理システム等管理運営に係る設備整備及び遠隔操作型内視鏡下手術システム等手術に係る設備整備であり、附属病院収入を基にした大学運営資金により返済している。附属病院以外におけるリースは、情報ネットワークセンター電子計算機システム等情報インフラに係る設備整備及び教育研究用電子計算機システム等教育研究に係る設備整備であり、運営費交付金を主とした大学運営資金や寄附金により返済している。

なお、1 年以内の返済予定額である短期リース債務は毎年度返済可能な額である。

平成 24 年度から繰越欠損金を計上していることについては、主として附属病院の再開発に係るものであり、附属病院で現在取り組んでいる病院セグメントにおける繰越欠損金解消計画に基づき、平成 28 年度に単年度黒字化を図り、平成 31 年度に繰越欠損金を解消する予定である（資料 9-1-1-D）。

資料 9-1-1-A 資産、負債及び純資産の推移

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産	54,861,532	57,594,445	60,922,861	59,657,748	56,805,698
流動資産	11,147,308	9,347,146	11,501,294	9,066,347	8,661,097
資産合計	66,008,840	66,941,592	72,424,155	68,724,096	65,466,795
固定負債	18,541,668	22,690,839	27,115,994	26,226,964	24,968,429
流動負債	9,223,854	8,006,918	11,109,382	8,376,750	7,487,414
負債合計	27,765,523	30,697,758	38,225,377	34,603,715	32,455,843
資本金	38,805,017	38,804,145	38,772,281	38,772,281	38,772,281
資本剰余金	△3,351,114	△3,848,070	△3,326,563	△3,304,636	△4,146,722
利益剰余金（△繰越欠損金）	2,789,415	1,287,758	△1,246,940	△1,347,263	△1,614,606
純資産合計	38,243,317	36,243,834	34,198,777	34,120,381	33,010,952

(各事業年度の貸借対照表を基に作成)

資料9-1-1-B 過去5年間に於ける借入金の状況

(単位：千円)

	区 分	期首残高	当期増加額 (借入額)	当期減少額 (返済額)	期末残高	平均利率 (%)	返済期限
平成 22 年度	(独) 国立大学財務・経営 センター借入金	3,951,069	3,639,837	155,593	(178,724) 7,435,313	1.33%	平成48年3月
	(独) 国立大学財務・経営 センター債務負担金	4,215,141	-	500,127	(494,735) 3,715,014	3.17%	平成39年9月
	合 計	8,166,210	3,639,837	655,720	(673,459) 11,150,327		
平成 23 年度	(独) 国立大学財務・経営 センター借入金	7,435,313	4,736,100	178,724	(391,001) 11,992,689	1.18%	平成49年3月
	(独) 国立大学財務・経営 センター債務負担金	3,715,014	-	494,735	(479,800) 3,220,278	3.08%	平成39年9月
	民間金融機関借入金	-	597,200	-	(22,017) 597,200	0.67%	平成49年3月
	合 計	11,150,327	5,333,300	673,459	(892,819) 15,810,167		
平成 24 年度	(独) 国立大学財務・経営 センター借入金	11,992,689	4,368,264	391,001	(475,353) 15,969,952	1.07%	平成50年3月
	(独) 国立大学財務・経営 センター債務負担金	3,220,278	-	479,800	(423,004) 2,740,478	2.98%	平成39年9月
	民間金融機関借入金	597,200	361,600	22,017	(35,283) 936,782	0.72%	平成50年3月
	合 計	15,810,167	4,729,864	892,819	(933,641) 19,647,212		
平成 25 年度	(独) 国立大学財務・経営 センター借入金	15,969,952	249,994	475,353	(560,917) 15,744,593	1.06%	平成50年3月
	(独) 国立大学財務・経営 センター債務負担金	2,740,478	-	423,004	(380,041) 2,317,473	2.84%	平成39年9月
	民間金融機関借入金	936,782	-	35,283	(35,538) 901,498	0.72%	平成50年3月
	合 計	19,647,212	249,994	933,641	(976,497) 18,963,565		
平成 26 年度	(独) 国立大学財務・経営 センター借入金	15,744,593	-	560,917	(667,020) 15,183,676	1.04%	平成50年3月
	(独) 国立大学財務・経営 センター債務負担金	2,317,473	-	380,041	(349,497) 1,937,431	2.69%	平成39年9月
	民間金融機関借入金	901,498	-	35,538	(35,794) 865,960	0.72%	平成50年3月
	合 計	18,963,565	-	976,497	(1,052,312) 17,987,067		

(注) 「期末残高」欄上段()内の金額は、内数で1年以内返済予定額を示しています。

資料9-1-1-C 過去5年間ににおけるリース債務の状況

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
長期 リース 債務	合 計	393,486	389,678	1,481,075	993,679	980,568
	(内 訳)					
	附属病院分	29,052	3,742	1,234,798	849,536	736,104
	本学全体分 (附属病院分を除く)	364,433	385,935	246,276	144,142	244,463
短期 リース 債務	合 計	443,474	205,430	556,347	557,433	547,098
	(内 訳)					
	附属病院分	291,609	25,309	383,450	385,261	439,588
	本学全体分 (附属病院分を除く)	151,864	180,120	172,897	172,171	107,510
総 額		836,960	595,108	2,037,422	1,551,112	1,527,667
(内 訳)						
附属病院分		320,662	29,052	1,618,248	1,234,798	1,175,693
本学全体分 (附属病院分を除く)		516,298	566,055	419,174	316,314	351,973

(出典：財務課作成資料)

資料 9-1-1-D 病院セグメントにおける繰越欠損金解消計画（平成 27 年 5 月時点）

(単位：千円)

区 分	第2期中期目標・計画				第3期中期目標・計画			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
附属病院 収益	15,880,595	17,929,616	18,480,018	18,989,459	19,022,958	19,022,958	19,022,958	19,022,958
附属病院 費用	17,393,097	18,021,321	18,814,629	19,233,761	18,829,658	18,384,013	18,087,358	17,935,919
附属病院収支差 (収益－費用)	△1,512,502	△91,705	△334,611	△244,302	193,300	638,945	935,600	1,087,039
利益剰余金 (△繰越欠損金)	△1,292,012	△1,383,717	△1,718,328	△1,962,630	△1,769,330	△1,130,385	△194,785	892,254

(出典：財務課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

資産については、主に附属病院再開発事業期間（平成 20 年度～平成 24 年度）において集中して施設整備を行ったことにより平成 24 年度をピークに増加しているが、平成 25 年度からは減価償却等により逡減している。

負債についても、主に附属病院再開発事業期間において施設整備のための借入を行ったことにより平成 24 年度をピークに増加しているが、平成 25 年度からは返済額が借入額を上回り逡減している。負債のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センター借入金、独立行政法人国立大学財務・経営センター債務負担金及び民間金融機関借入金は文部科学大臣から認可された償還計画どおり返済している。

リース債務は、平成 24 年度に増加しているが、これは主に附属病院における病院情報管理システムの更新によるものである。附属病院におけるリースは、管理運営に係る設備整備及び手術に係る設備整備であり、附属病院収入を基にした大学運営資金により返済している。附属病院以外におけるリースは、情報インフラに係る設備整備及び教育研究に係る設備整備であり、運営費交付金を主とした大学運営資金や寄附金により返済している。なお、1 年以内の返済予定額である短期リース債務は毎年度返済可能な額である。

また、平成 24 年度から繰越欠損金を計上しているが、これも主として附属病院再開発事業に係る一時的なものであり、現在取り組んでいる病院セグメントにおける繰越欠損金解消計画に基づき、平成 28 年度に単年度黒字化を図り、平成 31 年度に繰越欠損金を解消する予定である。

以上のことから、附属病院再開発事業に係る一時的な変動はあるものの、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務も過大でないと判断できる。

観点 9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

大学の運営に必要な財源のうち、運営費交付金収入のほかに、本学の主だった自己財源としては、学生納付金収入、附属病院収入、産学連携等研究経費収入及び寄附金事業費収入があり、過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

学生納付金収入のうち、主な収入源である授業料収入の安定的な確保のため、収容定員数に対する適正な学生数の確保に努めている（資料 9-1-2-B）。

附属病院収入については、高度先端医療の推進とともに地方公共団体との包括的連携協定を締結するなど、地域のニーズに応じた診療機能を充実させて収入増に取り組んでいる。

その他、外部研究資金獲得マニュアルの作成、科学研究費補助金の申請に係るインセンティブ・ペナルティ制度及び申請アドバイザー制度の導入、外部資金獲得支援チームによる公募型補助金等の申請に向けた全学的な対応、さらに本学の財政基盤の強化のための島根大学支援基金の創設・募金活動等、外部資金の獲得に向けた取組を推進している（資料 9-1-2-C）。

資料 9-1-2-A 主な収入の推移

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
運営費交付金収入	10,707,531	11,491,068	11,215,055	11,215,131	11,298,873
学生納付金収入	3,586,738	3,419,728	3,452,458	3,380,337	3,396,615
附属病院収入	12,142,639	11,628,186	12,648,082	14,546,226	15,362,867
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,440,813	1,390,700	1,260,805	1,257,411	1,268,595

（出典：各事業年度決算報告書より記載）

資料 9-1-2-B 収容定員と在籍者数（当該年度の 5 月 1 日現在）及び学生充足率の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収容定員数	5,653	5,660	5,671	5,692	5,709
在籍者数	6,182	6,143	6,130	6,125	6,122
学生充足率	109.36	108.53	108.09	107.61	107.23

（出典：財務課作成資料）

資料 9-1-2-C 外部資金の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受入件数 (件)	11, 671	6, 415	6, 834	7, 364	7, 847
受入金額 (千円)	3, 083, 167	2, 065, 304	2, 291, 582	2, 442, 816	2, 209, 313

(出典：研究協力課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

学生納付金については、適正な学生数を継続的に確保しており、附属病院収入についても経営努力によりこれまで大幅な減少もなく推移している。国から交付される運営費交付金の大学改革促進係数による削減はあるものの、外部資金獲得に向けた継続的な取組による資金の獲得により、ほぼ一定水準で確保している。

以上のことから経常的収益が継続的に確保されていると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支計画については、平成 22～26 年度までの 5 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として定められている。これらの計画は、教育研究評議会及び経営協議会で審議した上で、役員会の議を経て学長が決定し、中期計画についての文部科学大臣の認可を受け、年度計画について同大臣への届け出を行っている（別添資料 9-1-3-1、別添資料 9-1-3-2）。なお、中期計画の一部としての予算、収支計画及び資金計画並びに年度計画の一部としての予算、収支計画及び資金計画については、大学ウェブサイト (<http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/management/target/>) において開示している。

別添資料 9-1-3-1 国立大学法人島根大学第 2 期中期計画

別添資料 9-1-3-2 国立大学法人島根大学平成 27 年度計画

【分析結果とその根拠理由】

収支計画に関する情報については、法令の定めるところにより適切に策定し、大学ウェブサイトを活用して積極的に開示している。以上のことから適切に収支計画が策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成 26 年度における収支状況は、損益計算書における経常費用 32, 820, 145 千円、経常収益は、32, 549, 100 千円、経常損失△271, 044 千円であるが、固定資産売却益の臨時利益 3, 701 千円により、当期純損失及び当期損失△267, 342 千円となっている。

この収支状況を含め過去 5 年間の収支状況は下記のとおりである。（資料 9-1-4-A）

平成 26 年度の経常損失の主なものは、附属病院再開発事業終了により病床数が回復したことに伴い、附属病院収益が増収したにもかかわらず、看護師等医療職員増員による人件費の増、附属病院再開発や新規購入資産の増に伴う減価償却費の増等により生じたものである。しかし、附属病院においては、平成 26 年度には、繰越欠損金は解消されていないが、施設基準 7 対 1 看護配置を十分に満たす看護師が予定どおり確保でき、病床稼働率 80% 以上を目標とした増収が見込めること、現在取り組んでいるリボリング方式による改善計画に基づき、平成 28 年度に単年度黒字化を図り、平成 31 年度に繰越欠損金は解消できる見込みである（前掲資料 9-1-1-D）。

資料 9-1-4-A 過去 5 年間の収支状況

(単位 千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常費用	27,294,671	29,863,396	30,913,761	31,663,919	32,820,145
経常収益	28,481,361	28,709,688	29,544,317	31,563,463	32,549,100
経常利益（△損失）	1,186,689	△1,153,707	△1,369,444	△100,455	△271,044
臨時損失	—	—	707,709	—	—
臨時利益	—	2,238	138	132	3,701
当期純利益（△損失）	1,186,689	△1,151,469	△2,077,014	△100,323	△267,342
目的積立金取崩額	12,082	339,490	481,531	—	—
当期総利益（△損失）	1,198,771	△811,978	△1,595,483	△100,323	△267,342

(各事業年度の損益計算書を基に作成)

【分析結果とその根拠理由】

過去 5 年間の収支状況については、経常費用が毎年増加しているものの、経常収益も毎年着実に増加している。

平成 23 年度から平成 26 年度にかけて総損失を計上していることは、主に附属病院再開発事業期間（平成 20 年度から平成 24 年度）の施設整備のための投資を行ったこと及びこれに係る減価償却費の増のためであり、平成 27 年度についても引き続き損失が発生する見込みではあるが、今後、繰越欠損金解消計画により、平成 28 年度に単年度黒字化を図り、平成 31 年度に繰越欠損金は解消できる見込みである。

以上のことから、附属病院再開発事業に係る一時的な変動はあるものの、過大な支出超過となっていないと判断できる。

観点 9-1-⑤：大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、予算編成方針を策定し、経営協議会及び役員会の議を経て、各部局長等（予算責任者）に通知し、大学ウェブサイトの学内向け情報サイトに掲載している（別添資料 9-1-5-1）。

この方針に沿って、各部局等が作成する事業計画を基に具体的な予算編成及び配分を行っており、教育研究のための基本的経費である教育基盤経費及び研究基盤経費に係る予算配分はもとより、国立大学改革プランで求め

られている「学内資源再配分の最適化」を念頭に、効果的かつ効率的な資金の学内配分を心掛けている。収入においては、運営費交付金が大学改革促進係数の適用により削減されていることから、支出については引き続き何が真に必要な経費か、既存業務を厳しく精査して管理的経費の計画的削減を行っている。施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備マスタープランを策定して計画的に進め、スクラップ&ビルドによりメリハリのある予算を組んでいる（再掲別添資料 7-1-1-4）。

特に、学内資源の再配分を実現するため、また、学長のリーダーシップによる重点配分を更に推進するための予算として戦略的機能強化推進経費を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算編成方針には、厳しい財政状況の下においても、社会の要請に応えるべく限られた財源を有効に活用し、教育研究活動の質の向上と一層の効率的運営に資することを掲げている。これまでも管理的経費の抑制を図りつつ、教育研究活動に対しては、予算面での配慮を行っている。これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法等に基づき、事業年度ごとに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）を作成している。作成した財務諸表は役員会、経営協議会等において審議するとともに、提出時に義務付けられている監事及び会計監査人の監査を受けた後、文部科学大臣へ提出している。

財務に対する会計監査については、監事監査、監査室による内部監査及び会計監査人による監査をそれぞれ実施している。

監事監査については、文部科学大臣が任命した監事が「国立大学法人島根大学監事監査規程」に基づき、監査計画を策定するとともに、監査を実施している（資料 9-1-6-A、別添資料 9-1-6-1）。

監査室による内部監査については、「国立大学法人島根大学内部監査規程」により学長直属の監査室を設置し、同規程に基づき監査計画を策定し、組織からの独立性が担保された監査を実施している（別添資料 9-1-6-2、9-1-6-3）。

会計監査人、監事及び監査室の三者で監査に関する情報についての意見交換会等を行い、監査体制の連携強化を図っている。さらに会計監査人と学長の意見交換会時には、理事（大学経営・財務担当）と監事が同席し、財務部及び監査室の所属職員が陪席することにより、内部統制等の状況について情報の共有を図っている。

資料 9-1-6-A 監事監査の実施方法等

（監査の範囲）

第 7 条 監事は、国立大学法人法等その他の法令及び本学が定める業務方法書その他の規則を基準として、本学の業務及び会計の全般について監査を行う。

2 前項の業務の監査の範囲には、教育研究や社会貢献の状況、本学のガバナンス体制（学長選考方法、意思決定システム等）の監査を含むものとする。

3 監事は、監査を通じて学長の業務執行の状況を確認し、学長選考会議において意見交換を行う。

(業務の監査及び情報収集)

第8条 監事は、業務の監査、情報の収集又は監査の環境の整備の一環として、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 学長との定期的又は臨時の会合の開催
- 二 本学の重要な会議への出席又は議事録及び関係資料の閲覧
- 三 本学の意思決定に係る文書の閲覧
- 四 理事及び教職員との日常的な意思疎通並びに監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者との意思疎通
- 五 その他監事が職務を遂行するに当たり必要と認めた者との意思疎通

2 前項第1号、第2号及び第3号の実施内容は、学長と監事の協議により決定する。

3 第1項第2号の重要な会議において、会議としての判断が行われる場合は、監事はこれに関与しない。

(監査の種類)

第9条 監査は、定期に行うほか、監事が必要と認めたときは、臨時に行うことができるものとする。

2 監査は、書面及び実地により行う。

(監査計画)

第10条 監事は、毎事業年度に監査計画を作成し、学長に通知する。ただし、臨時監査についてはこの限りではない。

2 監査実施期間は、7月から翌年6月とする。

2 監査計画の作成にあたっては、本学の業務実施の障害となるリスクの状況及び業務方法書第2章の規定に基づく内部統制システムの整備、運用の状況を勘案して、適切に監査の対象及び方法を選定する。

(監査結果の報告)

第11条 監事は、監査の結果について速やかに報告書を作成し、学長に提出する。

2 監事は、監査の結果、改善を要する事項があると認められるときは、学長に意見を申し出ることができる。

(監査結果の業務への反映)

第12条 学長は、前条の規定による監査結果を業務に適切に反映させるため、速やかに必要な事項について改善の措置を定める。

2 学長は、前項による改善の措置及びその状況について監事に報告する。

3 監事は、前項の改善の措置及びその状況について必要な確認を行う。

(出典：国立大学法人監事監査規程

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/04_kaikei/1-4-07.pdf)

別添資料 9-1-6-1 監事監査報告書

別添資料 9-1-6-2 国立大学法人島根大学内部監査規程

別添資料 9-1-6-3 監事・内部監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は、国立大学法人法に基づき作成され、役員会、経営協議会等の承認を得た上で監事及び会計監査人の意見を付したものを最終版として文部科学省へ提出しており、適切に作成されている。

また、財務に係る監査等についても、監事監査、監査室による内部監査及び会計監査人による監査をそれぞれ実施していることから適正に行われている。

以上のことから、関係法令に基づき財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に行われていると判断する。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法に基づき、学長、理事 6 名及び監事 2 名（理事、監事それぞれ 1 名は非常勤）を役員として置き、管理運営上の重要事項を審議する機関として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している（別添資料 9-2-1-1）。また、理事を委員長とする全学の各種委員会を置き、組織間の全学的連携を図っている（別添資料 9-2-1-2）。

事務組織は、「国立大学法人島根大学事務組織規則」に基づき、各理事の下に事務組織を置き、大学全般の業務を遂行するため職員を配置している。各学部においては、各学部・研究科には事務長（医学部・医学系研究科には事務部長）を配置しており、全学又は各部局に係る業務を行う事務組織をそれぞれ編成し、必要な人員を適正に配置しており、組織の規模も適切で任務を果たすための機能を有している（資料 9-2-1-A、別添資料 9-2-1-3）。

本学において発生する様々な事象に伴う危機を未然に防止し、又は危機の発生に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制、対処方法等に関して必要な事項を「国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則」において定めている。また、同規則に基づき設置している学長及び理事等で構成される危機管理対策委員会により、全学の危機管理の推進に関する事項や全学に及ぶ危機管理対策に関する事項等、危機管理に関し実施が必要な事項を検討している（資料 9-2-1-B）。

実際に災害が発生した場合を想定し、災害の規模等により 3 段階のランクに分け、3 段階の危機レベルに分類し、それぞれのレベルに対処する危機管理チームを組織し、かつ、重大な災害、事故等が発生した場合等で、全学的な対応・対策を必要とするときは、必要に応じて対策本部を置くこととしている（資料 9-2-1-C、別添資料 9-2-1-4）。

その他、業務運営に関する違法、不正・不当行為の早期発見とその是正を図り、公正な業務運営と社会的信頼の維持に資するため内部通報体制を整備するとともに、研究不正及び不正経理等の法令遵守に関する体制を整備している（資料 9-2-1-D）

資料9-2-1-A 職員配置状況

区分			役員				一般職員						
			学 長	理 事	監 事	小 計	事 務 職 員	技 術 職 員	図 書 職 員	技 能 職 員	労 務 職 員	教 務 職 員	小 計
学長			1			1							0
理事				6		6							0
監事					2	2							0
監査室						0	2						2
理事の 下に置 く部	総務部	総務部長				0	1						1
		総務課				0	12			1			13
		人事労務課				0	21						21
	企画・地域連 携推進部	企画・地域連携推進部長				0	1						1
		企画・地域連携推進課				0	6						6
	財務部	財務部長				0	1						0
		財務課				0	9						9
		経理・調達課				0	16						16
		施設企画課				0	8	5			2		15
		施設整備課				0	1	15					16
	教育・学生支 援部	教育・学生支援部長				0	1						1
		教育・学生支援部次長				0	1						8
		教育・入試企画課				0	8						9
		学務課				0	24						24
		学生支援課				0	12						12
	学術・国際部	学術国際部長				0	1						1
		研究協力課				0	7	1					11
		国際交流課				0	5						5
		情報企画課				0	5	3					8
		図書情報課				0	4		12				16
法文学部						0	6						6
教育学部						0	11						11
医学部						0	104	49		4		1	158
医学部附属病院							1	2		10			13
総合理工学研究科						0	8	3					11
生物資源科学部						0	10	12					22
法務研究科						0	2						2
合計			1	6	2	9	288	90	12	15	2	1	408

(出典：人事労務課作成資料)

資料9-2-1-B 危機管理の体制

国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則（抜粋）

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-32.pdf)

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機を未然に防止し、又は危機の発生に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方針等（以下「危機管理体制」という。）を定めることにより、本学の学生、職員、役員及び患者等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、他の法令等及び本学の規則等に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（危機管理対策検討委員会）

第5条 危機管理に関し実施が必要な事項を検討するため、国立大学法人島根大学危機管理対策検討委員会（以下「危機管理対策検討委員会」という。）を置く。

国立大学法人危機管理対策検討委員会規則（抜粋）

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-33.pdf)

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則（平成26年島大規則第58号）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人島根大学危機管理対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 全学の危機管理の推進に関する事項
- 二 全学に及ぶ危機管理対策に関する事項
- 三 学生等の危機意識の涵養を図るための情報提供に関する事項
- 四 その他全学的な危機管理に関する必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 常勤の理事
- 三 その他学長が必要と認めた者 若干名

（出典：島根大学規則集）

資料9-2-1-C 災害対策組織

1 災害対策組織の設置基準

災害が発生した場合には、学長が災害の規模等により災害レベルを決定し、学長又は部局長等は次のように災害対策組織を設置するものとする。

- (1) Aランクの場合は、学長は、災害対策チームを組織するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- (2) Bランクの場合は、部局長等は、必要に応じて部局等の災害対策チームを組織する。
- (3) Cランクの場合は、関係する部局等の部課長等は、必要に応じて部局等の職員を召集し、災害状況を調査する体制を組織する。
- (4) 災害レベルの区分は、次の表のとおりとする。

災害の区分	災 害 レ ベ ル		
	Aランク	Bランク	Cランク
地震	・震度4以上の地震が発生し、大規模な災害となった場合	・震度4以上の地震が発生し、建物の損壊等の被害が予想される場合又は公共交通機関への大きな影響が予想される場合	A、Bランク以外の場合
台風、豪雨、落雷	・台風等で大規模な災害が発生した場合	以下の場合で、建物の損壊等の被害が予想される場合 ・暴風等警報が発令された場合 ・落雷による停電等の場合 ・局地的な豪雨、豪雪の場合	A、Bランク以外の場合
火災、爆発、ガス漏れ	・大学施設内で相当規模の火災等が発生した場合 ・大学周辺で大規模な火災等が発生した場合	・学内で小規模な火災等が発生した場合	A、Bランク以外の場合
原発事故	・関係自治体等からの連絡があった場合		
その他	・非難場所として要請があった場合		

2 災害対策本部等の組織

災害対策本部等は、次のとおり組織するものとする。

(1) 災害対策本部

- ① 災害対策本部は、本部棟学長室に設置する。ただし、本部棟が倒壊等により危険な場合は、学生センター棟内又は安全な他の建物内に設置し、直ちに各部局等へ連絡する。
- ② 災害対策本部の組織、業務内容、災害時緊急連絡先及び災害時連絡体制は、松江キャンパスについては別紙1～別紙4のとおりとし、出雲キャンパスについては医学部災害対策マニュアルに定めるとおりとする。
- ③ 職員の安全と心身の健康に十分留意し、家族、家屋等の安全が確認できた職員により、災害対策業務を遂行する要員を確保する。
- ④ 家族の負傷等、職員個々の被災状況に応じて、必要な場合は職員を帰宅させる。
- ⑤ 通常の業務を遂行する要員の確保に努める。

(2) 災害対策チーム

① Aランクの場合

ア 災害対策チームは、本部棟学長室に設置する。ただし、本部棟が倒壊等により危険な場合は、学生支援課支援センター又は安全な他の建物内に設置し、直ちに各部局等へ連絡する。

イ 災害対策チームは、学長、各理事、関係部局長等、担当部課長、担当部課の必要な職員で組織するものとし、業務内容は災害対策本部の組織等に準じて、学長が決定する。

② Bランクの場合

ア 災害対策チームは、当該部局等の建物内に設置する。

イ 災害対策チームの組織・業務内容等は、災害対策本部の組織等に準じて、部局長等が定める。（組織例(別紙5)を参照)

ウ 部局長等は、必要事項を学長に報告する。

(出典：島根大学災害対応マニュアル)

資料9-2-1-D 法令遵守等に係る主な規則等

○危機管理

- ・ 国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/02_kanri-unei/1-2-32.pdf)

- ・ 島根大学災害対応マニュアル (別添資料9-2-1-4)

○研究不正及び公的研究費の不正防止 (概要：http://www.shimane-u.ac.jp/research/illegal_prevent/)

- ・ 国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための基本方針

(http://www.shimane-u.ac.jp/_files/00167543/kihon.pdf)

- ・ 国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための行動規範

(http://www.shimane-u.ac.jp/_files/00167550/kihan.pdf)

- ・ 国立大学法人島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/06_gakujutsu-kenkyu/1-6-05.pdf)

- ・ 国立大学法人島根大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規則

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/06_gakujutsu-kenkyu/1-6-07.pdf)

○生命倫理、研究者倫理等

- ・ 島根大学動物実験規則

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/06_gakujutsu-kenkyu/1-6-10.pdf)

- ・ 島根大学医学部医の倫理委員会規則

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/2_bukyoku/3_igaku/2-3-011.pdf)

- ・ 島根大学組換えDNA実験安全管理規則

(http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/06_gakujutsu-kenkyu/1-6-04.pdf)

(出典：島根大学規則集等)

別添資料9-2-1-1 国立大学法人島根大学運営組織図

別添資料9-2-1-2 理事の所掌する委員会一覧

別添資料9-2-1-3 事務組織規則

別添資料9-2-1-4 島根大学災害対応マニュアル

【分析結果とその根拠理由】

役員会、教育研究評議会、経営協議会をはじめ各種の委員会が管理運営組織として適切に機能しており、効率的・効果的な管理運営を行っている。事務組織も学長をはじめとする役員や部局長を直接支援するよう構築されており、大学の目的達成のために効果的に機能している。また、危機管理等に関する体制も、関係規則を定め、適切な対応を行っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。また、危機管理に係る体制が整備されていると判断する。

観点 9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

教員については、教育研究評議会、各学部等教授会等での議論を通じて意見を把握し、事務職員については、各種委員会への委員としての参画をはじめ、事務連絡協議会などを通じて意見・ニーズを把握している。

学生の意見は、毎月 1 度開催している学長とのランチミーティングにおいて、直接学生と対話し意見やニーズの把握に取り組んでいる（観点 8-1-②参照）。

また、対話を通じて大学改革を図っていくため、学長直属の学長室付学生補佐及び市民補佐を委嘱し、大学改革に関する要望を日常的に聴取できる体制を構築している。食堂の改修にあたり、食堂改修WGに出席させ意見を聴取するなど、学生・学外者の意見やニーズを反映させるよう取り組んでいる（資料 9-2-2-A、別添資料 9-2-2-1）。

このほか、自治体との協議や島根県経済同友会との懇談会などを通じて学外からの意見・要望等を把握している。また、8名の学外有識者を経営協議会委員とし、経営協議会において大学運営に関し意見を聴く機会を設けるとともに、審議等が必要な議題・報告事項とは別に、協議事項として大学運営に係る新たな取組及び改善事項について報告し、意見を聴取している。経営協議会の学外委員から学生寮の整備に向けた計画の策定過程において出された「学生の語学能力を高める方策として一般学生と留学生の混住及びコミュニケーション能力を養う場としての共用スペースの確保」といった意見を踏まえ、日本人学生と外国人留学生が混住する方式に変更するとともに、交流スペースを十分に確保する設計に変更した上で学生寮の改修工事を行うなど、適切に意見を反映した大学運営を行っている（資料 9-2-2-B）。

資料 9-2-2-A 島根大学学長室付学生補佐及び市民補佐の任務等

（趣旨）

第 1 条 学生および大学教育に関心のある市民の考えや要望などを日常的に聞くことが出来るネットワークを構築し、対話を通じて大学改革を図っていくため、学長直属の学長室付学生補佐及び市民補佐（以下「学生補佐及び市民補佐」という。）を置く。

（任務）

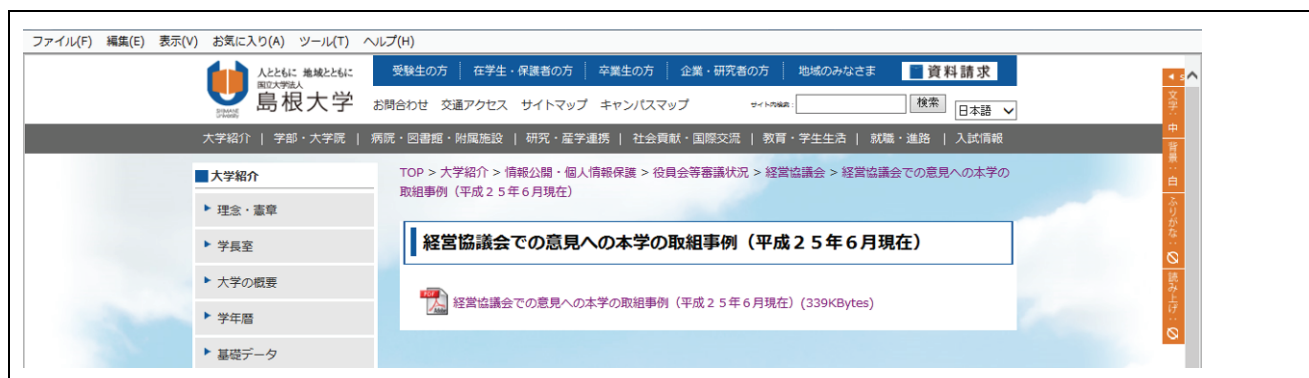
第 2 条 学生補佐及び市民補佐は、学長の諮問に応じて次に掲げる大学改革に関する事項を審議し、学長に意見を答申する。

- 一 社会体験活動及び社会貢献活動に関すること。
- 二 学部や大学の壁を越えた教育に関すること。
- 三 グローバル化への対応に関すること。
- 四 社会人の学び直しに関すること。

- 五 大学改革に関するアンケート調査等の実施に関すること。
- 六 同窓会組織の活性化に関すること。
- 七 防犯・防災ネットワークの構築に関すること。
- 八 エンロールメント・マネジメントに関すること。
- 九 島根大学支援会員（仮称）に関すること。
- 十 その他大学改革に関すること。

（出典：島根大学学長室付学生補佐及び市民補佐に関する要項）

資料 9-2-2-B 経営協議会での意見への本学の取組事例



（出典：本学ウェブサイト

(<http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/committee/manage/manage99.html>))

別添資料 9-2-2-1 学生補佐・市民補佐一覧及び活動状況例

【分析結果とその根拠理由】

学生、教員、事務職員等の学内構成員及び学外関係者に対して、様々な機会を捉えてその意見やニーズを把握する取組が行われている。また、聴取した意見については、全体での協議等を通じて適切に対応している。

以上のことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

監事は、国立大学法人法に基づき 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置き、業務の適正かつ効率的な運営を確保するため監事監査規程に基づき会計処理状況、業務の運営・執行状況を監査している（資料 9-2-3-A、【再掲】別添資料 9-1-6-1）。監査は被監査部局の負担軽減を図る観点から、各々独自性を維持しながら監事監査と内部監査を合同で実施している。

監査方法は書面及び実地により行い、監査結果は、監事及び監査室長の意見を付して報告書を学長に提出しているほか、学内向け情報サイトに掲載している（資料 9-2-3-B、【再掲】別添資料 9-1-6-3）。

また、監事は、監査のほか、大学運営の重要事項を審議する役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席し、

意見を述べている（【再掲】資料 9-2-3-A）。

資料 9-2-3-A 監事の職務及び権限等

（監事の職務及び権限）

第 4 条 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定められるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、法人が国立大学法人法又は同法において準用される独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他文部科学省令で定められる書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

4 監事は、管理学則第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条に定める役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができる。

（監事の報告義務）

第 4 条の 2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（出典：国立大学法人島根大学役員規則

http://www.shimane-u.ac.jp/_common/kisoku/1_zengaku/03_jinji/1-3-02.pdf）

資料 9-2-3-B 監査報告掲載箇所

The screenshot shows the Shimane University website. The header includes the university logo, name, and navigation links like 'お問い合わせ', '交通アクセス', 'キャンパスマップ', and 'サイトマップ'. A search bar is also present. The main menu lists various university departments and services. The content area displays the path 'TOP > その他 > 監事・監査室関係 > 平成26年度監査報告(監事監査)' and the title '平成26年度監査報告(監事監査)'. Two PDF documents are listed: '監事監査(各機構の管理運営状況、各学部の学生指導の取組状況).pdf(75.3KBytes)' and '監事監査(農場・演習林・臨海実験所の活用状況、法令遵守体制の充実への取組状況).pdf(51.9KBytes)'.

（出典：学内ウェブサイト）

【分析結果とその根拠理由】

監事は、業務の適正かつ効率的な運営を確保するため会計処理状況、業務の運営・執行状況を監査し、監査結果を報告書として学長へ提出しているほか、必要に応じて学内に検討を求めている。監査室と連携し、効率的な監査を実施するため情報の共有化を図り監査の内容を充実させている。

また、大学運営の重要事項を審議する会議に出席して、運営上の妥当性について意見を述べ、監事として適切に機能を果たしている。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

役員、部課長級の幹部職員については、国立大学協会が主催するマネジメントセミナー、国立大学法人等部課長研修へ毎年複数名参加させるなど、それぞれ資質の向上を図っている。

一般職員については、求められる職員像を「特定分野での専門性とマネジメント能力を持ち、業務俯瞰力を兼ね備えた職員」と定め、研修受講モデルや研修内容を明確化したうえで、学内外において実施される各種研修へ参加させている（別添資料 9-2-4-1、別添資料 9-2-4-2）。

部局ごとに必要な職員の資質・スキルアップを図るため、各部局から SD 研修に関する計画を提出させ、本部で取りまとめ、審査し、実施経費を配分し実施している（別添資料 9-2-4-3）

また、平成 25 年度からは「資格取得チャレンジ制度」を設け、一般職員が各自の職務に有用な資格等を取得するための講習会受講料、資格試験受験料等を支援している（資料 9-2-4-A、別添資料 9-2-4-4）。

さらに、本学が掲げる重点戦略「グローバルな視点を持った人材を育成する」ために、海外協定校への教職員派遣研修を実施している（資料 9-2-4-B）。

資料 9-2-4-A 資格取得チャレンジ制度概要

（目的）

第 1 この要項は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）に勤務する一般職員が常にチャレンジ精神を持ち、自己の能力の開発・向上を図り、もって現在及び将来のキャリア形成に資するための自己啓発を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援内容）

第 2 職務に関連する資格、高度専門職として必要とされる資格や将来の職務遂行に有用な資格等を取得するための講習会受講料、資格試験受験料及び免許申請等取得費用（以下「受講料等」という。）について、当該資格等を取得した場合の支援を行う。なお、講演会等の聴講などは対象外とし、また、受講料等には旅費は含まないものとする。

（費用）

第 3 受講料等の費用については、研修予算の範囲内で本学が負担する。

（対象者）

第 4 一般職員のうち、各課長、室長又は事務長（以下「所属長」という。）から推薦され、総務部長が決定した者とする。

（出典：国立大学法人島根大学資格取得チャレンジ制度実施要項）

資料 9-2-4-B 平成 25 年度海外協定校との教職員派遣研修プログラム

1. 派遣期間 平成 27 年 2 月 16 日（月）から 1 週間程度の予定（移動日含む）
2. 研修場所 ミシガン州立大学（アメリカ）
3. 研修内容 ミシガン州立大学職員等との意見交換を通じ、国際交流事業の進め方、日本の大学との教育システムの違いや仕事

の環境、生活環境など異文化について研修を行うことにより国際交流の意義を考える機会とし、今後の業務遂行又は職員のキャリアプランに役立てることを目的とする。（ミシガン州立大学とは今年度中に協定締結予定。）

4. 対象者 ①過去に海外出張・研修の経験が無く、国際交流事業等に興味がある若手の一般職員
②一般的な英会話が可能な職員

5. 募集人数 2名

6. 選考方法 推薦のあった候補者の中から、国際交流センターにおいて選考する。

（出典：海外協定校との教職員派遣研修プログラム実施に伴う海外派遣職員の推薦依頼）

別添資料 9-2-4-1 役員・職員の研修受講状況

別添資料 9-2-4-2 職員研修受講モデルと研修内容

別添資料 9-2-4-3 SD研修等実施計画一覧

別添資料 9-2-4-4 資格チャレンジ制度による資格取得状況

【分析結果とその根拠理由】

役員、部課長級管理職が大学の運営・経営に関するセミナー・研修会等に参加しており、また、一般職員も階層別・職務別にその専門性を高める研修に大学として参加させ、さらに資格取得チャレンジ制度創設により各自の専門性を向上させる取組を行っている。

また、新たに本学において求められるグローバルな視点を持った人材育成のため、国際交流担当部署の職員だけでなく、その他の部署の職員も海外協定校等へ派遣しており、事務職員の国際通用性の強化に取り組んでいる。以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

大学評価の基礎となる情報を収集し、組織活動を評価するとともに、大学評価情報及び評価結果の公開及び提供を行うことを目的として、評価室を設置している。評価室は、企画・学術研究担当理事を室長とし、専任教員及び各部局からの兼務教員及び事務職員により構成され、本学の全学的な自己点検・評価活動に関わる業務を行っている（資料 9-3-1-A）。なお、大学機関別認証評価については、評価室長を部会長、教育・学生支援担当副学長を副部会長、各学部及び全学センターからの兼務教員を委員として構成される認証評価専門部会を設置し、自己点検・評価を行っている（【再掲】資料 8-1-1-E）。

本学は、恒常的な自己点検・評価として、中期計画に基づく年度計画の実施状況について毎年度自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価にあたっては、大学としての年度計画の実施状況の他に、年度計画に沿って策定した各部局の計画について部局毎に点検を行い、各理事がその所掌する部局の取組状況と根拠資料を踏まえて年度計画に対する実施状況について自己点検・評価を行っている。それらの進捗管理については、PDCA サイクルに即した様式を作成し、進捗状況を可視化するなどの工夫を行っている（別添資料 9-3-1-1）。

上述の自己点検・評価については、9月末時点において中間の進捗管理報告を行い、役員会及び教育研究評議会に報告するとともに、進捗状況が遅れている計画等について指摘するなど、年度計画の着実な達成に向けた対

応を行っている（別添資料 9-3-1-2）。

資料9-3-1-A 評価室規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、島根大学評価室（以下「評価室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 評価室は、島根大学（以下「本学」という。）における教育、研究、管理運営等の大学評価の基礎となる情報（教員個々に係るものを含む。）（以下「大学評価情報」という。）を収集し、組織活動を評価するとともに、大学評価情報及び評価結果の公開及び提供を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 評価室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大学評価情報の収集、整理、蓄積及び提供に関すること。
- 二 自己点検評価・外部評価の実施に関すること。
- 三 第三者評価への対応に関すること。
- 四 評価基準・評価手法の開発に関すること。
- 五 大学評価情報の公開に関すること。
- 六 学部等の自己評価等を所管する委員会等との連絡・調整に関すること。
- 七 教育研究評議会からの付託事項に関すること。
- 八 その他評価に関すること。

（出典：島根大学評価室規則

http://www.shimane-u.ac.jp/common/kisoku/2_bukyoku/12_hyouka-sitsu/2-12-02.pdf）

別添資料 9-3-1-1 進捗管理シート

別添資料 9-3-1-2 中間報告時の総括

【分析結果とその根拠理由】

評価室長を中心に全学又は各部局の状況を分析し、大学の活動状況に関するデータや情報を基に組織の自己点検・評価を実施している。また、PDCAサイクルを意識した進捗管理を行うなど、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

大学の教育研究活動等の状況について、「年度計画」の達成状況を評価基準とする自己点検・評価を毎年度実施しており、その結果に基づき、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

平成 21 年度には、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と判断されている。

また、法務研究科では、平成 25 年度に公益財団法人日弁連法務研究財団が実施する専門職大学院認証評価を受審し、「公益財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合している」と判断されている。

総合理工学部の一部のコースにおける教育プログラムは、日本技術者教育認定機構（J A B E E）の認定を受けた教育プログラムとなっている。

【分析結果とその根拠理由】

関係法令に基づき、毎年度、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。また、大学機関別認証評価についても、定期的に認証評価機関による評価を受けている。以上のことから、大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われていると判断する。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

国立大学法人評価委員会による各事業年度の業務実績に対する評価結果を役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告し、大学全体で情報を共有し、改善すべき点などは役員会及び教育研究評議会等において、各担当理事等へ改善依頼を行い、毎年度取組状況の報告を受けている。また、評価結果等において指摘された課題については、その翌年度に担当部局に取組状況を確認し改善を促すとともに、取組状況について整理し、年度計画、実績報告書及び評価結果と併せて公表している（資料 9-3-3-A、別添資料 9-3-3-1）。

平成 21 年度に受審した認証評価の際に「改善を要する点」とされた「法文学部（3 年次編入）については、入学定員超過率が高い。」については、3 年次編入試験において、事前協議会で各学科の合格者数について確認を行い、それを踏まえて合否判定会議では全体で定員数を超えないよう調整している。この結果、3 年次編入における定員超過率は改善されている。また、「人文社会科学研究科法経専攻の 2 コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の法学関係、経済学関係を各コースに準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が必要とされる教員数を下回っている。」については、法学、経済学ともに専任教員の補充を行い、大学院設置基準上必要とされる専任教員数を満たしている。「教育学研究科教育内容開発専攻の 7 コースのうち 6 コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「コース」に準用すると、平成 21 年 5 月 1 日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」に必要とされる教員数を下回っている。」については、平成 28 年度に改組を予定しており、その際に当該専攻の教員定数基準に準拠するよう改組計画を立案している（再掲別添資料 3-1-3-1）。

資料 9-3-3-A 課題に対する取組状況の公表状況

▶ 情報化への取組	
▶ 施設利用	
▶ 広報	
▶ 島根大学支援基金	
▶ 島根大学市民パスポート会員	
▶ 環境への取組	
▶ 東日本大震災関連情報	

	年度計画	実績報告	評価結果	取組状況(※)
H26				
H25				
H24				
H23				
H22				

(※評価結果等で指摘された事項に対する取組状況)

■ «第1期»中期目標・中期計画については[こちら](#)から

(出典：本学ウェブサイト (<http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/management/target/>))

別添資料 9-3-3-1 課題に対する取組状況整理表

【分析結果とその根拠理由】

評価結果により明らかになった課題を学内で情報共有し、各担当理事の下で組織的に対応する体制をとっていることから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学が掲げる重点戦略「グローバルな視点を持った人材を育成する」ために、海外協定校への教職員派遣研修を実施している。
- 自己点検・評価について、大学としての年度計画の実施状況の他に、年度計画に沿って策定した各部局の計画について部局毎に点検を行い、各理事が部局の取組状況と根拠資料を踏まえて年度計画に対する実施状況について自己点検・評価を行っており、それらの進捗管理については、PDCAサイクルに即した様式を作成し、進捗状況を可視化するなどの工夫を行っている。

【改善を要する点】

- 前回の認証評価で指摘された教員配置状況について、平成28年度に改組を予定しており、その際に当該専攻の教員定数基準に準拠するよう改組計画を立案しているものの、指摘された内容についてこれまで改善ができていなかった。今後は、評価結果を踏まえた改善について、より迅速に取り組むことが求められる。

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①：大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

本学は、大学の目的を学則に規定するとともに、本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材等を掲げた島根大学憲章を大学概要などの刊行物や大学ウェブサイトに掲載し、公表 (<http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/policy/mission/>) している。また、各学部・研究科の教育研究上の目的についても、学則及び大学院学則に規定し、学部概要などの刊行物や大学ウェブサイトに掲載し、公表 (http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/education_announce/index.html) している（資料 10-1-1-A）。

構成員への周知については、大学概要、大学案内などの各種印刷物に大学の目的等を掲載し、教職員及び学生に配付して周知を図るとともに、教職員に対しては新規採用教職員研修時に、学生に対しては入学時のオリエンテーションや各学部・各研究科のガイダンスで説明を行っている（資料 10-1-1-B）。

資料 10-1-1-A 平成 26 年度における年間アクセス数

	島根大学憲章のページ	各学部の教育研究上の目的等のページ (平均値)	各研究科の教育研究上の目的等のページ (平均値)
アクセス件数	2,876	4,098	2,276

(出典：総務課作成資料)

資料 10-1-1-B 大学の目的を構成員に周知する機会

行 事 名 等	対 象	実 施 時 期 等
島根大学新任教員・新採用職員研修（松江キャンパス）	新任教員・新採用職員	年 1 回 4 月
島根大学新任教員等研修（出雲キャンパス）	新任教員等	年 1 回 4 月
新入生対象全体オリエンテーション	新入生	年 1 回 4 月
学部別オリエンテーション	新入生	年 1 回 4 月

(教育・入試企画課作成資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的については、本学ウェブサイトに掲載し公表するとともに、各種印刷物を教職員及び学生に配付し周知を図るとともに、新規採用教職員研修時や入学時のオリエンテーション時に説明を行っている。以上のことから、大学の目的が適切に公表され、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

観点 10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の入学者受入方針については、本学ウェブサイトにおいて公表(http://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/admission_policy/accept_policy/)するとともに、入試要項、学生募集要項に掲載している。入学者受入方針については、オープンキャンパス、入試説明会、推薦入試説明会等を通じて高校生や高校教諭等に説明を行い、周知を図っている（資料 10-1-2-A、10-1-2-B）。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、各学部のウェブサイトでの公表や履修の手引きに掲載されているが、利用者の利便性を考慮し、全学的に整理してウェブサイトで公表するなどの改善の余地がある（資料 10-1-2-C）。

資料 10-1-2-A 平成 26 年度入学者受入方針の公表・周知の状況（募集要項の配布先等）

冊子名	主な配布先	配付部数
大学案内	高等学校、受験生	27, 157
一般選抜学生募集要項	高等学校、受験生	15, 872
入試要項	高等学校、受験生	8, 353

（出典：教育・入試企画課作成資料）

資料 10-1-2-B 平成 26 年度入学者受入方針の公表・周知の状況（説明会の開催等）

学部	オープンキャンパス参加者数 (人)	高校への入試説明 訪問回数(校)	入試説明会参加者 数(人)
法文学部	267	194	89
教育学部	434		
医学部	752		
総合理工学部	248		
生物資源科学部	271		

（出典：教育・入試企画課作成資料）

資料 10-1-2-C 教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針掲載箇所

学部等名	掲載ページ（URL）
法文学部	http://www.hobun.shimane-u.ac.jp/gakubu_syoukai/
教育学部	http://www.edu.shimane-u.ac.jp/gakubu_rinen/5-gakubu_dokuji/gakubu_dokuji01.html （CP） http://www.edu.shimane-u.ac.jp/gakubu_rinen/2-rinen2/ （DP）
医学部医学科	http://www.med.shimane-u.ac.jp/medicine/outline/houshin.html
医学部看護学科	http://www.med.shimane-u.ac.jp/kango/outline/curriculum-policy/ （CP） http://www.med.shimane-u.ac.jp/kango/outline/diploma_policy.html （DP）
総合理工学部	http://shimane-riko.jp/dept/policy.html
生物資源科学部	http://www.life.shimane-u.ac.jp/gakubu_annai/gaiyo.html
人文社会科学研究科	http://www.hobun.shimane-u.ac.jp/jinbun/about_jinbun.html

教育学研究科	http://www.edu.shimane-u.ac.jp/gakubu_daigakuin/gakubuin_kenkyuka/
医学系研究科	http://www.med.shimane-u.ac.jp/graduate/introduce/curriculum_policy.html (CP) http://www.med.shimane-u.ac.jp/graduate/introduce/diploma_policy.html (DP)
総合理工学研究科	http://shimane-riko.jp/graduate/master-policy.html (博士前期課程) http://shimane-riko.jp/graduate/doctor/policy_curriculum.html (CP) (博士後期課程) http://shimane-riko.jp/graduate/doctor/policy_diploma.html (DP) (博士後期課程)
生物資源科学研究科	http://www.life.shimane-u.ac.jp/daigakuin/kenkyu.html

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、本学ウェブサイトや学生に配付する履修の手引きに掲載されており、適切に公表、周知されている。なお、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、各学部のウェブサイトにおいて公表されているが、利用者の利便性を考慮し、全学的に整理して公表するなどの改善の余地がある。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

社会に対する説明責任を果たすとともに、本学の教育研究活動等の状況を分かりやすく公表するため、また、「学校教育法施行規則」等の一部改正による教育研究活動等の情報公開の義務化に対応するため、大学ウェブサイトに「教育情報の公表」ページを設置し、法令に対応した情報公開を行っている（資料 10-1-3-A）。

教育職員の業績等については、教育・研究活動及び社会活動等の状況を学内外に広く発信するため、教員情報検索システム (<http://www.staffsearch.shimane-u.ac.jp/kenkyu>) により公表している。特に研究活動については、各教員の研究について、学内の研究ニーズ・シーズの発掘や情報共有及び学外に向けて研究シーズをわかりやすく紹介する「研究見本市」のページを開設し、研究活動の活性化と共同研究の推進を図っている（資料 10-1-3-B、別添資料 10-1-3-1）。

また、自己点検・評価の結果を基に作成した「各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」と併せて国立大学法人評価に係る評価結果を公表するとともに各年度の財務諸表、決算報告書、事業報告書についても、本学ウェブサイトに公表しており、財務諸表をもとに一般の方にも分かりやすく整理した財務分析資料も財務諸表等と併せて公表している（資料 10-1-3-C、資料 10-1-3-D、別添資料 10-1-3-2）。

教育研究活動等についての積極的な情報発信として、SNS (<http://www.facebook.com/ShimaneUniv>) や動画サイト (<https://www.youtube.com/user/ShimaneUniv>) を用いた情報発信も行っている。

なお、本学ウェブサイトにおいては、文字の大きさを変更する機能や読み上げ機能などによりユーザビリティに配慮するとともに、海外への情報発信という観点から、日本語の他に、英語、中国語、韓国語版のウェブサイトによる情報発信を行っている。

資料 10-1-3-A 教育情報の公表

島根大学 Shimane University

人とともに 地域とともに 国立大学法人

受験生の方 | 在学生・保護者の方 | 卒業生の方 | 企業・研究者の方 | 地域のみなさま

資料請求

お問い合わせ | 交通アクセス | サイトマップ | キャンパスマップ

サイト内検索: [検索] 日本語

大学紹介 | 学部・大学院 | 病院・図書館・附属施設 | 研究・産学連携 | 社会貢献・国際交流 | 教育・学生生活 | 就職・進路 | 入試情報

TOP > 大学紹介 > 情報公開・個人情報保護 > 教育情報の公開

教育情報の公開

大学の教育研究上の目的

[学部の教育研究上の目的]	[大学院の教育研究上の目的]
法文学部	人文社会科学研究科
教育学部	教育学研究科
医学部	医学系研究科
総合理工科学部	総合理工学研究科
生物資源科学部	生物資源科学研究科
	法務研究科

教育研究上の基本組織

学部及び大学院の名称

教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

組織	受賞・表彰
教職員数	教員情報検索システム
特色ある研究紹介	

入学者に関する受入方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

学生受入方針	卒業・修了者数
入学者数	就職(業種別)・進路状況
学生数	主な就職先・進学先

授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画

(本学ウェブサイト:

http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/education_announce/index.html)

資料 10-1-3-B 研究見本市の検索ページ



人とともに 地域とともに
国立大学法人
島根大学

[受験生の方](#) | [在学生・保護者の方](#) | [卒業生の方](#) | [企業・研究者の方](#) | [地域のみなさま](#) | [資料請求](#)

[お問い合わせ](#) | [交通アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [キャンパスマップ](#)

サイトの言語: [検索](#) 日本語 ▼

[大学紹介](#) | [学部・大学院](#) | [病院・図書館・附属施設](#) | [研究・産学連携](#) | [社会貢献・国際交流](#) | [教育・学生生活](#) | [就職・進路](#) | [入試情報](#)

▶ 法文学部

▶ 教育学部

▶ 教育学部附属学校園

▶ 医学部

▶ 医学部附属病院

▶ 総合理工学部

▶ 生物資源科学部

▶ 法務研究科

▶ 学生センター

島根大学  



就職先・暮らしのための情報サイト
ウェルカム島大

[島根大学支援基金](#)

[市民パスポート](#)

TOP > 研究見本市発表検索

研究見本市発表検索

島根大学研究見本市は、Web上で本学の各教員の研究紹介を行い、学内の研究ニーズ・シーズの発掘や情報共有及び学外の皆さまに本学の研究シーズをわかりやすくご紹介することで、さらなる研究活動の活性化と共同研究の推進を図ることを目的に開設しています。

「部局名」「教員氏名」「キーワード」により検索することができますので、是非ご活用ください。

詳細検索: [検索](#)

表示件数: 10 ▼ 並び順: 日付(新しい順) ▼

学部	その他
法文学部	保健管理センター
教育学部	総合企画室
医学部	評価室
生物資源科学部	教育開発センター
大学院総合理工学研究科	入学センター
大学院法務研究科	キャリアセンター
	国際交流センター
	男女共同参画推進室
	生涯教育推進センター
	総合情報処理センター
	汽水域研究センター
	産学連携センター
	総合科学研究支援センター
	外国語教育センター
	ミュージアム
	戦略的研究推進センター

(本学ウェブサイト: <http://www.shimane-u.ac.jp/search/announce/index.cgi>)

資料 10-1-3-C 法人評価に関する公開ページ

- ▶ 点検・評価
- ▶ 認証評価
- ▶ 自己点検評価・外部評価
- ▶ 大学評価情報 - 自己点検評価・外部評価
- ▶ 自己点検評価書発行状況
- ▶ 外部評価書発行状況
- ▶ 大学評価情報データベースシステム
- ▶ 評価室
- ▶ 大学評価評議会
- ▶ 業務方法書
- ▶ 財務・調達情報
- ▶ 情報公開・個人情報保護
- ▶ 情報化への取組
- ▶ 施設利用
- ▶ 広報
- ▶ 島根大学支援基金
- ▶ 島根大学市民/パスポート会員
- ▶ 環境への取組
- ▶ 東日本大震災関連情報

目的

- ◇ 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと
- ◇ 評価結果を、次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させること
- ◇ 評価結果を、次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させること

【法人評価に関する資料等】

中期目標・中期計画

◀第2期 平成22～27年度▶

- 中期目標 (H26.3.25大臣提示) 
- 中期目標 (219KB) 
- 中期計画 (H26.3.31大臣認可) (707KB) 
- 中期計画 (H25.3.29大臣認可) (442KB) 
- 中期計画 (H24.3.30大臣認可) (1.02MB) 
- 中期計画 (H23.3.31大臣認可) (673KB) 
- 中期計画 (H22.3.31大臣認可) (854KB) 

	年度計画	実績報告	評価結果	取組状況(※)
H26				
H25				
H24				
H23				
H22				

(※評価結果等で指摘された事項に対する取組状況)

■◀第1期▶中期目標・中期計画については[こちらから](#)

(本学ウェブサイト : <http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/management/target/#plan>)

資料 10-1-3-D 財務情報の公開ページ

大学紹介

- 理念・憲章
- 学長室
- 大学の概要
- 学年編
- 基礎データ
- 採用情報
- 大学運営・将来構想・点検評価
- 財務・運営情報
- 財務情報（財務諸表、事業報告書など）
- 入札等情報
- 一般競争入札情報
- 資格審査（平成22・23・24年度）
- 工事請負契約基準第25条第5項の適用について
- 環境配慮契約法に基づく契約の締結実績
- 取引停止措置業者一覧
- 固定資産等の貸付公募について
- 契約情報
- 契約詳細情報（予定価格が500万円以上のもの）
- 環境物品等の調達の実績を高めるための方針
- 環境物品等の調達実績の概要
- 情報公開・個人情報保護
- 情報化への取組
- 施設利用
- 広報
- 島根大学支援基金
- 島根大学市民サポート会員
- 環境への取組

TOP > 大学紹介 > 財務・運営情報 > 財務情報（財務諸表、事業報告書など） > 財務情報（2010～2015）

財務情報（2010～2015）

第2期中期目標・中期計画期間（2010～2015）における、財務諸表、決算報告書及び事業報告書をPDFファイルで掲載しています。

財務諸表

- 平成22年度年度財務諸表.pdf(0.98MBytes)
- 平成22年度年度決算概要について.pdf(227KBytes)
- 平成23年度年度財務諸表(825KBytes)
- 平成23年度年度決算概要について(165KBytes)
- 平成24年度年度財務諸表(1.1MBytes)
- 平成24年度年度決算概要について(195KBytes)
- 平成25年度年度財務諸表.pdf(1.05MBytes)
- 平成25年度年度決算概要について.pdf(198KBytes)

決算報告書

- 平成22年度 決算報告書.pdf(224KBytes)
- 平成23年度 決算報告書(58.8KBytes)
- 平成24年度 決算報告書.pdf(295KBytes)
- 平成25年度 決算報告書.pdf(195KBytes)

事業報告書

- 事業報告書（平成22年度）(966KBytes)
- 事業報告書（平成23年度）.pdf(0.99MBytes)
- 事業報告書（平成24年度）.pdf(768KBytes)
- 事業報告書（平成25年度）.pdf(1.29MBytes)

財務状況（財務諸表をもとにした財務分析資料）

- 平成22年度 財務状況(1.01MBytes)
- 平成23年度 財務状況(1.12MBytes)

（本学ウェブサイト：

http://www.shimane-u.ac.jp/introduction/finance/financial_report/financial_report02.html）

別添資料 10-1-3-1 研究見本市掲載内容（例示）

別添資料 10-1-3-2 財務分析資料

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報の公表をはじめ、大学の教育研究活動等についての情報については、本学ウェブサイトに掲載し公表している。本学ウェブサイトにおいては、ユーザビリティに配慮するとともに、日本語の他に英語、中国語、韓国語版のウェブサイトによる情報発信を行っている。

また、財務に関する情報について、一般の方にも分かりやすいようグラフや図を用いて整理した財務分析資料を公開している。

さらに、SNSや動画サイトを活用し、教育研究活動等についての積極的な情報発信を行っている。

以上のことから、教育研究活動等についての情報は十分かつ積極的に公表されていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教育職員の業績等のうち、特に研究活動については、学内の研究ニーズ・シーズの発掘や情報共有及び学外に向けて研究シーズをわかりやすく紹介する「研究見本市」のページを開設し、研究活動の活性化と共同研究の推進を図っている。
- 財務に関する情報については、一般の方にも分かりやすいように、グラフや図を用いて整理した財務分析資料を財務諸表等と併せて公表している。
- 教育研究活動等についての積極的な情報発信として、SNSや動画サイトを用いた情報発信を行っている。
- 本学ウェブサイトにおいて、文字の大きさを変更する機能や読み上げ機能などによりユーザビリティに配慮されており、また、海外への情報発信という観点から、日本語の他に、英語、中国語、韓国語版のウェブサイトによる情報発信を行っている。

【改善を要する点】

- 教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、各学部のウェブサイトにおいて公表されているが、利用者の利便性を考慮し、全学的に整理して公表するなどの改善の余地がある。